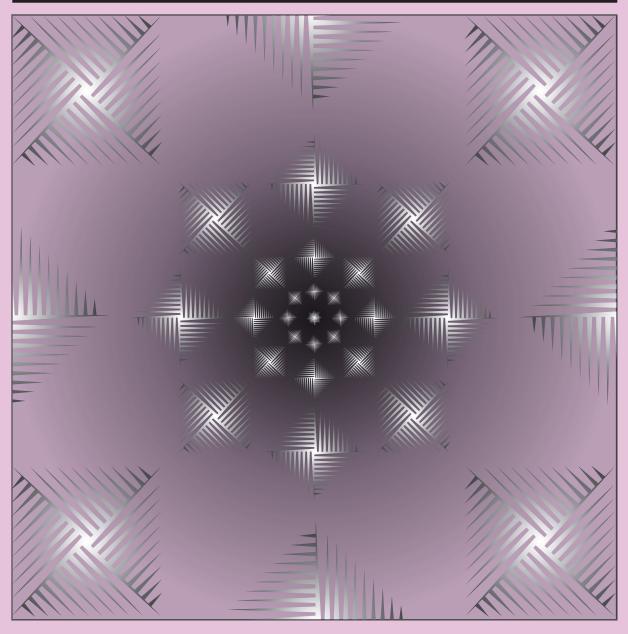
シラバス法学部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

- ●「法学部シラバス」について ・・・ 法学部長
- ●「シラバスの見方」

《入学年度·学科別 目次一覧》

| I | 2008~2010 年度入学 | 生 | P1~P6 |
|----|----------------|-------|-----------|
| | 法律学科 | | •• P1~P2 |
| | 国際関係法学科 | | • • P3∼P4 |
| | 総合政策学科 | • • • | • • P5∼P6 |
| II | 2003~2007 年度入学 | 生 | P7~P10 |
| | 法律学科 | • • • | •• P7~P8 |

国際関係法学科・・・・ P9~ P10

「法学部シラバス」について

法学部長 福永 文夫

シラバス(syllabus)とは、授業科目の内容などを要約した一覧のことです。学生諸君の教室内および教室外の勉学に資するために、本学はシラバスを冊子形式で作成しています。 冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されており、「法学部シラバス」では、すべての法 学部開設科目(法律学科・国際関係法学科・総合政策学科)を収載しています(ただし、 演習等特別の開講形態のものは除く)。またインターネット上では、全学共通授業科目や他 学部の開設科目についても見ることができます。

これによって法学部のカリキュラムの全容がわかりますので、まずは全体に目をとおしてみてください。科目ごとに、①講義目的および講義概要、②テキスト・参考文献、③評価方法、④学期授業計画、の4項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れていることでしょう。

このうち、「講義目的および講義概要」欄には、教員による科目の位置づけや、受講者にとっての達成目標、および学期ごと授業の概略や講義の方法が記されています。「テキスト・参考文献」欄には授業で使用する教科書や参考とすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートについて、また授業そのものについて、教員がなにを望んでいるかを知ることができます。さらに「学期授業計画」欄には、授業の詳細な内容とその進め方が、14週または28週分にわたって記載されていますので、受講者はこれを参考に学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、学年初めの履修登録のときにだけ必要なものではありません。シラバスは 教員と学生諸君とのあいだの授業に関する約束ですから、教員はこれに則して授業を進め たり成績評価をしますし、受講者もこれにしたがって授業に参加し成績評価を受けねばな りません。そのためには、授業期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の授業は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって試されることになります。そのためにも、法学部の授業をさらに良くする第一歩として、学生諸君がこのシラバスを大いに活用されることを希望します。

【シラバスの見方】

「シラバス」は、科目の担当教員が、学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知 することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。 学生諸君は、シラバスを良く読み、計画的な履修登録をしてください。

※2003年度以降入学者の開設科目は、春学期または秋学期で完結します。

(ただし2003~2007年度入学生の「会社法(4単位)」は、春・秋学期の継続履修科目。)

※目次の「履修不可の学部・学科」の表記方法

外:外国語学部 養」:国際教養学部 経:経済学部 律:法律学科 国:国際関係法学科 総第二総合政策学科

*上段は、春学期科目です。

| ① 08~10 律·国·総 ② 03~07 律·国 | 民法入門 /民法 A 民事法入門/民事 | | ③ 担当教員名 |
|---------------------------|------------------------|--|---------|
| ④ 講義目的、 | 講義概要 | 5 | 授業計画 |
| 【 春学 | 期 】 | 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第四週週週週週週週週週週週週週 | |
| ⑥ テキスト、 | 参考文献 | 7 | 評価方法 |

| ① 08~10 律·国·総 ② 03~07 律·国 | 刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事 | 3/ //3/24/ 4/ 3 | ③ 担当教員名 |
|---------------------------|-----------------------|--|---------|
| ④ 講義目的、 | 講義概要 | 5 | 授業計画 |
| 【 秋学 | 期 】 | 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | |
| ⑥ テキスト、 | 参考文献 | 7 | 評価方法 |

[記載内容]

① 適用年度・適用学科 *適用年度と適用学科について*

【08~10 律・国・総】

2008年度~2010年度入学

法律学科/国際関係法学科/総合政策学科を対象とした 科目です。

【03~07 律・国】

2003年度~2007年度入学 法律学科/国際関係法学科 ■ を対象とした科目です。

- ② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載 (****表示の学科には開設されていません。)
- ③ 担当教員氏名
- ④ 授業の目的や講義全体の説明、 学生への要望が記載してあります。
- ⑤ 学期の授業計画についての欄です。 原則として各週ごとに講義するテーマが記載して あります。
- ⑥ 授業で使用するテキストや参考となる文献が記載 してあります。
- ⑦ 各教員によって評価方法は様々です。 春・秋の学期末に成績評価が出ます。 (ただし2003~2007年度入学生の「会社法(4単位)」 は、秋学期末に成績評価が出ます。)

[注意事項]

1.登録条件

秋学期の科目には、春学期の科目履修登録または、 単位の修得を条件にした科目があります。

2.受講制限の科目について

外国法講読、外国書講読、国際関係法講読、国際政治講読 については、受講希望者数により選抜する場合があります。

「全学共通授業科目」と合併開講している科目については 定員を設けていますので、「授業時間割表」を参照して ください。

4.他学部との合併科目名

他学部との合併科目については講義目的、講義概要等で 記載されている科目名が異なる場合があります。

*下段は、秋学期科目です。

【法律学科】 2008~2010年度入学生

| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | | 開始 | | | ページ | | | |
|--|-------------------|--------|-------|----|---|---|----------------------|---|---|----------|
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | | 担当教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | ^{:部·学} 経 | 国 | 総 | <u> </u> |
| 入門演習 | | 各専任教員 | 水2•水3 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 11 |
| 憲法入門 | 憲法•人権 | 大藤 紀子 | 月4 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 12 |
| 憲法入門 | 憲法•人権 | 加藤 一彦 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 13 |
| 民法入門 | | 常岡 史子 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 14 |
| 民法入門 | | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 15 |
| 刑法入門 | | 内山 良雄 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 16 |
| | 刑法入門 | 安部 哲夫 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 17 |
| | 国際関係法入門 | 髙佐 智美 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | | 18 |
| | 総合政策入門 | 福永 文夫 | 木2 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 19 |
| 社会科学概論-1 | 社会科学概論-2 | 堅田 剛 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 20 |
| | 社会科学情報検索法 | 若尾 岳志 | 木1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 21 |
| 法思想史 | 法哲学 | 堅田 剛 | 木3 | 2 | | | | | 総 | 22 |
| 日本法制史 | 日本近代法史 | 小栁 春一郎 | 月2 | 2 | | | | | 総 | 23 |
| 西洋法制史a | 西洋法制史b | 藤田 貴宏 | 火2 | 2 | | | | | | 24 |
| 法社会学a | 法社会学b | 森 謙二 | 月2 | 2 | | | | | 総 | 25 |
| | 法心理学b | 渡辺 昭一 | 金5 | 2 | | | | | | 26 |
| 英米法a | 英米法b | 田島 裕 | 月3 | 3 | | | | 玉 | | 27 |
| ドイツ法a | | 市川 須美子 | 木3 | 3 | 外 | | | 玉 | | 28 |
| | ドイツ法b | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | 外 | | | 国 | | 29 |
| フランス法a | フランス法b | 小栁 春一郎 | 火4 | 3 | | | | 玉 | | 30 |
| 地域共同体法a | 地域共同体法b | 大藤 紀子 | 火1 | 3 | | | | 玉 | | 31 |
| 外国法講読 I | | 藤田 貴宏 | 木4 | 2 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 32 |
| 外国法講読 I | | 田島 裕 | 金3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 33 |
| | 外国法講読Ⅱ | 堅田 剛 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 34 |
| | 外国法講読Ⅱ | 木藤 茂 | 水2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 35 |
| 憲法・統治 | 憲法・発展 | 大藤 紀子 | 火2 | 2 | | | | 玉 | 総 | 36 |
| 行政法I | 行政法Ⅱ | 木藤 茂 | 火3 | 2 | | | | 玉 | 総 | 37 |
| 行政法Ⅲ | | 磯部 哲 | 水3 | 3 | | | | | 総 | 38 |
| | 比較公法 | 髙佐 智美 | 木3 | 3 | | | | 国 | | 39 |
| 地方自治法a | | 木村 俊介 | 水2 | 3 | | | | | 総 | 40 |
| | 地方自治法b | 市川 須美子 | 火1 | 3 | | | | | 総 | 41 |
| 教育法a | 教育法b | 市川 須美子 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | | 総 | 42 |
| | 民法 I (代理·時効·物権総論) | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | | 43 |
| 民法Ⅱ(債権各論) | 民法Ⅲ(担保物権・債権総論) | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | 玉 | 総 | 44 |
| 民法Ⅳ(親族法) | 民法 V (相続法) | 常岡 史子 | 月1 | 2 | | | | | 総 | 45 |
| 会社法I | 会社法Ⅱ | 明田川 昌幸 | 金1 | 2 | | | 経 | 玉 | 総 | 46 |
| 会社法I | 会社法Ⅱ | 梅田 武敏 | 木1 | 2 | | | 経 | 国 | 総 | 47 |
| 手形·小切手法 | | 潘 阿憲 | 水4 | 3 | | | | | 総 | 48 |
| 商法総則·商行為 | | 梅田 武敏 | 水2 | 3 | | | | 国 | 総 | 49 |
| 保険法 | | 明田川昌幸 | 火2 | 3 | | | | | 総 | 50 |
| 国際私法a | 国際私法b | 山田 恒久 | 火1 | 2 | | | | 国 | | 51 |
| 国際取引法 | | 土屋 弘三 | 金2 | 3 | | | | 国 | | 52 |
| 刑法総論I | 刑法総論Ⅱ | 内山 良雄 | 火3 | 2 | | | | 国 | 総 | 53 |
| 刑法総論Ⅰ | 刑法総論Ⅱ | 若尾 岳志 | 金2 | 2 | | | | 国 | 総 | 54 |
| 刑法各論Ⅰ | 刑法各論Ⅱ | 内山 良雄 | 木2 | 2 | | | | 国 | 総 | 55 |
| 刑法各論Ⅰ | 刑法各論Ⅱ | 中空 壽雅 | 水4 | 2 | | | | 玉 | 総 | 56 |

【法律学科】 2008~2010年度入学生

| サーナ 1 17 日 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------|--------|----|----|---|---|------------|---|---|-----|--|
| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | 曜日 | 開始 | | | 修小点 部·学 | | | ページ | |
| | NA AMMINISTE HE | | 時限 | 学年 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | | |
| 刑事政策a | 刑事政策b | 安部 哲夫 | 月3 | 3 | | | | 国 | 総 | 57 | |
| 少年法a | 少年法b | 安部 哲夫 | 火4 | 3 | | | | | 総 | 58 | |
| 労働法a | 労働法b | 石井 保雄 | 月1 | 2 | | | | | 総 | 59 | |
| 社会保障法a | 社会保障法b | 石井 保雄 | 金2 | 3 | | | | | 総 | 60 | |
| 環境法a | 環境法b | 一之瀬 高博 | 木2 | 2 | | | | | 総 | 61 | |
| 経済法 | | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | | | | | 総 | 62 | |
| 消費者法 | | 岩重 佳治 | 金2 | 3 | | | | | 総 | 63 | |
| 知的財産権法a | 知的財産権法b | 長塚 真琴 | 木2 | 3 | | | | | | 64 | |
| 民事訴訟法a | 民事訴訟法b | 小川 健 | 木1 | 3 | | | | | 総 | 65 | |
| 民事執行·保全法 | | 小川 健 | 火2 | 3 | | | | | | 66 | |
| | 倒産法 | 小川 健 | 火2 | 3 | | | | | 総 | 67 | |
| 刑事訴訟法a | 刑事訴訟法b | 田口 守一 | 水2 | 2 | | | | | 総 | 68 | |
| 国際法 I | 国際法Ⅱ | 鈴木 淳一 | 木1 | 2 | | | | 国 | 総 | 69 | |
| 国際法Ⅲ | 国際人道法 | 安保 公人 | 月3 | 3 | | | | 玉 | | 70 | |
| 国際政治学a | 国際政治学b | 星野 昭吉 | 月2 | 2 | 外 | 養 | | 国 | 総 | 71 | |
| 日本政治外交史a | 日本政治外交史b | 福永 文夫 | 金3 | 2 | 外 | 養 | | 玉 | 総 | 72 | |
| 政治学原論a | 政治学原論b | 杉田 孝夫 | 木3 | 2 | | | | 国 | 総 | 73 | |
| 地方自治論a | 地方自治論b | 小口 進一 | 火2 | 3 | | | | 国 | 総 | 74 | |
| 政治思想史a | 政治思想史b | 柴田 平三郎 | 金3 | 3 | | | | 国 | 総 | 75 | |
| 行政学a | 行政学b | 雨宮 昭一 | 火1 | 3 | | | | 围 | 総 | 76 | |
| 法律学特講(初めての著作権法) | 法律学特講(著作権法の諸問題) | 長塚 真琴 | 木1 | 3 | | | 経 | | | 78 | |
| 法律学特講(刑事法総合) | | 安部 哲夫 | 水1 | 3 | | | | | | 79 | |
| 法律学特講(裁判法) | | 小川 佳子 | 月3 | 3 | | | | | | 80 | |
| 法律学特講(債権法の諸問題) | | 亀岡 倫史 | 木4 | 3 | | | | | | 81 | |
| 法律学特講(債権総論[基礎編]) | | 納屋 雅城 | 水2 | 3 | | | | | | 82 | |
| 法律学特講(刑法各論と特別刑法) | | 若尾 岳志 | 木2 | 3 | | | | | | 83 | |
| | 法律学特講(生命保険) | 明田川 昌幸 | 火2 | 3 | | | | | | 50 | |
| | 法律学特講(医事法) | 磯部 哲 | 水3 | 3 | | | | | | 84 | |
| | 法律学特講(消費者法) | 岩重 佳治 | 金2 | 3 | | | | | | 85 | |
| | 法律学特講(担保物権法に関する諸問題) | 遠藤 研一郎 | 月4 | 3 | | | | | | 86 | |
| | 法律学特講(借地借家法) | 小栁 春一郎 | 火2 | 3 | | | | | | 87 | |
| | 法律学特講(企業法) | 潘 阿憲 | 水4 | 3 | | | | | | 88 | |
| 法曹特講(法曹の仕事-弁護士業 務を中心として) | 法曹特講(弁護士業務の諸問題) | 小川 佳子 | 月1 | 3 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 89 | |
| | 法曹特講(刑事法6) | 中空 壽雅 | 水3 | 3 | 外 | 養 | 経 | 玉 | 総 | 90 | |
| | 法曹特講(債権総論[発展編]) | 納屋 雅城 | 水2 | 3 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 91 | |
| 経済原論a | 経済原論b | 井上 智弘 | 水2 | 2 | 外 | | 経 | | 総 | 92 | |
| 会計学a | 会計学b | 内倉 滋 | 火2 | 3 | | | 経 | | | 93 | |
| 法政総合講座「地域の現場から」 | | 雨宮 昭一 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 94 | |
| | 法政総合講座「労働社会と法」について考える | 石井 保雄 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 総 | 95 | |

【国際関係法学科】 2008~2010年度入学生

専 門 科 目

| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | | | 開始 | 履修不可の 学部・学科 | | | | | ページ |
|--------------|-------------------|--------|-------|----|----|----------------|---|-----|---|-----|-----|
| 任于郑讯碑符日石 | | 担当教具 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | 経 | 律 総 | | | |
| 入門演習 | | 各専任教員 | 水2•水3 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 11 | |
| 憲法入門 | 憲法・人権 | 大藤 紀子 | 月4 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 12 | |
| 憲法入門 | 憲法・人権 | 加藤 一彦 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 13 | |
| 民法入門 | | 常岡 史子 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 14 | |
| 民法入門 | | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 15 | |
| 刑法入門 | | 内山 良雄 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 16 | |
| | 刑法入門 | 安部 哲夫 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 17 | |
| | 国際関係法入門 | 髙佐 智美 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | | 18 | |
| | 総合政策入門 | 福永 文夫 | 木2 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 19 | |
| 社会科学概論-1 | 社会科学概論-2 | 堅田 剛 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 20 | |
| | 社会科学情報検索法 | 若尾 岳志 | 木1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 21 | |
| | 民法 I (代理·時効·物権総論) | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 43 | |
| 国際法 I | 国際法Ⅱ | 鈴木 淳一 | 木1 | 2 | | | | 律 | 総 | 69 | |
| 国際法Ⅲ | 国際人道法 | 安保 公人 | 月3 | 3 | | | | 律 | | 70 | |
| 国際政治学a | 国際政治学b | 星野 昭吉 | 月2 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 総 | 71 | |
| | 比較法史 | 田島 裕 | 金3 | 2 | | | | | | 96 | |
| 比較法概論a | 比較法概論b | 田島 裕 | 月1 | 2 | | | | | | 97 | |
| 国際私法a | 国際私法b | 山田 恒久 | 火1 | 2 | | | | 律 | | 51 | |
| 比較政治a | 比較政治b | 津田 由美子 | 月2 | 3 | | | | | 総 | 98 | |
| 国際組織法-1 | | 鈴木 淳一 | 木3 | 2 | 外 | 養 | | | | 99 | |
| | 国際組織法-2 | 鈴木 淳一 | 木3 | 2 | 外 | | | | | 99 | |
| 国際人権法a | 国際人権法b | 高佐 智美 | 火2 | 2 | | | | | 総 | 100 | |
| 国際環境法a | 国際環境法b | 一之瀬 高博 | 火3 | 3 | | 養 | | | | 101 | |
| 国際経済法 | | 宗田 貴行 | 金1 | 3 | | | | | | 102 | |
| | 国際租税法 | 石村 耕治 | 木2 | 3 | | | | | | 103 | |
| 国際取引法 | | 土屋 弘三 | 金2 | 3 | | | | 律 | | 52 | |
| | 国際知的財産権法 | 長塚 真琴 | 月3 | 3 | | | | | | 104 | |
| | 国際家族法 | 常岡 史子 | 火1 | 3 | | | | | | 105 | |
| 国際民事訴訟法 | | 小川 健 | 火4 | 3 | | | | | | 106 | |
| | 模擬国際裁判 | 鈴木 淳一 | 火2 | 3 | 外 | 養 | 経 | | | 107 | |
| 国際関係法特講(海洋法) | 国際関係法特講(安全保障国際法) | 安保 公人 | 月4 | 3 | | | | | | 109 | |
| | 国際関係法特講(国際経済法) | 宗田 貴行 | 金1 | 3 | | | | | | 102 | |
| | 国際関係法特講(国際企業法務) | 土屋 弘三 | 金2 | 3 | | | | | | 110 | |
| | 比較公法 | 髙佐 智美 | 木3 | 3 | | | | 律 | | 39 | |
| | 比較私法 | 亀岡 倫史 | 木4 | 3 | | | | | | 108 | |
| 地域共同体法a | 地域共同体法b | 大藤 紀子 | 火1 | 3 | | | | 律 | | 31 | |
| 英米法a | 英米法b | 田島 裕 | 月3 | 3 | | | | 律 | | 27 | |
| ドイツ法a | | 市川 須美子 | 木3 | 3 | 外 | | | 律 | | 28 | |
| | ドイツ法b | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | 外 | | | 律 | | 29 | |
| | フランス法b | 小栁 春一郎 | 火4 | 3 | | | | 律 | | 30 | |
| 憲法•統治 | 憲法•発展 | 大藤 紀子 | 火2 | 2 | | | | 律 | 総 | 36 | |
| 民法Ⅱ(債権各論) | 民法Ⅲ(担保物権・債権総論) | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | 律 | 総 | 44 | |
| 商法総則·商行為 | | 梅田 武敏 | 水2 | 3 | | | | 律 | 総 | 49 | |
| 会社法 I | 会社法Ⅱ | 明田川 昌幸 | 金1 | 2 | | | 経 | 律 | 総 | 46 | |
| 会社法I | 会社法Ⅱ | 梅田 武敏 | 木1 | 2 | | | 経 | 律 | 総 | 47 | |
| 行政法 I | 行政法Ⅱ | 木藤 茂 | 火3 | 2 | | | | 律 | 総 | 37 | |

【国際関係法学科】 2008~2010年度入学生

| | 秋学期開講科目名 | | 担当教員 | 曜日 | 開始 | | | ページ | | | |
|--|-----------------------|----|------|----|----|---|---|-----------|---|---|---------|
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | | | 担ヨ教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | *部·学 経 | 律 | 総 | ハーシ |
| 刑法総論 I | 刑法総論Ⅱ | 内山 | 良雄 | 火3 | 2 | | | | 律 | 総 | 53 |
| 刑法総論 I | 刑法総論Ⅱ | 若尾 | 岳志 | 金2 | 2 | | | | 律 | 総 | 54 |
| 刑法各論 I | 刑法各論Ⅱ | 内山 | 良雄 | 木2 | 2 | | | | 律 | 総 | 55 |
| 刑法各論 I | 刑法各論Ⅱ | 中空 | 壽雅 | 水4 | 2 | | | | 律 | 総 | 56 |
| 刑事政策a | 刑事政策b | 安部 | 哲夫 | 月3 | 3 | | | | 律 | 総 | 57 |
| 国際関係論a | 国際関係論b | 鈴木 | 宏尚 | 火3 | 2 | | | | | | 111 |
| 日本政治外交史a | 日本政治外交史b | 福永 | 文夫 | 金3 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 総 | 72 |
| 平和学a | 平和学b | 星野 | 昭吉 | 水2 | 3 | | | | | | 112 |
| 国際協力論a | 国際協力論b | 片岡 | 貞治 | 月2 | 3 | | | | | | 113 |
| 国際関係史a | 国際関係史b | 永野 | 隆行 | 月2 | 3 | 外 | | 経 | | | 114 |
| アメリカ政治外交史a | アメリカ政治外交史b | 鈴木 | 宏尚 | 火5 | 3 | | | | | | 115 |
| 現代経済論a | 現代経済論b | 阿部 | 正浩 | 火1 | 2 | | | 経 | | | 116 |
| 日本経済論a | 日本経済論b | 波形 | 昭一 | 火5 | 3 | 外 | 養 | 経 | | | 117 |
| 国際経済論a | 国際経済論b | 益山 | 光央 | 火3 | 3 | 外 | 養 | 経 | | | 118 |
| 国際金融論a | 国際金融論b | 山本 | 美樹子 | 月3 | 2 | | | 経 | | | 119 |
| 多国籍企業論a | 多国籍企業論b | 小林 | 哲也 | 金3 | 3 | | | 経 | | | 120 |
| 政治学原論a | 政治学原論b | 杉田 | 孝夫 | 木3 | 2 | | | | 律 | 総 | 73 |
| 西洋政治史a | 西洋政治史b | 津田 | 由美子 | 火2 | 3 | | | | | 総 | 121 |
| 西洋政治思想史a | 西洋政治思想史b | 柴田 | 平三郎 | 金3 | 3 | | | | 律 | 総 | 75 |
| 人権の歴史 | | 髙佐 | 智美 | 木3 | 2 | | | | | | 122 |
| 地域政治史 | | 雨宮 | 昭一 | 木3 | 2 | | | | | 総 | 123 |
| 行政学a | 行政学b | 雨宮 | 昭一 | 火1 | 3 | | | | 律 | 総 | 76 |
| アジア政治論a | アジア政治論b | 山本 | 秀也 | 土1 | 3 | 外 | 養 | | | 総 | 124 |
| 地方自治論a | 地方自治論b | 小口 | 進一 | 火2 | 3 | | | | 律 | 総 | 74 |
| 地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論) | | 今井 | 圭子 | 月3 | 3 | | 養 | | | | 125 |
| 地域研究特講(中・東欧とロシア1) | 地域研究特講(中・東欧とロシア2) | 志摩 | 園子 | 金1 | 3 | | | | | | 126 |
| 国際関係法講読I | 国際関係法講読Ⅱ | 土屋 | 弘三 | 火2 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 127 |
| 外国法講読 I | | 藤田 | 貴宏 | 木4 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 32 |
| 外国法講読 I | | 田島 | 裕 | 金3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 33 |
| | 外国法講読Ⅱ | 堅田 | 剛 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 34 |
| | 外国法講読Ⅱ | 木藤 | 茂 | 水2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 35 |
| | 国際政治講読Ⅱ | 星野 | 昭吉 | 水1 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 128 |
| 法政総合講座「地域の現場から」 | | 雨宮 | 昭一 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 94 |
| | 法政総合講座「労働社会と法」について考える | 石井 | 保雄 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 総 | 95 |

【総合政策学科】 2008~2010年度入学生

| 春学期開講科目名 | 名 秋学期開講科目名 担当教員 曜日 | 開始 | | ページ | | | | | | |
|--|--------------------|--------|-------|-----|---|---|-----------------|---------|---|----------|
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | (大学) 用語符日石 | 但目教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | <i>部・学</i> 経 | ,, 律 | 玉 | <u> </u> |
| 入門演習 | | 各専任教員 | 水2•水3 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 11 |
| 総合政策入門 | | 福永 文夫 | 金2 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 19 |
| 憲法入門 | 憲法・人権 | 大藤 紀子 | 月4 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 12 |
| 憲法入門 | 憲法・人権 | 加藤 一彦 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 13 |
| 民法入門 | | 常岡 史子 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 14 |
| 民法入門 | | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 15 |
| | 民法 I (代理·時効·物権総論) | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 43 |
| 刑法入門 | | 内山 良雄 | 水1 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 16 |
| | 刑法入門 | 安部 哲夫 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 17 |
| 社会科学概論-1 | 社会科学概論-2 | 堅田 剛 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 20 |
| | 社会科学情報検索法 | 若尾 岳志 | 木1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 国 | 21 |
| 憲法•統治 | 憲法・発展 | 大藤 紀子 | 火2 | 2 | | | | 律 | 国 | 36 |
| 行政法 I | 行政法Ⅱ | 木藤 茂 | 火3 | 2 | | | | 律 | 国 | 37 |
| 行政法皿 | | 磯部 哲 | 水3 | 3 | | | | 律 | | 38 |
| 地方自治法a | | 木村 俊介 | 水2 | 3 | | | | 律 | | 40 |
| | 地方自治法b | 市川 須美子 | 火1 | 3 | | | | 律 | | 41 |
| 民法Ⅱ(債権各論) | 民法Ⅲ(担保物権・債権総論) | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | 律 | 国 | 44 |
| 民法Ⅳ(親族法) | 民法 V (相続法) | 常岡 史子 | 月1 | 2 | | | | 律 | | 45 |
| 商法総則•商行為 | | 梅田 武敏 | 水2 | 3 | | | | 律 | 国 | 49 |
| 刑法総論 I | 刑法総論Ⅱ | 内山 良雄 | 火3 | 2 | | | | 律 | 国 | 53 |
| 刑法総論 I | 刑法総論Ⅱ | 若尾 岳志 | 金2 | 2 | | | | 律 | 国 | 54 |
| 政治学原論a | 政治学原論b | 杉田 孝夫 | 木3 | 2 | | | | 律 | 国 | 73 |
| 日本政治外交史a | 日本政治外交史b | 福永 文夫 | 金3 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 国 | 72 |
| 地域政治論a | | 雨宮 昭一 | 木3 | 2 | | | | | 国 | 123 |
| | 地域政治論b | 雨宮 昭一 | 木3 | 2 | | | | | | 123 |
| まちづくり特論 | | 小口 進一 | 火3 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 129 |
| 行政過程論 | | 木藤 茂 | 水1 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 77 |
| | 政策過程論 | 羽貝 正美 | 火4 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 130 |
| 地方自治論a | 地方自治論b | 小口 進一 | 火2 | 3 | | | | 律 | 国 | 74 |
| 行政学a | 行政学b | 雨宮 昭一 | 火1 | 3 | | | | 律 | 国 | 76 |
| 経済原論a | 経済原論b | 井上 智弘 | 水2 | 2 | 外 | | 経 | 律 | | 92 |
| 経済政策a | 経済政策b | 阿部 正浩 | 木2 | 2 | | | 経 | | | 131 |
| 環境政策a | 環境政策b | 塩田 尚樹 | 水1 | 2 | | | 経 | | | 132 |
| 都市政策a | 都市政策b | 倉橋 透 | 金1 | 2 | | | 経 | | | 133 |
| 刑事政策a | 刑事政策b | 安部 哲夫 | 月3 | 3 | | | | 律 | 国 | 57 |
| 教育法a | 教育法b | 市川 須美子 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | | 42 |
| 土地法 | | 小柳 春一郎 | 火1 | 3 | | | | | | 134 |
| 医療•福祉概論a | 医療·福祉概論b | 石井 加代子 | 木4 | 2 | | | 経 | | | 135 |
| 高齢化社会論a | 高齢化社会論b | 奥山 正司 | 月1 | 2 | | | 経 | | | 136 |
| 地方財政論a | 地方財政論b | 伊藤 為一郎 | 木3 | 3 | | | 経 | | | 137 |
| 財政学a | 財政学b | 野村 容康 | 木3 | 2 | | | 経 | | | 138 |
| 日本文化論a | | 飯島 一彦 | 木5 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 139 |
| | 日本文化論b | 飯島 一彦 | 火3 | 2 | 外 | 養 | | | | 139 |
| | 地域文化 | 林 英一 | 木1 | 2 | 外 | 養 | 経 | | | 140 |
| | 多文化共生論 | 田房 由起子 | 土2 | 2 | 外 | 養 | | | | 141 |
| 国際政治学a | 国際政治学b | 星野 昭吉 | 月2 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 玉 | 71 |

【総合政策学科】 2008~2010年度入学生

| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | 曜日 | 開始 | <u></u> | | | | | ページ |
|-----------------|-----------------------|--------|----|----|---------|---|---|---|---|-----|
| | IN 1 WHITH IT IN | E-IXX | 時限 | 学年 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | |
| 比較政治a | 比較政治b | 津田 由美子 | 月2 | 3 | | | | | 玉 | 98 |
| 西洋政治史a | 西洋政治史b | 津田 由美子 | 火2 | 3 | | | | | 玉 | 121 |
| 西洋政治思想史a | 西洋政治思想史b | 柴田 平三郎 | 金3 | 3 | | | | 律 | 玉 | 75 |
| アジア政治外交史a | アジア政治外交史b | 山本 秀也 | 土1 | 3 | 外 | 養 | | | 玉 | 124 |
| 法思想史 | 法哲学 | 堅田 剛 | 木3 | 2 | | | | 律 | | 22 |
| 日本法制史 | 日本近代法史 | 小栁 春一郎 | 月2 | 2 | | | | 律 | | 23 |
| 法社会学a | 法社会学b | 森 謙二 | 月2 | 2 | | | | 律 | | 25 |
| 会社法 I | 会社法Ⅱ | 明田川 昌幸 | 金1 | 2 | | | 経 | 律 | 玉 | 46 |
| 会社法 I | 会社法Ⅱ | 梅田 武敏 | 木1 | 2 | | | 経 | 律 | 玉 | 47 |
| 手形•小切手法 | | 潘 阿憲 | 水4 | 3 | | | | 律 | | 48 |
| 保険法 | | 明田川 昌幸 | 火2 | 3 | | | | 律 | | 50 |
| 経済法 | | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | | | | 律 | | 62 |
| 刑法各論 I | 刑法各論Ⅱ | 内山 良雄 | 木2 | 2 | | | | 律 | 玉 | 55 |
| 刑法各論 I | 刑法各論Ⅱ | 中空 壽雅 | 水4 | 2 | | | | 律 | 玉 | 56 |
| 民事訴訟法a | 民事訴訟法b | 小川 健 | 木1 | 3 | | | | 律 | | 65 |
| | 倒産法 | 小川 健 | 火2 | 3 | | | | 律 | | 67 |
| 少年法a | 少年法b | 安部 哲夫 | 火4 | 3 | | | | 律 | | 58 |
| 刑事訴訟法a | 刑事訴訟法b | 田口 守一 | 水2 | 2 | | | | 律 | | 68 |
| 社会保障法a | 社会保障法b | 石井 保雄 | 金2 | 3 | | | | 律 | | 60 |
| 労働法a | 労働法b | 石井 保雄 | 月1 | 2 | | | | 律 | | 59 |
| 消費者法 | | 岩重 佳治 | 金2 | 3 | | | | 律 | | 63 |
| 環境法a | 環境法b | 一之瀬 高博 | 木2 | 2 | | | | 律 | | 61 |
| 国際法 I | 国際法Ⅱ | 鈴木 淳一 | 木1 | 2 | | | | 律 | 玉 | 69 |
| 国際人権法a | 国際人権法b | 髙佐 智美 | 火2 | 2 | | | | | 玉 | 100 |
| 外国書講読 I | | 藤田 貴宏 | 木4 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 32 |
| 外国書講読 I | | 田島 裕 | 金3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 33 |
| | 外国書講読Ⅱ | 堅田 剛 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 34 |
| | 外国書講読Ⅱ | 木藤 茂 | 水2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 35 |
| 法政総合講座「地域の現場から」 | | 雨宮 昭一 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 94 |
| | 法政総合講座「労働社会と法」について考える | 石井 保雄 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 玉 | 95 |

【法律学科】 2003~2007年度入学生

| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | 曜日時限 | 開始 学年 | | 学部 | 不可の •学科 | | ページ |
|-----------|---------------------------------------|--------|-----------|----------|---|----|------------|---|-----|
| | | | 阿股 | 子平 | 外 | 養 | 経 | 玉 | |
| 民事法入門 | | 常岡 史子 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 14 |
| 民事法入門 | | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 15 |
| 刑事法入門 | | 内山 良雄 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 16 |
| | 刑事法入門 | 安部 哲夫 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 17 |
| | 国際関係法入門 | 髙佐 智美 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 18 |
| | 政治学入門 | 福永 文夫 | 木2 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 19 |
| 社会科学概論-1 | 社会科学概論-2 | 堅田 剛 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 20 |
| | 社会科学情報検索法b | 若尾 岳志 | 木1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 21 |
| 法思想史 | 法哲学 | 堅田 剛 | 木3 | 2 | | | | | 22 |
| 日本法制史 | 日本近代法史 | 小栁 春一郎 | 月2 | 2 | | | | | 23 |
| 西洋法制史a | 西洋法制史b | 藤田 貴宏 | 火2 | 2 | | | | | 24 |
| 法社会学a | 法社会学b | 森 謙二 | 月2 | 2 | | | | | 25 |
| | 法心理学b | 渡辺 昭一 | 金5 | 2 | | | | | 26 |
| 英米法a | 英米法b | 田島 裕 | 月3 | 3 | | | | 国 | 27 |
| ドイツ法a | | 市川 須美子 | 木3 | 3 | 外 | | | 国 | 28 |
| | ドイツ法b | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | 外 | | | 国 | 29 |
| フランス法a | フランス法b | 小栁 春一郎 | 火4 | 3 | | | | 国 | 30 |
| 地域共同体法a | 地域共同体法b | 大藤 紀子 | 火1 | 3 | | | | 国 | 31 |
| 外国法講読 I | | 藤田 貴宏 | 木4 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 32 |
| 外国法講読 I | | 田島 裕 | 金3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 33 |
| | 外国法講読Ⅱ | 堅田 剛 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 34 |
| | 外国法講読Ⅱ | 木藤 茂 | 水2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 35 |
| 憲法 I | 憲法Ⅱ | 大藤 紀子 | 月4 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 12 |
| 憲法 [| 憲法Ⅱ | 加藤 一彦 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 国 | 13 |
| 憲法Ⅲ | | 大藤 紀子 | 火2 | 2 | | | | 国 | 36 |
| 行政法 I | 行政法Ⅱ | 木藤 茂 | 火3 | 2 | | | | 国 | 37 |
| 行政法Ⅲ | | 磯部 哲 | 水3 | 3 | | | | | 38 |
| | 比較公法 | 髙佐 智美 | 木3 | 3 | | | | 国 | 39 |
| 地方自治法a | | 木村 俊介 | 水2 | 3 | | | | | 40 |
| | 地方自治法b | 市川 須美子 | 火1 | 3 | | | | | 41 |
| 教育法a | 教育法b | 市川 須美子 | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | | 42 |
| 民法 I | | 遠藤 研一郎 | 木1・木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 142 |
| | 民法Ⅱ | 遠藤 研一郎 | 月4 | 2 | | | | 国 | 86 |
| | 民法Ⅲ | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | 国 | 44 |
| 民法Ⅳ | | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | | 44 |
| 民法V | | 常岡 史子 | 月1 | 1 | | | | | 45 |
| 会 | :社法 ※ | 明田川 昌幸 | 金1 | 2 | | | 経 | 国 | 46 |
| | ····································· | 梅田 武敏 | 木1 | 2 | | | 経 | 国 | 47 |
| 手形·小切手法 | | 潘 阿憲 | 水4 | 3 | | | | | 48 |
| 商法総則•商行為 | | 梅田 武敏 | 水2 | 3 | | | | 国 | 49 |
| 保険法 | | 明田川 昌幸 | 火2 | 3 | | | | | 50 |
| 国際私法a | 国際私法b | 山田 恒久 | 火1 | 2 | | | | 国 | 51 |
| 国際取引法 | | 土屋弘三 | 金2 | 3 | | | | 国 | 52 |

[※]会社法(4単位)は、春・秋学期の継続履修科目。

【法律学科】 2003~2007年度入学生

| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | | 曜日 | 開始 | | 履修? | 不可の ・学科 | 科 | ページ |
|------------------------------|--------------------------------|--------|----|----|---|-----|------------|---|-----|
| 一 | 大子物 两路行口 口 | 担当教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | | | |
| 刑法総論 Ι | 刑法総論Ⅱ | 内山 良雄 | 火3 | 2 | | | | 国 | 53 |
| 刑法総論 I | 刑法総論Ⅱ | 若尾 岳志 | 金2 | 2 | | | | 国 | 54 |
| 刑法各論 | 刑法各論 | 内山 良雄 | 木2 | 2 | | | | 国 | 55 |
| 刑法各論 | 刑法各論 | 中空 壽雅 | 水4 | 2 | | | | 国 | 56 |
| 刑事政策a | 刑事政策b | 安部 哲夫 | 月3 | 3 | | | | 国 | 57 |
| 労働法a | 労働法b | 石井 保雄 | 月1 | 2 | | | | | 59 |
| 社会保障法a | 社会保障法b | 石井 保雄 | 金2 | 3 | | | | | 60 |
| 環境法a | 環境法b | 一之瀬 高博 | 木2 | 2 | | | | | 61 |
| 経済法 | | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | | | | | 62 |
| 消費者法 | | 岩重 佳治 | 金2 | 3 | | | | | 63 |
| 知的財産権法a | 知的財産権法b | 長塚 真琴 | 木2 | 3 | | | | | 64 |
| 民事訴訟法a | 民事訴訟法b | 小川 健 | 木1 | 3 | | | | | 65 |
| 民事執行·保全法 | | 小川 健 | 火2 | 3 | | | | | 66 |
| | 倒産法 | 小川 健 | 火2 | 3 | | | | | 67 |
| 刑事訴訟法a | 刑事訴訟法b | 田口 守一 | 水2 | 2 | | | | | 68 |
| 国際法 I | 国際法Ⅱ | 鈴木 淳一 | 木1 | 2 | | | | 国 | 69 |
| 国際法Ⅲ | 国際人道法 | 安保 公人 | 月3 | 3 | | | | 国 | 70 |
| 国際政治学a | 国際政治学b | 星野 昭吉 | 月2 | 2 | 外 | 養 | | 玉 | 71 |
| 日本政治外交史a | 日本政治外交史b | 福永 文夫 | 金3 | 2 | 外 | 養 | | 国 | 72 |
| 政治学原論a | 政治学原論b | 杉田 孝夫 | 木3 | 2 | | | | 玉 | 73 |
| 地方自治論a | 地方自治論b | 小口 進一 | 火2 | 3 | | | | 国 | 74 |
| 政治思想史a | 政治思想史b | 柴田 平三郎 | 金3 | 3 | | | | 玉 | 75 |
| 行政学a | 行政学b | 雨宮 昭一 | 火1 | 3 | | | | 国 | 76 |
| 法律学特講(青少年保護法総論—少 年犯罪と少年法) | 法律学特講(青少年保護法各論—被 害者としての青少年) | 安部 哲夫 | 火4 | 3 | | | | | 58 |
| 法律学特講(初めての著作権法) | 法律学特講(著作権法の諸問題) | 長塚 真琴 | 木1 | 3 | | | 経 | | 78 |
| 法律学特講(刑事法総合) | | 安部 哲夫 | 水1 | 3 | | | | | 79 |
| 法律学特講(裁判法) | | 小川 佳子 | 月3 | 3 | | | | | 80 |
| 法律学特講(債権法の諸問題) | | 亀岡 倫史 | 木4 | 3 | | | | | 81 |
| 法律学特講(行政過程論) | | 木藤 茂 | 水1 | 3 | | | | | 77 |
| 法律学特講(債権総論[基礎編]) | | 納屋 雅城 | 水2 | 3 | | | | | 82 |
| 法律学特講(刑法各論と特別刑法) | | 若尾 岳志 | 木2 | 3 | | | | | 83 |
| | 法律学特講(生命保険) | 明田川 昌幸 | 火2 | 3 | | | | | 50 |
| | 法律学特講(医事法) | 磯部 哲 | 水3 | 3 | | | | | 84 |
| | 法律学特講(消費者法) | 岩重 佳治 | 金2 | 3 | | | | | 85 |
| | 法律学特講(借地借家法) | 小栁 春一郎 | 火2 | 3 | | | | | 87 |
| | 法律学特講(相続法) | 常岡 史子 | 月1 | 3 | | | | | 45 |
| | 法律学特講(企業法) | 潘 阿憲 | 水4 | 3 | | | | | 88 |
| 法曹特講(法曹の仕事-弁護士業 務を中心として) | 法曹特講(弁護士業務の諸問題) | 小川 佳子 | 月1 | 3 | 外 | 養 | 経 | 围 | 89 |
| | 法曹特講(刑事法6) | 中空 壽雅 | 水3 | 3 | 外 | 養 | 経 | 国 | 90 |
| | 法曹特講(債権総論[発展編]) | 納屋 雅城 | 水2 | 3 | 外 | 養 | 経 | 国 | 91 |
| 経済原論a | 経済原論b | 井上 智弘 | 水2 | 2 | 外 | | 経 | | 92 |
| 会計学a | 会計学b | 内倉 滋 | 火2 | 3 | | | 経 | | 93 |
| 法政総合講座「地域の現場から」 | | 雨宮 昭一 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 94 |
| | 法政総合講座「労働社会と法」について考える | | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 国 | 95 |

目 次

| | 国際関係法学科】 20 | 003~2007年 | 度入学 | 生生 | | | | | |
|--|------------------|-----------|-------|----|---|-----------|---|---|-----|
| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 担当教員 | 曜日 | 開始 | | 履修不 学部 | | 1 | ページ |
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | (八子) 用两件日日 | 担当教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | | 律 | |
| 民事法入門 | | 常岡 史子 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 14 |
| 民事法入門 | | 納屋 雅城 | 金1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 15 |
| 刑事法入門 | | 内山 良雄 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 16 |
| | 刑事法入門 | 安部 哲夫 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 17 |
| | 国際関係法入門 | 髙佐 智美 | 水1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 18 |
| | 政治学入門 | 福永 文夫 | 木2 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 19 |
| 社会科学概論-1 | 社会科学概論-2 | 堅田 剛 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 20 |
| | 社会科学情報検索法b | 若尾 岳志 | 木1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 21 |
| 憲法I | 憲法Ⅱ | 大藤 紀子 | 月4 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 12 |
| 憲法 [| 憲法Ⅱ | 加藤 一彦 | 火1 | 1 | 外 | 養 | 経 | 律 | 13 |
| 民法 I | | 遠藤 研一郎 | 木1・木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 142 |
| 国際法I | 国際法Ⅱ | 鈴木 淳一 | 木1 | 2 | | | | 律 | 69 |
| 国際法Ⅲ | 国際人道法 | 安保 公人 | 月3 | 3 | | | | 律 | 70 |
| 国際政治学a | 国際政治学b | 星野 昭吉 | 月2 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 71 |
| 比較法概論a | 比較法概論b | 田島 裕 | 月1 | 2 | | | | | 97 |
| 国際私法a | 国際私法b | 山田 恒久 | 火1 | 2 | | | | 律 | 51 |
| 比較政治a | 比較政治b | 津田 由美子 | 月2 | 3 | | | | | 98 |
| 国際組織法-1 | | 鈴木 淳一 | 木3 | 2 | 外 | 養 | | | 99 |
| | 国際組織法-2 | 鈴木 淳一 | 木3 | 2 | 外 | | | | 99 |
| 国際人権法a | 国際人権法b | 髙佐 智美 | 火2 | 2 | | | | | 100 |
| 国際環境法a | 国際環境法b | 一之瀬 高博 | 火3 | 3 | | 養 | | | 101 |
| 国際経済法 | | 宗田 貴行 | 金1 | 3 | | | | | 102 |
| | 国際租税法 | 石村 耕治 | 木2 | 3 | | | | | 103 |
| 国際取引法 | | 土屋 弘三 | 金2 | 3 | | | | 律 | 52 |
| | 国際知的財産権法 | 長塚 真琴 | 月3 | 3 | | | | | 104 |
| | 国際家族法 | 常岡 史子 | 火1 | 3 | | | | | 105 |
| 国際民事訴訟法 | | 小川 健 | 火4 | 3 | | | | | 106 |
| | 模擬国際裁判 | 鈴木 淳一 | 火2 | 3 | 外 | 養 | 経 | | 107 |
| 国際関係法特講(海洋法) | 国際関係法特講(安全保障国際法) | 安保 公人 | 月4 | 3 | | | | | 109 |
| | 国際関係法特講(国際経済法) | 宗田 貴行 | 金1 | 3 | | | | | 102 |
| | 国際関係法特講(国際企業法務) | | 金2 | 3 | | | | | 110 |
| | 比較公法 | 髙佐 智美 | 木3 | 3 | | | | 律 | 39 |
| | 比較私法 | 亀岡 倫史 | 木4 | 3 | | | | | 108 |
| 地域共同体法a | 地域共同体法b | 大藤 紀子 | 火1 | 3 | | | | 律 | 31 |
| 英米法a | 英米法b | 田島 裕 | 月3 | 3 | | | | 律 | 27 |
| ドイツ法a | | 市川 須美子 | 木3 | 3 | 外 | | | 律 | 28 |
| | ドイツ法b | 宗田 貴行 | 木3 | 3 | 外 | | | 律 | 29 |
| フランス法a | フランス法b | 小栁 春一郎 | 火4 | 3 | | | | 律 | 30 |
| 憲法Ⅲ | | 大藤 紀子 | 火2 | 2 | | | | 律 | 36 |
| | 民法Ⅱ | 遠藤 研一郎 | 月4 | 2 | | | | 律 | 86 |
| | 民法Ⅲ | 藤田 貴宏 | 水1 | 2 | | | | 律 | 44 |
| 商法総則·商行為 | | 梅田 武敏 | 水2 | 3 | | | | 律 | 49 |
| | 法 ※ | 明田川 昌幸 | 金1 | 2 | | | 経 | 律 | 46 |
| 会社 | 法 ※ | 梅田 武敏 | 木1 | 2 | | | 経 | 律 | 47 |

[※]会社法(4単位)は、春・秋学期の継続履修科目。

目 次

| [E | 国際関係法学科】 20 | 03~ | 2007年 | 度入学 | 生生 | | | | | | |
|--|-----------------------|---------------|--------------|---------|----------|----|---|------------|-------------|-----|-----|
| 春学期開講科目名 | 秋学期開講科目名 | 七水秋 10 | 七小科 曾 | 担当教員 曜日 | 和尚如田達村口名 | 開始 | | 履修不 学部· | 下可の · 学科 | | ページ |
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | 伙子树册码件日 有 | 714 | 13 教員 | 時限 | 学年 | 外 | 養 | | 律 | | |
| 行政法 I | 行政法Ⅱ | 木藤 茂 | 5 | 火3 | 2 | | | | 律 | 37 | |
| 刑法総論 Ι | 刑法総論Ⅱ | 内山 良 | と雄 | 火3 | 2 | | | | 律 | 53 | |
| 刑法総論I | 刑法総論Ⅱ | 若尾 岳 | 志 | 金2 | 2 | | | | 律 | 54 | |
| 刑法各論 | 刑法各論 | 内山 良 | と雄 | 木2 | 2 | | | | 律 | 55 | |
| 刑法各論 | 刑法各論 | 中空 壽 | 聲雅 | 水4 | 2 | | | | 律 | 56 | |
| 刑事政策a | 刑事政策b | 安部 哲 | 夫 | 月3 | 3 | | | | 律 | 57 | |
| 国際関係論a | 国際関係論b | 鈴木 宏 | 3尚 | 火3 | 2 | | | | | 111 | |
| 日本政治外交史a | 日本政治外交史b | 福永 文 | 5夫 | 金3 | 2 | 外 | 養 | | 律 | 72 | |
| 平和学a | 平和学b | 星野 昭 | 洁 | 水2 | 3 | | | | | 112 | |
| 国際協力論a | 国際協力論b | 片岡 貞 | 泊 | 月2 | 3 | | | | | 113 | |
| 国際関係史a | 国際関係史b | 永野 隆 | 全行 | 月2 | 3 | 外 | | 経 | | 114 | |
| アメリカ政治外交史a | アメリカ政治外交史b | 鈴木 宏 | 3尚 | 火5 | 3 | | | | | 115 | |
| 現代経済論a | 現代経済論b | 阿部 正 | 浩 | 火1 | 2 | | | 経 | | 116 | |
| 日本経済論a | 日本経済論b | 波形 昭 | 3— | 火5 | 3 | 外 | 養 | 経 | | 117 | |
| 国際経済論a | 国際経済論b | 益山 光 | . | 火3 | 3 | 外 | 養 | 経 | | 118 | |
| 国際金融論a | 国際金融論b | 山本 美 | 養樹子 | 月3 | 2 | | | 経 | | 119 | |
| 多国籍企業論a | 多国籍企業論b | 小林 哲 | 也 | 金3 | 3 | | | 経 | | 120 | |
| 政治学原論a | 政治学原論b | 杉田 孝 | 美 | 木3 | 2 | | | | 律 | 73 | |
| 西洋政治史a | 西洋政治史b | 津田 由 | 美子 | 火2 | 3 | | | | | 121 | |
| | 西洋政治思想史b | 柴田 平 | 三郎 | 金3 | 3 | | | | 律 | 75 | |
| 行政学a | 行政学b | 雨宮 昭 | 3— | 火1 | 3 | | | | 律 | 76 | |
| アジア政治論a | アジア政治論b | 山本 秀 | き也 | 土1 | 3 | 外 | 養 | | | 124 | |
| 地方自治論a | 地方自治論b | 小口 進 | <u>E</u> — | 火2 | 3 | | | | 律 | 74 | |
| 地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論) | | 今井 圭 | ≧子 | 月3 | 3 | | 養 | | | 125 | |
| 地域研究特講(中・東欧とロシア1) | 地域研究特講(中・東欧とロシア2) | 志摩 園 | 子 | 金1 | 3 | | | | | 126 | |
| 国際関係法講読 I | 国際関係法講読Ⅱ | 土屋 弘 | 7三 | 火2 | 2 | 外 | 養 | 経 | | 127 | |
| 外国法講読 I | | 藤田 貴 | 宏 | 木4 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 32 | |
| 外国法講読 I | | 田島 裕 | } | 金3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 33 | |
| | 外国法講読Ⅱ | 堅田 剛 | IJ | 木2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 34 | |
| | 外国法講読Ⅱ | 木藤 茂 | र्ड | 水2 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 35 | |
| | 国際政治講読Ⅱ | 星野 昭 | 3吉 | 水1 | 2 | 外 | 養 | 経 | | 128 | |
| 法政総合講座「地域の現場から」 | | 雨宮 昭 | 3- | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 94 | |
| | 法政総合講座「労働社会と法」について考える | 石井 保 | R雄 | 水3 | 2 | 外 | 養 | 経 | 律 | 95 | |

| 08~10 律・国・総 | 入門演習/入門演習/入門演習 | | 担当者 | 各専任教員 |
|---|---|------|-----|--|
| 03~07 律・国 | *****/***** | | | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| の春学期)に履修すに分かれて、演習(授業では、大学で的な書物の読み方、のしかたなどを学び理解し、そして身に各担当教員は、私大学での学習全般になるクラス・アドバ | 授業では、大学での勉学の心がまえ、勉強の方法、専門内な書物の読み方、論文・レポートの書き方、報告や討論のしかたなどを学びます。大学での勉学の取り組みかたを理解し、そして身につけることが演習の目的です。 各担当教員は、科目履修のしかたや勉強のしかたなど、大学での学習全般についてクラス所属学生の相談相手となるクラス・アドバイザーを兼ねています。大学生活に関ける質問等があれば入門演習の担当者に気軽にご相談くごさい。 | | | います。 者により若干異なりますが、 当教員から指示があります。 |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | |
| | | | | |
| 08~09 律・国・総03~07 律・国 | *****/***** *****/ | | 担当者 | * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 憲法入門/憲法入門/憲法入門 | | l → \ l e → de | 1 -11: | <i>t</i> -¬ → |
|--|-----------------------------------|--|---|---------------------|---------------|
| 03~07 律・国 | 憲法 I /憲法 I | | 担当者 | 大藤 | 於 一 子 |
| 講義目的、講義概要 | 5 C | 授業計画 | | | |
| る。憲法とは何かる。憲法とい。 憲法とい。 論に といる といる といる きょう | | 1. は思知 (多少 (多少 (1) を で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 法と明治憲法 法の基本 (1) 有主体(2) 共 (4) 有主体(2) 共 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) | 型 の問題点 の保障と限界 | |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | | |
| | 新和之補訂)『憲法』(岩波書店) 5四重奏』(有信堂高文社) | 試験期間中の調 | 論述試験の約 | 店果による評 値 | f i. |

| 08~10 律・国・総 | 憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 | | 担当者 | 大藤紀子 |
|--|--|---|--|---------|
| 03~07 律・国 | 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ | | | , . |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| 通じた具体に、講談者に、各自とにノートで考えを山野村の中村ののまとは、中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | を理解し、ノートをまとめる際、 現代憲法入門』 (法律文化社) 法 I 』 (有斐閣) 法 』 (日本評論社) 憲法判例百選 I 』第5 版 (有斐閣) 一郎編『基本判例 憲法』 (法学書 憲法判例205』 (発行・編集工房球) | 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 位 数 数 間 現 現 済 身 身 存 育 労 と の の の の の の の の を 権 め 変 11. 12. 13. 14. (多 13. 14. (多 14. 15. 15. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16 | 則 ① ② 権 刑事事手続 る権 利 働基本権 | |
| テキスト、参考文南 | * | 評価方法 | | |
| | 和之補訂)『憲法』(岩波書店) 四重奏』(有信堂高文社) | 試験期間中の論 | 述試験の結 | 果による評価。 |

| 08~10 律・国・総 | 憲法入門/憲法入門/憲法入門 | | 担当者 | 加藤 一彦 |
|-----------------------------------|---|---|---|-------------|
| 03~07 律・国 | 憲法I/憲法I | | | |
| 講義目的、講義概要 | 要 | 授業計画 | | |
| 基本を講義する。 えながら憲法理論の 問題意識を持って | て講義に望んで欲しい。なお、必ず『六 回もってくること。最初の講義で『六 | 1. ガミス 2. ません 3. まま 4. 人 4. 人 5. まま 4. 人 5. 人 | 是 等 音効力論 論 (1) / 9条((2) /安保((3) / 平和(| 体制 的生存権論 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 加藤・植村編『現代高橋ほか『憲法判例 | 弋憲法入門講義〔新2版〕』(北樹出版) 列百選Ⅰ』(有斐閣) | 定期試験による | | |

| 08~10 律・国・総 憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 03~07 律・国 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ | | 担当者 | 加藤 一彦 |
|---|--|--|-------|
| 講義目的、講義概要 本講義では、「憲法入門」を踏まえて、人権各論につき 勉強を続ける。判例理論と学説の修得を主目的とする。 前期同様、教科書・判例集にそって講義を進める。 | 授業計画1. がます2. 前期権3. 人精神神4. 精神神神的的的的的的的的的的方針7. 精済経経経費9. 人社会会的11. 社会会的12. 社報14. 後期の | 学問の自由 表現の自由総 判例研究 判例研究 総 論 例 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 の 自 所 の の の の | |
| テキスト、参考文献 加藤・植村『現代憲法入門講義〔新2版〕』(北樹出版) 高橋ほか『憲法判例百選 I・Ⅱ』(有斐閣) | 定期試験による | | |

| 08~10 律・国・総 | 民法入門/民法入門/民法入門 | | | 担当者 | - | 史子 |
|--|---|---|---|--|--|--------|
| 03~07 律・国 | 民事法入門/民事法入門 | | | 127 1 | Lt Imi | 文 1 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業 | 計画 | | | |
| 法的思考方法に触れ と家族法の2つの部 して異なる原理に基 て論じることが可能 には、私的自治の原 基盤とし、相互に認 は、私的自治のもと て、取引関係・家族 | が、民法における基本的概念を理解し、れることを目的とする。民法は、財産法部分から成っており、この両者は往々に基づく別個の法であるとして、切り離しまであると考えられがちであるが、実際可則や物権・債権に関する理解を共通の疑いつながりを持つ。そこで、本講義ででの個人の意思の尊重とは何かについ。関係の両側面から検討する。これらのなの基本的な構造を把握することを目的 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 | 民法契契意意履履強法所の表表の方での表表の不規関権のある表表の不規関権の移動を表の不規関権の移動をといる。 | 主財産行為 無効と無効と関い 無効と関い は一般である。 は一般では は一般である。 は一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を | 自治 と身分行為 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | |
| テキスト、参考文献 | | | i方法 | | | |
| 曽野和明・常岡史子『私法秩序の構造』(有信堂、2005 年 第 2 刷) | | る。 | 授業時間中に | こ自ら進んで | 期試験の成績を 質問に答えた者 価に際して加味 | については、 |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 1534 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | Ţ | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 民法入門/民法入門/民法入門 | | 担当者 | 納屋 | 雅城 |
|--|---|---|---|-------|------|
| 03~07 律・国 | 民事法入門/民事法入門 | | 프크센 | 州17王 | 7年9次 |
| 講義目的、講義概要 | 2 | 授業計画 | | | |
| マンションの賃貸、婚や相続など、私が近な法律である。この授業では、民民法の導入部分と編・物権を中心とし判所の立場)・学説をしていく。 | の購入と住宅ローン、借金の連帯保証、 ケガをさせられたときの損害賠償、結 たちの日常生活に直接に関係してくる身 民法を初めて勉強する人たちのために、 もいえる民法典の第一編・総則と第二。 て、民法全体について、条文・判例(裁 を取り上げながら、教科書に沿って説明 民には、2010年版の六法を必ず持参する ていれば、種類や出版社は問わない)。 | 1. 2. 3. 4. 4. 5. 6. 6. 7. 8. 9. 10. 法法法律律行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行 | ① ② ③ 契約① 契約② 契約③ 契約④ | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| (有斐閣、2007年 | 総則・物権 第4版(有斐閣アルマ)』)。なお、講義開始日までに改訂版が出 所しい版のものを使用する。 | 定期試験(100% | %) によって[| 評価する。 | |

| 08~10 律・国・総 | 国·総 *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-----------------|------|-------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 15日14 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | 1 | 評価方法 | | |
| ナイト、参与文制 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 刊法入門/刑法入門/刑法入門 | | 担当者 | 内山 良雄 |
|--|---|---|--|--|
| 03~07 律・国 | 刑事法入門/刑事法入門 | | 14111111111111111111111111111111111111 | 下1円 区位 |
| 講義目的、講義概要 | 2 | 授業計画 | | |
| 刑者のでののでは、 一人す者なら科犯法事が対対である。 大学では、大学に刑は、大学に刑が、大学に刑が、大学に刑が、対対が、大学に刑は、大学に刑は、大学に刑が、大学に刑が、大学に刑が、大学に、大学をを反事とでは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、 | した、刑罰を科せられます。刑罰は、受べ侵害する、法的制裁の中でやはないではない。そこでのように処罰されるでは立し、が発生したときの地ではなどの選正な進め方について論じ、犯が発生したときの原因を探り、などの適正な進め方にの原因を探り、るが発生したとのの原因を探り、るが必要を対し、その原因をとさせるののように、これらのは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これらのをでは、これが、これには、というというでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが | 3. 罪刑法法定 4. 罪刑法の 5. 犯果関所の 6. 因果関防衛過 7. 正意 8. 故誤為犯 9. 皓遂犯とと 11. 既犯す人は 12. 「罰ぜ人は、のれる 14. な *【】内は *【】内は *【】な *ば *ば *ば *ば *ば *ば *ば *ば | 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 | EME 1 - 1 , 2 】 章 THEME 1 - 3 】 】 ETHEME 2 - 1 】 EME 2 - 2 】 E1章 THEME 2 - 3 】 EME 2 - 4 (1) 】 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | 、を使用します(上欄を参照)。 曽根威彦・瀬川晃編『入門刑事法 [第 | | 語、学説の表 | て評価します。刑法の基本 考え方などを正しく理解で す。 |

| | *****/***** *****/ | | 担当者 | * * * * |
|-----------|-----------------------|------|-----|---------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/*****/ ***** | | 担当者 | * * * * * |
|----------------------|--------------------|------|-----|-----------|
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 刑法入門/刑法入門/刑法入門 | 担当者 | 安部 哲夫 |
|-------------|----------------|-------|-------|
| 03~07 律・国 | 刑事法入門/刑事法入門 | 14374 | 女郎 台入 |

講義目的、講義概要

刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というよ うに、犯罪概念を形成(規範定立)するところから(刑事 立法論、刑法改正論) 考察がはじまるものである。そこで は、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習か ら始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、 「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」 が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」 を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴 追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての 「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯 罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪 者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学 期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めること になるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要が あろう。

そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を 論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の 全領域における現代的課題について論じることにする。

2009年5月21日以降起訴された事件から(昨年8月か ら裁判員裁判が開始されている)、重大な刑事事件に関す る裁判員制度がスタートした。1年を経過して課題や問題 点も見えてきた。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関す る報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。

授業計画

- 刑事法とは何か。刑法の条文を読む。
- 2. 刑事裁判とは何か。刑事判例を読む。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。 刑事政策を語る。刑罰規定と刑罰論、量刑論

- 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。 罪刑法定主義、謙抑主義、行為主義、責任主義 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。 大津事件から学ぶもの。 刑事司法の概要(警察・検察・裁判・矯正・保護の流 れと刑事政策の課題)
- 7. 刑事裁判の基本原則 (証拠主義をめぐる問題)
- 8. 誤った裁判(冤罪はなぜ生じるか)
- 9. 国民の司法参加
- 裁判員裁判と検察審査会
- 10. 犯罪論のポイント(1) 構成要件論
- 不作為犯、因果関係 違法論、正当防衛 11. 犯罪論のポイント(2) 社会的相当性
- 責任論、錯誤論、 責任能力、期待可能性 12. 犯罪論のポイント(3)
- 13. 犯罪論のポイント(4)未遂犯論、共犯論
- 14. 犯罪各論の重要課題(生命犯罪の検討)

テキスト、参考文献

指定教材:井田良『基礎から学ぶ刑事法(第4版)』有斐 閣、2010年

参考教材:安部哲夫ほか『新版現代法学入門(第5版)』 尚学社、2010年

評価方法

学期末試験 60 点と授業内レポート 20 点、出席点 20 点に よって評価する。出席は毎回とる。

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | * * * * * |
|----------------------|---|------|-----|-----------|
| 講義目的、講義概要 | *****/***** E | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 国際関係法入門/国際関係法入門/*: 国際関係法入門/国際関係法入門 | * * * * | 担当者 | 髙佐 智美 |
|---|---|--|--|---|
| 講義目的、講義概要 | <u>.</u> | 授業計画 | | |
| 識を提供することを 概要:国際法及び国 て、それぞれを専門 学生には、この講義 ってもらい、将来、 | に、国際法と国際関係に関する基礎知 目的としています。 関際政治に関する様々な学問分野につい 日とする先生方にご講義いただきます。 を通じて、様々な学問分野に興味をも 各専門分野の講義またはゼミを履修し についての理解を深めることを希望し | ついて 5、国際関係と人いて 6、国際関係と平について 7、国際関係と取 8、国際関係とと取 10、国際関係とととは 11、国際関係ととより 12、国際関係とといる。 13、国際関係とといる。 | 〜国際公法に織権 1~ 10 1 | ついて 法について おける人権保障システムに よる人権保障システムにつ における平和維持システム について 法について たこついて きについて きについて きについて もについて 台について |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| 随時指示します。 | | 定期試験。詳しく | は開講時に記 | 説明します。 |

08~10 律・国・総 | *****/***/総合政策入門 担当者 福永 文夫 03~07 律・国 ***** 授業計画 講義目的、講義概要 1. はじめに-総合政策の地平 本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテー 2. 地域の視点から(1) ション的科目です。まず総合政策とは何か、次いで 3. 地域の視点から(2) 総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深 4. 国際比較の視点から(1) 5. 国際比較の視点から(2) い専門性という二つの軸を示します。次いで、総合 6. 思想史の視点から 政策学科所属教員それぞれの専門分野に即して、地 7. 法の視点から(1) 域、国際比較、法、政策と法に関し、様々な視点か 8. 法の視点から(2) ら総合政策学を検討します。最後に、具体的事例を 9. 法の視点から(3) 10. 政策と法(1) 挙げ講義することで、グローバルな視点およびロー 11. 政策と法(2) カルな視点双方から政策を考える糸口としたいと考 12. 事例研究(1) 13. 事例研究(2) えています。もちろん、内容的には各学問の紹介に 14. おわりに とどまることになると思われますが、総合政策学科 の入門編として必須科目となっています。 テキスト、参考文献 評価方法

| - | | | |
|-------------|--------------------|------|---------------|
| 08~10 律・国・総 | 総合政策入門/総合政策入門/**** | 担当者 | 福永 文夫 |
| 03~07 律・国 | 政治学入門/政治学入門 | 1270 | 国水 人 八 |

講義目的、講義概要

総合政策学科新入生へのオリエンテーション的科目ですが、秋学期は法律学科および国際関係法学科の学生を対象とします。まず総合政策とは何か、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示します。次いで、政治学関係担当教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、思想史、現代日本政治に関し、主に政治学の視点から総合政策学を検討します。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口としたいと思います。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまることになりますが、総合政策学の入門編となっています。

とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。

授業計画

1. はじめに一総合政策の地平

講義中に行うテストおよびレポートで評価する。

- 2. 地域の視点から(1)
- 3. 地域の視点から(2)
- 4. 政策と法(1)
- 5. 政策と法(2)
- 6. 国際比較の視点から(1)
- 7. 国際比較の視点から(2)
- 8. 思想史の視点から(1)
- 9. 思想史の視点から(2)
- 10. 法の視点から(1)
- 11. 法の視点から(2)
- 12. 事例研究(1)
- 13. 事例研究(2)
- 14. おわりに

テキスト、参考文献

とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。

評価方法

講義中に行うテストおよびレポートで評価する。

08~10 律・国・総 社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1 担当者 堅田 剛 03~07 律・国 社会科学概論-1/社会科学概論-1 授業計画 講義目的、講義概要 「社会科学」は法学・政治学・経済学等の総称ですが、実 1. 授業の概要 は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を 2. 1980 年代の社会思想とは何であったか 有しています。この意味での社会科学には人文科学も含ま 3. 世界史の転換と社会思想の転換---1990年代以降 れます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、 4. 近代啓蒙思想の「自然観」と「歴史観」――文明の進 生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授 業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示で 歩というヴィジョン きればと思います。 5. 進化論の社会観――進歩史観から偶然史観へ? 春学期は、テキストとして山脇直司氏の『社会思想史を 6. 近代啓蒙思想と宗教 学ぶ』を用います。同氏は、わが国を代表する社会哲学者 7. 根源悪と歴史思想 ですが、最近は「公共性」を軸にした社会思想史の再編を 8. コスモポリタニズム、ナショナリズム、インターナシ 研究課題にしています。本書でも、ポスト近代の視点に立 って、いわば新たな世界市民主義の可能性を提示していま ョナリズム す。それは西洋的な自然観や歴史観を根本から見直すこと 9. 市民社会論と福祉国家論 にもなるでしょう。近代の向こう側に公共性意識をもった 10. 超国家的な「公共価値」をどう築くか 「市民」から成る超国家的なコミュニティを構想するとい 11. 欧米中心的進歩史観からの脱却と相対主義の罠 うのですが、それは日本社会に実現できるでしょうか。 講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を 12. 「解釈学的理解」とは何か――批判的で対話的な歴史・ 一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみ 文化理解のために ます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積 13. 多元的なポスト近代の「比較」社会思想への途 極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚 える」よりも「考える」ことを目指してください。 14. まとめ

テキスト、参考文献

山脇直司『社会思想史を学ぶ』ちくま新書、2009年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。

評価方法

「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価 します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、 添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。

08~10 律・国・総 社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2 担当者 堅田 剛 03~07 律・国 社会科学概論-2/社会科学概論-2

講義目的、講義概要

「社会科学」は法学・政治学・経済学等の総称ですが、実 は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を 有しています。この意味での社会科学には人文科学も含ま れます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、 生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授 業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示で きればと思います。

秋学期は、テキストとして広井良典氏の『コミュニティ を問い直す』を用います。同書は、大佛次郎論壇賞を受賞 した注目の書物です。同氏は社会保障や福祉政策の専門家 として、「コミュニティ」の諸問題に取り組んでいます。 地域と地球の両面からの、魅力的な問題提起といえるでし ょう。また、現代的なコミュニティを構築することで、資 本主義と社会主義が産み出してきた地球環境問題にも新 たな提言を試みています。西洋発の市民社会的都市論は、 はたして「日本社会の未来」への指針となりうるでしょう

講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を -人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみ ます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積 極的に織り込むつもりです。学生諸君も、こ この授業では「覚 える」よりも「考える」ことを目指してください。

授業計画

- 1. 授業の概要
- 2. コミュニティへの問い
- 3. 都市・城壁・市民——都市とコミュニティ
- 4. 都市・城壁・市民 都市とコミュニティ (続)
- 5. コミュニティの中心――空間とコミュニティ
- 6. ローカルからの出発――グローバル化とコミュニティ
- 7. 都市計画と福祉国家——土地/公共性とコミュニティ
- 8. ストックをめぐる社会保障――資本主義/社会主義と コミュニティ
- 9. ストックをめぐる社会保障――資本主義/社会主義と コミュニティ (続)
- 10. ストックをめぐる社会保障――資本主義/社会主義と コミュニティ(続)
- 11. ケアとしての科学——科学とコミュニティ
- 12. 独我論を超えて
- 13. 地球倫理の可能性――コミュニティと現代
- 14. まとめ

評価方法

テキスト、参考文献

広井良典『コミュニティを問いなおす――つながり・都 市・日本社会の未来――』ちくま新書、2009年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。

「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価

します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、 添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。

| | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | **** |
|----------------|---|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | .h | | | |
| テキスト、参考文献 | Τ | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | | | | |
|------------------------|--|-----------|-----|--|
| 目的 | | 1. イントロダク | ション | |

社会科学分野、特に法律学・政治学を学ぶために必要な、 情報収集・分析・加工の方法を身につけてもらいます。 概要

どのような情報が必要で、有用なのか。どの情報に信頼 がおけるのか。その情報をどのように読み取り、自らもま た情報の発信者たり得るのか。これらは、実はとても難し い技術です。

現代社会に存在する多くの情報の、すべての内容を理解 し、覚えることは不可能です。ですが、それらの情報のイ ンデックス (索引) の仕組みを身につけておくことはでき ます。必要に応じて、情報を収集・取捨選択し、扱えるよ うになってください。

本講義は、法学部教員がオムニバス形式で授業を行って いきます。また、本学図書館の協力を得て、実際の図書館 の利用方法も習得してもらいたいと思います。

受講に際しては、コンピュータ操作の基礎を身につけて おいてください(全学共通科目の「コンピュータ入門a」 履修済み程度)。

- 2. 図書館利用法 I
- 3. 図書館利用法Ⅱ
- 4. 図書館利用法Ⅲ
- 5. 図書館利用法IV (小テスト)
- 6. 法律学の論文・レポート
- 7. 法学文献入門
- 8. 外国法 (英米法)
- 9. 外国法(大陸法)
- 10. 法令・判例
- 11. 情報化社会と知的財産法
- 12. 国際法
- 13. 政治学における情報収集
- 14. まとめ (小テスト)

※本授業計画は、授業の目安ですので内容等が変更とな る可能性があります。変更となった場合には、授業の中で 早めに連絡します。

テキスト、参考文献

弥永真生『法律学習マニュアル (第3版)』(有斐閣、2009 年)

評価方法

小テスト (60~70%) やレポート (30~40%) によって評 価します。小テストは二回実施予定ですので注意してくだ さい。レポートのテーマは2~5回目の授業で割り振りま す。

 08~10 律・国・総
 法思想史/*****/法思想史

 03~07 律・国
 法思想史/*****

 担当者

 堅田 剛

講義目的、講義概要

法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、 実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。

広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。

「法思想史」では、おおむね古代ギリシアから第二次世界 大戦後までの主要な西洋法思想を講じます。単なる学説史 の羅列で終わらず、それぞれの時代背景や多様な法思想を 担ってきた人物像にまで迫るつもりです。

授業計画

- 1. 授業の概要〈法思想・法哲学の歴史〉
- 2. 正義論の体系化:アリストテレス
- 3. 中世の神学的自然法論:トマス・アクィナス
- 4. 万人の万人に対する闘争:ホッブズ
- 5. 自然権と抵抗権:ロック
- 6. 一般意志と民主主義という難問:ルソー
- 7. 人間の尊厳と人格的自律:カント
- 8. 家族・市民社会・国家: ヘーゲル
- 9. 分析法学と歴史法学:オースティンとメイン
- 10. 歴史法学と概念法学:サヴィニーとプフタ
- 11. 概念法学、機械法学への批判:エールリッヒ、ホームズ
- 12. 価値相対主義法哲学: ラートブルフ
- 13. イデオロギー批判と民主主義:ケルゼン
- 14. 日本の法思想・法哲学の特徴

テキスト、参考文献

深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年

※法哲学と共通のテキストを用います。

評価方法

「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価 します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、 添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。

講義目的、講義概要

法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、 実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。

広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。

「法哲学」では、現代の主要な法理論の解説を中心に、 法と法学が抱える諸問題を哲学的に検討します。法哲学は とかく実践的な法律学から乖離しがちですが、できるだけ 現実的課題との架橋を意識した講義を心がけます。

授業計画

- 1. 授業の概要〈現代の法哲学・法理論〉
- 2. 法とは何か: 実定法と自然法
- 3. 再生自然法論とラートブルフ
- 4. ケルゼンの法実証主義と法の段階構造論
- 5. H・L・A・ハートの分析的法実証主義の法理論(1)(2)
- 6. 法の三類型モデル(1)(2)
- 7. 法と強制の関連
- 8. 法の外面性と道徳の内面性
- 9. 法的パターナリズム
- 10. 正義観念の多様性(1)(2)(3)
- 11. 平等主義的リベラリズム(1)(2)
- 12. 討議倫理学: ハーバーマス
- 13. フェミニズム
- 14. 人権は普遍的な原理か

テキスト、参考文献

深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年

※法思想史と共通のテキストを用います。

評価方法

「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価 します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、 添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。

08~10 律・国・総 日本法制史/****/日本法制史 担当者 小栁 春一郎 03~07 律・国 日本法制史/**** 授業計画 講義目的、講義概要 近代日本は、土地法制においてもダイナミックな 1 明治期1・現在の土地制度の出発点 変化を体験している。講義の目的は,明治初年から 2 明治期2・地租改正 現在の登記簿上の土地情報は いつうまれたか。地券のない土地はどうなったか。 昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な 理解を与えることである。 3 明治期 3・民法1 民法の編纂事情 講義は、明治初年における私的土地所有権の付与 4 明治期 4・民法 2 民法の制定は、土地秩序にどのよ に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の うな影響を与えたか。 変化を公法,私法の枠にとらわれることなく検討す 5 明治期 5・訴訟制度 民事訴訟法などの法典編纂 ることにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積 6 明治期 6・土地開発に関する制度の誕生 み重ねであることを示す。 7 明治期 7・民法典の矛盾と建物保護法 講義では,近代日本の土地法制を,大きく2つに 8 大正期1・建物保護法・借地法・借家法 借地制度は, 区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に なぜ発達したか。 (明治,大正,昭和の3時期)について論ずる。 9 大正期2・都市計画法 最初の都市計画法制にはどの その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理 ような特徴があったか。 由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例 10 大正期3・特別都市計画法 関東大震災は, 東京の について解説する。講義に当たっては、民法その他 都市整備にどのような影響を与えたか。 の法律基本科目との関連にも配慮を払うが、同時に 11 昭和戦前期1・借地法等改正1 正当事由制度は, 土地法制の変化を通じて歴史にも一定のイメージを なぜ導入されたか。 12 昭和戦前期2・正当事由制度のその後の展開 持てるように努める。 13 昭和戦前期3・14 まとめ テキスト、参考文献 評価方法

| 08~10 律・国・総 | 日本近代法史/****/日本近代法史 | 担当者 | 小栁 春一郎 |
|-------------|--------------------|------|----------------|
| 03~07 律・国 | 日本近代法史/**** | 1534 | 11,4\h (4) (1) |

講義目的、講義概要

[第2版]』成文堂

近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。

稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法

講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。

講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に(明治、大正、昭和の3時期)について論ずるが、秋学期では秋学期においては、戦後及び昭和30年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和30年代、40年代、石油ショックから昭和55年まで、その後のバブル期、更に経済低迷期という時代区分をする。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。

授業計画

1 戦後復興期1・農地改革・財産税 土地所有細分化がなぜおこったか。

期末の試験を中心にする。出席も加味する。

- 2 戦後復興期2・ 憲法制定は、土地法にどのような影響を与えたか。
- 3 戦後復興期3・建築基準法 新たに設けられた建築 基準法の特徴は何か?
- 4 経済回復期1・首都圏整備法 グリーンベルト構想 5 経済回復期2・日本住宅公団法 公的住宅供給には どのようなものがあるか。
- 6 高度成長期1・都市計画法 市街化区域と市街化調整区域の線引きはどのような意味を持つか。
- 7 高度成長期2・農振法 高度成長は、農地所有権に どのような影響を与えたか。
- 8 高度成長期3・都市再開発法 駅前シリーズと呼ばれる市街地再開発事業の特徴と限界は何か。
- 9 高度成長期4・開発指導要綱 市町村が土地利用をコントロールする手法はないか。
- 10 高度成長期5・地価公示法 土地価格について公的機関はどのような情報を有するか。
- 11 安定成長期 1 · 国土利用計画法 土地価格規制
- 12 安定成長期2・生産緑地法
- 13 バブル期・土地基本法
- 14 バブル期 借地借家法

テキスト、参考文献

稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法 [第2版]』成文堂

評価方法

期末の試験を中心にする。出席も加味する。

| 08~10 律・国・総 | 西洋法制史 a/****/**** | * | 担当者 | 藤田貴宏 |
|-------------------|---------------------------|---|--|------|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 西洋法制史 a/**** | | 担目有 | |
| 講義目的、講義概要 | 要 | 授業計画 | | |
| 古代ローマから、法律学の史的変遷を | 19世紀のヨーロッパに至る法制度及びを概観します。 | 1:ガイダンス 2:古代ローマの 3:古代ローマの 4:古代ロー連社会 6:中世封建 8:中世封建 9:ローマンション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション | が法(2) が法(3) まと法(1) まと法(2) 学 延用化(1) 実用化(2) 学 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 最初の講義で指示し | します。 | 学期末試験 | | |

| 08~10 律・国・総 | 西洋法制史 b/******* | | 担当者 | 藤田 | 貴宏 |
|-------------|---|----------|--------|----|----|
| 03~07 律・国 | 西洋法制史 b/***** | | | | |
| 講義目的、講義概要 | 構義目的、講義概要 授業計画 授業計画 授業 計画 | | | | |
| | る専門的な文献(外国語文献を含む) 原則として「西洋法制史 a」既習者を | ゼミ形式で進める | ます。 | | |
| テキスト、参考文南 | , | 評価方法 | | | |
| 配布あるいは指示し | ます。 | 学期末試験あるい | ハはレポート | | |

08~10 律·国·総 │ 法社会学 a/****/法社会学 a 謙二 担当者 森 03~07 律・国 法社会学 a/**** 授業計画 講義目的、講義概要 講義のテーマは、大きく三つに区分できます。(1) 1.法社会学はどのような学問か? 法社会学における法の考え方・・・法社会学がどの 2.法社会学の形成(1) ように形成され、どのように発展してきてか、(2) 3.法社会学の形成(2) 市民社会と法・・・資本主義社会のなかで法がどの 4.法社会学における法の概念・・・「生ける法」 ように発展・展開してきたのか、(3)日本社会と 5.法社会学から見た法解釈・・・「法」の解釈 法・・・伝統的な社会が多様であることを前提とし、 6.市民社会と法(1) 近代市民法の構造 国家法はその多様な社会構造をどのように統一 7.市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と世論 化・画一化してきたか、地域社会における法形成、 8.市民社会と法(3) 市民的自由と基本的人権 新しい共同性の担い手としての地域共同体につい | 9.市民社会と法(4) 市民的自由の展開 て、考えていきます。(1)と(2)が春学期の主なテー | 10.市民社会と法(5) 市民的公共性の崩壊 マであり、(3)が秋学期の主たるテーマとなります。 11.市民社会と法(6) 現代における権利の性格 12.市民社会と法(7) 公共的親密圏と家族・法 13.市民社会と法(8) 法化社会と権利 14.まとめ テキスト、参考文献 評価方法 (参)六本佳平『法社会学』(有斐閣)・ハーバーマス 試験(80%)・出席(20%)などを総合的に見て、評価 『公共性の構造転換』未来社 します。

| _ | | | | |
|---|--|---|--|---|
| 08~10 律・国・総 | 法社会学 b/****/法社会学 b | | 担当者 | 森 謙二 |
| 03~07 律・国 | 法社会学 b/**** | | ,— i | 79% H/IN |
| 講義目的、講義概要 | į | 授業計画 | | |
| 日本社会の「近代」 の近代化とはどの 型国家、日本型近 では、どのような どのように崩壊さ | で、秋学期は、日本社会を対象として、 について考えていきます。明治維新 ようなものであり、どのような日本 代家族が形成されたか。戦後の日本 日本型近代社会が形成され、それが れてきたか。秋学期は、日本社会を 的な話が多くなります | 2.近代天皇制国 3. 近代天皇制国 4.明治国家と戸 5.明治国家のも 6.明治国家のも 7.日本における | 国家の形成と解析の形成の形成の形成の形成の形成のまたでのという。とでの代表がいる。「近序列原理の展開(1)の展開(2)の展開(3)族の展別(4) | と展開(2) 国人の掌握) 地制度と地方制度 秩序の再編成 E」の成立 理(戦前と戦後の連続性) 戦後改革 高度成長 安保体制 |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| | 法社会史』(山川出版社)・(テ) 二・岩上真珠・山田昌明『家族革 | 試験(80%)・出 | 席(<u>20%</u>)なる | どを総合的に見て、評価 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/*****/***** *****/ | | 担当者 | **** |
|----------------------|-----------------------------|------|-----|---------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文南 | † | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 08~10 律• 囯• 総 | 法心理学 b/****/**** | | | |
| 00~10 件 四 配 | [仏心性于 D/ 个个个个/ 个个个个 | | 扣小子 | ※注:コ ロフ |

| 08~10 律・国・総 | 法心理学 b/ ****/ **** | | 担当者 | 渡辺 昭一 |
|--|---|---|---|--|
| 03~07 律・国 | 法心理学 b/**** | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 知見の提示と応用にません。 との提示と応用にません。 との提示とのでは、というでは、法がののでは、法がののでは、法がののでは、法と行いのでは、法と行いのでは、法と行いのでは、というでは、法と行いのでは、 というでは、 といういいは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というい | 証言の評価、捜査面接、犯罪者プロフ言言、犯罪者の処遇、犯罪被害者支援、 記念よび理論構築など、法執行のすべて領域を含んでいる。これらの領域のう 捜査面接、ポリグラフ検査(虚偽検出ファイリング(犯人像推定)、犯罪予防、 について、具体的な事例を交えながら | 1. はじめに 2. 目撃者の証言 3. 目撃者者面面の証(2) 5. 捜査のが、プラスティックを 7. ポリグラマンのででである。 8. 犯罪情報プロックを 9. 犯罪者者プロロ(1) 11. 犯罪予防に(2) 12. 犯罪被害者を 14. 犯罪被害者を | (2): 顔子・できる。 (2): 女子・できる。 (1): 女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女子・女 | 記憶と写真面割り 皮害者の面接 目白 蚤の方法と妥当性 的諸問題 1) |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 渡辺昭一編『捜査心 | 理学』(北大路書房、2009年) | 授業への参加状況: | および期末定 | 期試験の結果によって評価 |

| 08~10 律・国・総 | 英米法 a/英米法 a/**** | | 担当者 | 田島裕 | |
|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|---------|-------|--|
| 03~07 律・国 | 英米法 a/英米法 a | | 1434 | 四面 作 | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| 英米法の総論を講義する。コモン・ローの形成の歴史を概 | | 1 英米法研究の | 意義 | | |
| 説し、英米法は判例法主義をとっているので、裁判所およ | | 2 イギリス法の | 歴史性―英米 | 法の精神 | |
| び法律家に注目する | ることが重要であることを説明する。ま | 3 王の平和とコ | モン・ロー | | |
| た、コモン・ローと | :エクイティの関係を説明する。長い歴 | 4 エクイティの | 形成 | | |
| 史の中で生まれてき | きた判例法の体系が、近代の議会民主制 | 5 英米の法律家 | え(主に裁判) | 官) | |
| により修正されたこ | ことを説明する。議会による立法の意義 | 6 裁判所制度 | | | |
| を説明する。そして | て、このようにして成長したイギリス法 | 7 陪審制 | | | |
| が、アメリカ合衆 | 国において、どのように継受されたか | 8 先例拘束性の原理 | | | |
| を概説する。なお、 | この講義が最終講義となるため、やり | 9 イギリス憲法―法の支配 | | | |
| 残した研究課題を | 明確にするような講義をしたいと考え | 10 国会の法律の解釈 | | | |
| ている。 | | 11 アメリカにお | けるコモン・ | ローの継受 | |
| | | 12 アメリカ合衆国憲法―二元的法律制度 (連邦と州) | | | |
| | | 13 違憲立法審査権と裁判所の役割 | | | |
| | | 14 前半 (総論) のまとめ | | | |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | | |
| 田島裕『イギリス法入門』(2001 年)、同『英米の裁判所 | | 定期試験 | | | |
| と法律家』(2009年 | Ξ) | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 英米法 b/英米法 b/**** | | 担当者 | 田島 裕 | |
|------------------------------|----------------------|----------------------------------|--------|------|--|
| 03~07 律・国 | 英米法 b/英米法 b | | 15 7 7 | 四面 作 | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| 英米法各論を講義する。法理論の形成の歴史的順序に従っ | | 1 英米法各論の形成(主に中世トレスパス法理) | | | |
| て、主要な法領域の諸理論を説明する。第一は、土地法・ | | 2 土地法 | | | |
| 家族法である。第二 | は、契約法である。第三は、不法行為 | 3 信託法・家族法 | 5 | | |
| 法(とくに過失責任 | の理論)・刑法である。第四に、契約 | 4 契約法 | | | |
| 法の諸原理を説明す | る。これらの各法領域の概説に続き、 | 5 不法行為法(主 | に過失責任) | | |
| アメリカ法に特に注 | 目する。これについては、アメリカで | 6 刑法 | | | |
| 展開された自然法論 | および憲法理論を説明する。アメリカ | 7 アメリカ憲法(自然法論) | | | |
| 法が生んだプラグマ | ティズム・リアリズムの法理論を説明 | 8 自由競争社会の法 (ソーシャル・ダーウィニズム) | | | |
| する。物品売買契約 | (UCC など) および消費者保護の問題 | 9 プラグマティズムの法理論 | | | |
| にも言及したい。最 | 後に、イギリス法のアメリカ法は分離 | 10 平等保護条項とデュープロセス条項 | | | |
| するモニュメントを | もっているので、「国際社会における | 11 国際通商条項の解釈 | | | |
| 英米法」として将来 | の展望についてふれ、本年度の全体の | 12 アメリカとの契約 (UCC) -企業取引のためのアメリカ法 | | | |
| 講義をまとめること | にしたい。なお、この講義が最終講義 | 13 学問としての英米法 (合理主義) | | | |
| となるため、やり残 | した研究課題を明確にするような講義 | 14 全体のまとめ | | | |
| をしたいと考えてい | いる。 | | | | |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | | |
| 田島裕『アメリカ憲法』(2004 年)の外、随時関連文献 | | 定期試験 | | | |
| を講義の中で紹介す | -る。 | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ドイツ法 a/ドイツ法 a/**** | | | 担当者 | 市川 | 須美子 |
|---|--|----|------------------------------|--|-------------------|--------|
| 03~07 律・国 | ドイツ法 a/ドイツ法 a | | | ,, 1 | 1117 | ,,,,,, |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業 | 計画 | | | |
| 料へのアクセスのし 徴を学びます。その えている各法領域を 点を比較しながら、 的には公法領域が「 | ドイツ法の基礎知識として、ドイツ法資力かたを学びながら、基本法の構成・特力後、ドイツと日本で共通的問題点を抱き、それぞれの解決方向の共通性と相違分析してみたいと考えています。基本中心となりますが、教育法や社会保障法法領域も視野に入れていきたいと思い | 13 | ドイツ基本ドイツ基本ドイツ基本ドイツを基本ドイツを表す。 | 法の構造(1 法の構造(2 法と目治 判制度と教育改 報福険制 証保険 を を を を を を を を を を を を り に り に り は り は り に り は に り に り に り に り |))) x法 | |
| テキスト、参考文南 | | | 方法 | | | |
| 指定しませんが、ト | ・イツ語辞書は必要です。 | 試験 | きまたはレポ | - } | | |

| 08~10 律・国・総 *****/****/***** | | 担当者 | * * * * | |
|------------------------------|-----------|------|---------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 14日14 | ~ ~ ~ ~ ~ |
| 講義目的、講義概要 | Ī. | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|------------------------|------------------|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | *****/***** E | 授業計画 | | |
| HI JA HI HUY HI JAHA | ` | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| =# ** □ 44 =# ** 107 == | | 122 414 = 1 | | |
|---|--------------------|-------------|-------|-------|
| 03~07 律・国 | ドイツ法 b/ドイツ法 b | | 12.71 | 小田 黄口 |
| 08~10 律・国・総 | ドイツ法 b/ドイツ法 b/**** | | 担当者 | 宗田貴行 |

講義目的、講義概要

経済の持続的発展のために、企業の経済活動をどのよう に律すべきか。この問題は、消費者と企業との取引に関連 して、我々消費者の身近なところに存在します。

例えば、将来皆さんが、民間企業のある商品メーカーに 動めた場合にも、消費者として日用品を買ったり、趣向品 を買ったりしますよね。このように、企業活動と消費者行 動とは、同じコインの裏表の関係にあり、切っても切り離 せないものなのです。ですから、企業活動をどのように律 すべきかと言う問題は、消費者の利益をどのように確保す べきかと言う問題でもあるのです。

今日では、企業の社会的責任 (CSR) として、環境、消費者の安全、法令順守に配慮した企業活動が、各企業に求められているところです。

そこで、本講義では、将来多くの皆さんが就職する民間企業が、こういった観点のもとで、どのような企業活動を行なうことが、消費者の利益を損なわず、法律に違反しないことであるのかについて、知識を提供し理解を深めます。そのために、本講義では、経済の持続的発展を目標としている欧州連合(EU)の中心的存在であるドイツの消費者法を検討することにします。

また、ドイツの消費者法を学びつつ、我が国の消費者法 はどうなっているのかについても、関心を高めてもらいた いと思っています。

授業計画

- 1 消費者法とは
- 2 割引法・景品規則
- 3 誤認惹起広告、比較広告に対する規制
- 4 訪問販売、DM に対する規制
- 5 電話勧誘、FAX 広告に対する規制
- 6 電子メール広告に対する規制
- 7 製造者責任、製造物責任法等
- 8 約款規制1
- 9 約款規制2、訪問販売と撤回権
- 10 通信販売・電子商取引と情報提供義務
- 11 エンフォースメント①
- 12 エンフォースメント②
- 13 近時の展開
- 14 まとめ

(順序等、変更の可能性あり)

テキスト、参考文献

テキスト 宗田貴行 迷惑メール規制法概説 レクシスネクシスジャパン 2006 年

評価方法

成績はレポートで決めます。しかし、出席していないと、 ちゃんと書けないレポートですので、出席をちゃんとする ように。

08~10 律・国・総 | フランス法 a/フランス法 a/**** 担当者 小栁 春一郎 03~07 律・国 フランス法 a/フランス法 a 授業計画 講義目的、講義概要 フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する 1 フランス第5 共和制の成立 外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響 2 大統領1 大統領選挙 を与えてきた。本講義の目的は、日本法を考える場 合にも参考になるような視点に配慮しながらフラン 3 大統領2 大統領の権限 ス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、 4 内閣1 内閣の組織 フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした 5 内閣2 内閣の権限 後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きた フランス法の姿を明らかにしたい。 6 議会1 二院制と選挙制度 春学期では, フランス公法の制度的特質を概論的に 7 議会2 政党の役割 明らかにする。具体的には、現在のフランス第5共 8 憲法院 違憲審査の特質 和制の大統領制の特質等を示した後に、大革命を出 発点にするフランス近代公法・私法の歴史的形成を 9 司法裁判所1 裁判所の組織・権限 論ずる。単純な歴史順よりも、現在を出発点とした 10 司法裁判所 2 法学教育と裁判所 方が関心が深まるからである。 講義に当たっては、日本法との比較を行うととも 11 地方制度 に、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学 12 フランス法の歴史 生諸君がフランス法のイメージを得られるようにす 13 日本法への影響 る。 14 講義のまとめ テキスト、参考文献 評価方法 教科書・大山礼子・フランスの政治制度(東信堂, 期末試験を中心にする。出席について点数化し、評価 1890 円) に加算する(約20%程度)。

| 08~10 律・国・総 | フランス法 b / フランス法 b / * * * | * * | 担当者 | 小栁 春一郎 |
|--|--|--|---|-----------------------------------|
| 03~07 律・国 | フランス法 b / フランス法 b | | 1431年 | /1,42h (4) (2h) |
| 講義目的、講義概要 | Ţ | 授業計画 | | |
| はりたにを法く法、検、、をる でて参特ン、ンでがてべこが を合ス、たた秋意り法読なす講 大でて参特ン、ンでがてべこが 当まえものラにラ期なげ比る違。に がてべこが 当版 がでがてべる。 がでがてべる。 がでがてべるが がでがながる。 がのる。 がのる。 では がのる。 では がのる。 がのる。 では がのる。 でがる。 がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに がのる。 のうに のうに がのる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 | ドイツ法と並んで大陸法を代表す 日本の近代法の形成にも大き考えフラでは、日本は、日本は、日本は、日本はながは、日本はながられた。のは、日本はながられている。とにある。本講らかにもない。がでは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をでは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般を | 世 で で で で で で で で で で で で で | 婚姻意思を 系 義に基づく 義に基づかな ス1 パクス ス2 パクス | 欠く場合 単婚 よい離婚 法と婚姻 の効果 |
| る。 | | 14 親子 親権制度 | 度 | |

評価方法

に加算する(約20%程度)。

期末試験を中心にする。出席について点数化し、評価

テキスト、参考文献

講義でレジメを配布する。

| 08~10 律・国・総 | ・国・総 地域共同体法 a/地域共同体法 a/**** | | 担当者 | 大藤 紀子 |
|--|--|---|---|-----------------------------|
| 03~07 律・国 | 地域共同体法 a/地域共同体法 a | | 14日14 | 八份《小山 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| ヨーロッパは、近代 に栄えてきた。国国 法は、それぞれ国し、 るEU (欧州連合) さ むなど、これまでのいる。 授業では、EU法の性質やる。 く参考文は、医U法の性質する。 く参考文を『欧州連・ りので概観する。 く参考文を『欧州道・ りので、 のは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて概観する。 とのは、 との性質を のいて、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは | 代以降、いわゆる「国民国家」を基礎 民国家の合意を下に形成されてきた国際 家の主権を害さないことが基本とされて 1950年代から徐々に発展して今日に至 法は、構成国の主権の制限にまで踏み込 の国際法とは異なる独自の性質を有して 展の歴史、EUの組織や政策決定過程、 国国内法・欧州人権条約との関係などに | 1. はじめに 2. EU法発展 3. EU法発展 4. 主要機関 5. 主要機関 6. EU法の国 7. EU法の国 8. EU指令の 9. 小まとめ 10. 国内法の目 11. 実効的教 | を の歴史② ② ② ② ② ②) 内法に対す を が来 の 水平的直接 が を の で を の に接効果 の が を の を の を の を の に を の に を の に を の に を の に を の に を の に を に を に を に を に を に を に に を に に に に に に に に に に に に に | 対果の否定 解釈義務 近行為の損害賠償責任 |
| テキスト、参考文献 | 决 | 評価方法 | | |
| ・中村民雄・須綱 評論社) ・庄司克宏著『E | 图隆夫編『EU法基本判例集』(日本 EU法 基礎編』(岩波書店) | 小テストおよび | ゾレポート、 | その他の課題による評価。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 地域共同体法 b/地域共同体法 b/** 地域共同体法 b/地域共同体法 b | * * * | 担当者 | 大藤 紀子 |
|--|--|--|---|--------------|
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| 南欧諸国が新規に加 27 の加盟国を擁す この27ヵ国内には 出移動が実現、関、 大の世界の加盟国内には 分野の加盟国の には、 が関盟国の には、 が関盟国の には、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 がでする。 では、 がでする。 では、 では、 がでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | いては、モノ・人・サービス・資本の自 預商などの経済分野を中心とするさまざ 行政手続等が共通化されてきた(EC法 逐・刑事司法分野、外交安全保障分野で 近、相互承認、政府間協力が推進され 教科書を用いながら、具体例の検討 の各政策分野に関して勉強する。 | 1. は四年 1. は四年 1. は四年 1. は四年 1. は四年 1. は四年 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. | 移動① 移動② 動動② 社 資語 資語 前 う う う | 移動 |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | ^1. | なの仏の細胞による証句 |
| 評論社) | 隆夫編『EU法基本判例集』(日本 U 環境法』(慶應大学出版会) | 小アストおよい | ・レホート、そ | この他の課題による評価。 |

| 08~10 律・国・総 | 外国法講読 I / 外国法講読 I / 外国書 | 講読 I | 担当者 | 藤田 貴宏 |
|---------------------------------------|---------------------------|---------|------|-------|
| 03~07 律・国 | 外国法講読 I / 外国法講読 I | | 担当相 | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| フランス民法に関 | 場する初歩的な仏語文献を輪読します。 | ゼミ形式ですす | めます。 | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 必要に応じて指示な | あるいは配布します。 | 受講の様子及び | レポート | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 08~10 律・国・総 | *****/****/**** | | | |
| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | **** |
| 08~10 律・国・総 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | *****/**** | 授業計画 | 担当者 | **** |
| 33~07 律・国 講義目的、講義概要 | ***** | | 担当者 | **** |
| 03~07 律・国 | ***** | 授業計画 | 担当者 | **** |

| 08~10 律・国・総 | 外国法講読 I / 外国法講読 I / 外国書 | 講読I | 担当者 | 田島裕 | |
|------------------------|-------------------------|---------|--------|---|---|
| 03~07 律・国 | 外国法講読 I / 外国法講読 I | | 担当有 | 11 四 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| 外国の法律文書を | を読むために必要な基本的知識を | 外書講読のテ | キストを決 | 定した後に具体的な計画 | Ĩ |
| 教える。教材は、 | 受講生と相談のうえ、決めるこ | を説明する。基 | 基本的には、 | 選択したテキストの核心 | λ |
| とにする。英米の | の法律制度を一通り理解できるよ | 部分を前から順 | 頁に読んで行 | すく。 | |
| うに、できるだり | †古典的な文献を読むことにした | | | | |
| い。外国の法文化 | ヒと伝統を理解し、幅広い国際的 | | | | |
| な視野を身につい | すさせたい。量よりも質を重んじ | | | | |
| ることにしたい。受講生に割り当てて、外書を順 | | | | | |
| に読んでゆく。私 | 漬極的に全員が講読の負担をおっ | | | | |
| てくれることを類 | 期待している。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| テキスト、参考文献 | , | 評価方法 | | | |
| 第1回の講義のと | ときにいくつかの文献を紹介し、受 | 受講生が多い場 | 合には定期 | 試験。比較的少なければレ | / |
| 講生と相談のうえ | 、テキストを決定する。 | ポート。平常点 | (授業への | 貢献度)を加味する。 | |

| 08~10 律・国・総 *****/****/**** | ~10 律・国・総 *****/****/***** | | * * * * |
|-------------------------------|------------------------------|--|---------|
| 03~07 律・国 *****/***** | * * * * | | |
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|----------|--|---|
| | | | |
| 2 | 授兼計画 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| h | == !== - | | |
| t | 評価万法 | | |
| | | | |
| | | | |
| | *****/ | *****/******************************** | # * * * * * * * * * * * * * * * * * * * |

| 08~10 律・国・総 | 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ/外国書講読Ⅱ | 担当者 | 堅田 剛 |
|-------------|----------------------|--------|------|
| 03~07 律・国 | 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ | 151111 | 至山 剛 |

講義目的、講義概要

英語文献の講読をつうじて、法の基礎理論の理解を目指します。私の専門は法哲学および法思想史ですので、教材として採用する文献は、どうしても法哲学や法思想史に関連したものになってしまいます。ただ実際に目的とするのは法の基礎理論ですから、学科やコースに関わりなく、法学部の学生であるならば、言葉の壁はともかくとしても、容易に理解できる内容の文献を選びました。

下記のテキストはけっして新しいものではありませんが、 内容の平易さという点では、これを越えるものはなかなか見 あたりません。著者のJ・B・ホワイトは、もともとは言語 学や文学の研究者なのですが、その視点から法的言語の修辞 的および詩的性格について貴重な業績を残しています。本書 は論文集ですが、全体として法を「論理」ではなく一種の「詩」 として捉える、きわめて興味深い試みといえるでしょう。

授業の具体的な進め方は、受講者の顔ぶれを見てから決定します。少人数の授業になるものと予想されますので、それなりの積極的な取り組みが必要です。外国語の文献購読には、少なくとも「音読」と「読解」と「解説」の三つの要素が不可欠と思われます。受講者には、このうち声を出して文章を読み、その意味を解釈する(単なる英文和訳ではありません)ことをやってもらいます。それだけで終わっては物足りないので、そのうえで私が簡単な解説を加えることにより、内容の理解を確実なものにします。

授業計画

下記のテキストのうち、chapter 2: Rhetoric and Law, The Arts of Cultural and Communal Life を講読します。

- 1. (Introduction)
- 2. The Nature of modern Law and Rhetoric
- 3. Law as a Branch of the Rhetoric
- 4. What is usually meant by "Rhetoric"
- 5. A somewhat different Way of conceiving of Law
- 6. The Lawyer's Work has a second essential Element
- 7 . The Law is culture-specific
- 8. What we can mean by "Rhetoric"
- Rhetoric invents not out of Nothing but out of Something
- 10. What would be the Effects of thinking of Law in this rhetorical Way?
- 11. The Point of View of the Nonlawyer
- 12. Rhetoric can be seen in a somewhat different Light
- 13. The Criticism of judicial Opinions
- 14. The Practice and Teaching of Rhetoric

テキスト、参考文献

James Boyd White: *Heracles' Bow, Essays on the Rhetoric and Poetics of the Law*, The University of Wisconsin Press, 1985 (コピーを用意します。)

評価方法

出席状況を重視します。英語の能力そのものよりも、授業への真摯な関わりを重視して、いわゆる平常点で、総合的に評価します。

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | **** |
|----------------------|---|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | τ ξ | 授業計画 | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| | | | | |
| 08~10 律・国・総 | 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ/外国書記 | 構読Ⅱ | 担当者 | 大藤 茂 |

| 08~10 律・国・総 | 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ/外国書詞 | /外国法講読Ⅱ/外国書講読Ⅱ | | 木藤 茂 |
|---------------------|--|----------------|--------|-----------------------------|
| 03~07 律・国 | 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ | ∕外国法講読Ⅱ | | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| (学) しろえ ト は 文 に と し | ツ文法の基礎的知識のある学生を対象をに関するドイツ語の文献を講読することについての理解を深めることを目的といての理解を深めることを目的といては、ドイツの法学部生向けの入門書かれます。いずれにしても、製する基礎は、と思います。 ドイツ語で書かれたドイツの法律学に、大き講覧をは、受講をおいます。 ドイツ語を者などドイツ語の基礎は、語学としてのドイツ語のを対していない方には、受講を認めません。は、語学としてのドイツ語の能力のによっても、ので、ドイツ語へにないので、ドイツ語の能力のによいない方は、受講をご遠慮ください。これる場合には、単位は認定しませんのほせて留意してください。 | 受講者による輪 | 売の形式で行 | います。 |
| テキスト、参考文南 | ₹ | 評価方法 | | |
| 開講時に、文献を | と紹介の上、コピーを配布します。 | 1 10.11 | | の際の発表の内容や講義への 総合的に評価します。 |

| 08~10 律・国・総 | 憲法・統治/憲法・統治/憲法・統治 | | 担当者 | 大藤・紀子 |
|---|---|--|-----------------|--------------|
| 03~07 律・国 | 3~07 律·国 憲法Ⅲ/憲法Ⅲ | | 1571 | 八/// 小山 1 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 論と密接をは関わる。 を密接をでする。 を密接をでする。 をでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 意・教科書・参考文献・判例集を参、整理をすること。 「「京を理解し、ノートをまとめる際、大人」 「現代憲法入門』(法律文化社) [張法 I 』(有斐閣) [張法』(日本評論社) 和之編『憲法判例百選 I 』(有斐閣) 日一郎編『基本判例 憲法』(法学書 「憲法判例205』(発行・編集工房球) 長) | 1. は日本 (多少の) (1. は日本 | と立解 内制念組 方制 の と | 在限 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| , | 新和之補訂)『憲法』(岩波書店) 法四重奏』(有信堂高文社) | 小テストおよび | びレポート、 | その他の課題による評価。 |

| 08~10 律・国・総 | ~10 律・国・総 憲法・発展/憲法・発展/憲法・発展 | | 担当者 | 大藤紀子 |
|---|--|---|---------------------------|-------------------------|
| 03~07 律・国 | 律・国 *****/***** | | 1 | ノベルボ 小口 1 |
| 講義目的、講義概要 | [| 授業計画 | | |
| 義割論つ 考 (参く・・・く・・院ををやい論に テ考参山野辻判芦右をををやい論に テ考参山野辻判芦右中、 キに考内中村例部崎中、 一、 | 主・教科書・参考文献・判例集を参整理をすること。 を理解し、ノートをまとめる際、 ・) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1. はじめに 2. 日本国 3. 日本国国のの 5. 天皇のの 4. 天皇のの 4. 天皇のの 4. 平和主ののの 2. 東京のの 5. 平和主のののので 8. 憲法法改改 6. 東法決改改改改改 11. 憲法決改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改 | のとと原原とと国国守守立限限② 審審票② 審審票② | ² ② 制① |
| テキスト、参考文献 | ţ | 評価方法 | | |
| | 和之補訂)『憲法』(岩波書店) :四重奏』(有信堂高文社) | 小テストおよび | レポート、そ | その他の課題による評価。 |

08~10 律・国・総 行政法 I / 行政法 I / 行政法 I 担当者 木藤 茂 03~07 律・国 行政法 I / 行政法 I 授業計画 講義目的、講義概要 本学では、2008年度から、「行政法Ⅰ~Ⅲ」について、 1. ガイダンス 新たな進め方で講義を行っています。 2. 行政と私たちとの間の法的関係①(具体例①) これまでは、伝統的な教科書の流れに沿って、「行政法 3. 行政と私たちとの間の法的関係②(具体例②) Ⅰ・Ⅱ」で行政法総論を、「行政法Ⅲ」で行政救済法を、 4. 行政主体・機関と様々な行為形式(具体例の整理) それぞれ扱っていましたが、2008年度からは、「行政法 I」 5. 行政法の全体像、行政法学の意義と役割 で行政法総論と行政救済法の全体を概観した後、「行政法 6. 行政法の基本原理 Ⅱ」「行政法Ⅲ」でそれぞれ行政法総論及び行政救済法を 7. 行政法の法源、行政立法(概念・分類) より深く学んでもらう、という体系になっています。 8. 行政行為① (概念・分類) このような前提の下で、春学期の「行政法I」では、行 9. 行政行為② (裁量、手続) 政法の全体像を理解し基礎的な知識を得ることを目的に、 10. 行政行為③(効力) 特に重要な概念・論点や基本的な制度の概要についての重 11. 行政行為④(瑕疵) 点的かつ概括的な説明を行います。そして、それらをもと 12. 行政上の実効性確保 (概観) に「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」までを通して受講してはじめ 13. 行政救済法概論①(概観、行政不服審査法) て、行政法の一通りの学習が完結することになります。 14. 行政救済法概論②(行政事件訴訟法、国家補償法) さらに、この講義では、単なる丸暗記ではなく、自分の 頭で理解し自分の言葉で表現するという、高校までとは違 う大学での勉強というものを実践してもらうことも重視 ※ 講義は、教科書のページに沿って順次進める形では しますので、この点を予め自覚の上で履修してください。 なく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法 行います。 の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの 講義を履修済または履修中の方を対象とします。 テキスト、参考文献 評価方法

| Ì | 08~10 律・国・総 | 行政法Ⅱ/行政法Ⅱ/行政法Ⅱ | | |
|---|-------------|----------------|-----|------|
| | | | 担当者 | 木藤 茂 |
| | 03~07 律・国 | 行政法Ⅱ/行政法Ⅱ | | |

講義目的、講義概要

「行政法 I 」の欄に記載したとおり、本学では、2008年度から、「行政法 I ~Ⅲ」について、新たな進め方で講義を行っています。

第1回のガイダンスの中で説明・紹介します。

その考え方に基づいて、秋学期の「行政法II」では、春学期の「行政法I」で得られた行政法全般にわたる基礎的な知識を土台として、行政法総論(行政作用法総論)の部分について、より体系的な知識を修得することを目的に、更に詳細な補足説明や「行政法I」では十分に触れられなかった項目・論点についての解説を行うことになります。

特に講義の前半の項目には「行政法I」と重複するように見える箇所もありますが、これは、春学期の基礎的知識を再確認していただくとともに、それらを踏まえた上でより詳細かつ応用的な論点について理解を深めてもらうという、言わば重層的な学習効果を意図したものです。

「行政法Ⅱ」では、自分の頭で理解し自分の言葉で表現するという大学での勉強の方法がより一層要求されますので、この点を予め自覚した上で講義に臨んでください。

なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの 講義を履修済または履修中で春学期の「行政法I」を履修 した方を対象とします。

授業計画

1. 春学期の復習-秋学期への導入を兼ねて

学期末の筆記試験に基づいて評価します。

- 2. 行政行為・詳論① (裁量)
- 3. 行政行為・詳論②(行政手続法と処分手続)
- 4. 行政行為・詳論③ (瑕疵、取消し・撤回、附款)
- 5. 行政立法・詳論(法の拘束と行政立法手続)
- 6. 行政計画・詳論(概念・分類、法の拘束)
- 7. 行政契約・詳論(概念・分類、法の拘束)
- 8. 行政指導・詳論(概念・分類と行政指導手続)
- 9. 行政上の実効性確保・詳論① (強制執行、行政罰)
- 10. 行政上の実効性確保・詳論②(即時強制)
- 11. 行政情報の収集(行政情報と行政文書、行政調査)
- 12. 行政情報の管理と利用① (公文書管理、情報公開)
- 13. 行政情報の管理と利用②(個人情報保護)
- 14. まとめ

評価方法

※ 講義は、教科書のページに沿って順次進める形ではなく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に行います。

テキスト、参考文献

春学期と同様ですが、第1回の講義の際に若干の説明・ 紹介を行います。

学期末の筆記試験に基づいて評価します。

| 08~10 律・国・総 行政法Ⅲ/****/行政法Ⅲ 03~07 律・国 行政法Ⅲ/**** | | 担当者 | 磯部 哲 |
|--|--|--|--|
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| 行政は、法のもとに、法の命じるところに従って活動せればならないが、行政過程の様々な活動に起因して不可避的に、行政と私人との間に紛争(多くは、行政の活動に対する私人の不服)が生じる。この紛争が発生したとき、つまり、私人の権利利益が侵害されたとき又はされそうになったときに、いかに私人を救済できるかが問題となる。これにかかる法が、行政救済法である。本講義では、行政救済法のしくみとして、違法又は不当な行政活動の是正を通じて国民の権利を保護する行政争訟制度(行政不服申立制度、行政訴訟制度)と、行政活動に伴って国民に生じた損失・損害を填補する国家補償制度(損失補償制度、国家賠償制度)とを取り上げる。受講者は、すでに行政法 I・IIを履修し、「行政法総論」について基礎的な知識を修得していることがのぞましい。近時の重要な判例等、具体的な素材を多く用いることに留意したい。 | 行政不服申2.行政不服申3.行政訴訟 14.行政訴訟 36.行政訴訟 47.行政訴訟 69.国家賠償 110.国家賠償 211.国家賠償 312.損失補償 113.損失補償 2 | 立て2(審査の(訴型)(取取類訴訴訟とのの)(取取判訴訴訴訴訟とは、主要を対して、のののののののののは、主要を対して、ののののののは、主要を対して、のののののは、主要を対して、のののは、主要を対して、ののは、主要を対して、ののは、主要を対して、ののは、主要を対して、のののは、主要を対して、ののは、主要を対して、ののは、主要を対して、ののは、は、のののは、は、のののは、は、のののは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 、種類、対象等) 権の範囲・手続、特別な制度) 概念、司法権と行政権) 訴訟要件①処分性) 訴訟要件②原告適格他) 審理手続、判決、執行停止等) 外の抗告訴訟、当事者訴訟) 、意義等) の諸要件、規制権限不行使) のが、の諸要件、水害訴訟など) にの要否) |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 前年度の行政法 I・Ⅱで指定されたテキストを用いるイメージでいるが、参考文献、六法及び学習用の判例集も含め、初回時に指示・紹介をする。 | 原則として学期まただし、レポー | | - 0 |

| 08~10 律・国・総 | *****/****/**** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-----------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 1534 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | - | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * * |
|-------------|----------------|------------|-----|-----------|
| 03~07 律・国 | | | | |
| 講義目的、講義概要 | E | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | £ | == /= + >+ | | |
| テキスト、参考文献 | Χ | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 08~10 律・国・総 | 比較公法/比較公法/**** | | | |

| 08~10 律・国・総 | 比較公法/比較公法/**** | | 担当者 | 高佐 智美 |
|--|--|--|---|-------------|
| 03~07 律・国 | 比較公法/比較公法 | | 1577 | 同性 有天 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| あるいは類似点を比対する理解を深める 概要:ホームページ http://www2.dokky (獨協大学 HP→在 受講生について: 日本国憲法について 授業を進めますので | の特色を概観した上で、日本との相違 ・較検討することで、日米双方の憲法に ことを目的としています。 がありますので参照してください。 o.ac.jp/~less0061/ 学生の方→ゼミ・授業→授業) の基礎的な知識はある、という前提で ・自信のない方 or 受講したことのない ・書に目を通しておいてください。 | ボメリカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカ | 史 2 史 3 の 5 の 5 り 5 り 6 り 7 り 6 り 7 り 7 り 7 り 8 り 7 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 り 8 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| テキスト:特に指定 参考文献:随時指示 | - | 受講者の状況を見 | Lて、レポー Ì | トか試験か判断します。 |

| 08~10 律・国・総 | 地方自治法 a/****/地方自治治 | 去a | 担当者 | 木村 俊介 |
|--|---|---|--|--|
| 03~07 律・国 | 地方自治法 a/**** | | 1534 | 741 及月 |
| 講義目的、講義概要 | ξ | 授業計画 | | |
| 我いとフ講一くの解にた一基償ッすしたがでいた。とを地で大中が理、方に、とを地で大中が理、方、地政、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、 | は、という言葉に表されるように、近年、 という言葉に表されるように、近相次とはでしまり、近相でしまり。地方には目覚ましいののののののののではないでします。地方自治法という。地方自治法という。地方自治法という。としてはないのののではない。本では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 議会と執行権 直接持衛衛 地理成の制 道地方等) 道地月の制 地方方 地内の側 と地大方 住外民国訴訟共方権住方公地大方 住生方公地大海衛 地方分権と 地方分権と 地方方 | 機関ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは | 事務の廃止、国と地方の係争 権 I (条例の制定権) 権 II (政策法務、自治基本条 範囲、住基ネットワーク、定 |
| テキスト、参考文献 | † | 評価方法 | | |
| テキスト、参考す | で献は、初回に指示、紹介をする。 | 原則として学典 出席点を加味する | | よる。ただし、レポート及び る。 |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * * |
|-------------|--------------|------|-------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 14日14 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | ` | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-------------|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | , u | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 地方自治法 b/****/地方自治治 | ξ b | 担当者 | 市川 須美子 |
|--|---|---|--|---------------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | 地方自治法 b / * * * * * ■ | 授業計画 | | |
| 地方自治体を実 制度を概説する。行 互関係などをみたる 例を素材に検討した | 際に動かしている公務員についての法 可政機関における公務員の位置付け、相 あとで、公務員関係における法紛争を判 とい。基本的に、公務員のライフサイク 服務、昇格・転任、派遣、懲戒・分限、 | (1) 講義の進め (2) 行政機関と (3) 公務員の任 (4) 外国人の服 (5) 公務員のの (6) 公務員の分 (8) 公務員の分 (9) 公務員と市 (10) 公務員と市 (11) 公務員と青 (12) 人事委員の離 (14) まとめ | 公用務務格戒限務民働 員時用・ 長年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | – |
| テキスト、参考文献 | · 状 | 評価方法 | | |
| 兼子仁「地方公務員 | 法」北樹出版、2006年 | 受講者の状況 | をみてレポー | ト・試験などを組み合わせま |

| 08~10 律・国・総 | 教育法 a/****/教育法 a | | 担当者 | 市川の須美子 |
|---|--|---|--|----------------|
| 03~07 律・国 | 教育法 a/**** | **** | | 1071 0000 |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| 点から、つまり、権育問題の分析・解決校でも、家庭の体罰の例もあとをいじめも、むいたいじめも、むいましたいは増加していてが、大権侵害に、校則、労働を制力を対していての生活指導、校則、労働を対した。 | の場で生じるさまざまな問題を、法的視 権利・義務関係の視点から整理して、教 を提起してゆく法分野です。現在、学 子どもに対する人権侵害が多発してい ご子どもが心身に重大な被害を受ける事 いし、統計的には減少しており、いじろ、学校では常態化しており、 ご子ともが心身にするといいるといいの では、学校での子どもの の具体的な裁判事例を、体罰、いじめ、 学校教育措置、教育情報に分類して、法 はの考え方と現時点での理論的到達点を 一。 | カ類 2 体罰裁判とさる 4 本罰裁判のさる 4 生いののでは、 5 いののでは、 5 いののでは、 6 いりのでは、 6 いりのでは、 8 もいののでは、 7 いりのでは、 8 もいののでは、 9 修確立ののでは、 11 内申 12 内申 | その特徴―――――――――――――――――――――――――――――――――――― | *士見中事件といわき小川中生 |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| テキストは指定し を携行してくださ <i>い</i> | 」ませんが、講義時に教育関係の小六法 、。 | 試験 | | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | 市川 須美子 |
|---|-------------------------|--|--|--|
| 03~07 律・国 | 教育法 b/**** | | | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 講義目的、講義概要 教育法の現代的問題状況の把握(教育法 a)を前提に、教育法のより体系的な理解のために、自主性擁護的教育裁判を通じての教育法学形成と教育と国家との基本的な関係のあり方を検討します。次に、教育法の基礎概念である教育人権、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育の自由、住民の教育権を、教育裁判を素材に解説します。最後に、2006 年教育基本法改正とその後の教育法状況を分析します。 | | 7 子どもの市民 8 親の教育権一 9 親の教育作の 10 教師の教育の 11 教師の教育の 12 住民の教育権 13 教育基本 14 まとめ | で育改革 (1) (2) 決 機一一特殊等 中自日曜養 一日日曜春 日の大 日日本教育委員 | 学級入級処分取消訴訟 内申書裁判 訟 学校事件 習館高校事件 記・君が代 員会制度と教育 |
| テキスト、参考文献 | X | 評価方法 | | |
| テキストは指定し を携行してくださ <i>い</i> | しませんが、講義時に教育関係の小六法 、 | 試験 | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | **** |
|----------------------|------------------|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | *****/***** E | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 1 | | | _ |
|---|---|---------|----------------------|
| 08~10 律・国・総 民法 I (代理・時効・物権総論) (3 | ~10 律・国・総 民法 I (代理・時効・物権総論) (3 学科共通) | | 納屋 雅城 |
| 03~07律・国 *****/***** | 律・国 ****/***** | | 1111/1\text{in-1994} |
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| 民法は、不動産の購入と住宅ローン、借金の連帯保証、マンションの賃貸、ケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続など、私たちの日常生活に直接に関係してくる身近な法律である。この授業では、民法典の第一編・総則の中の「代理」(民法 99条~118条)と「時効」(民法 144条~174条の2)、そして第二編・物権の中の「物権変動」という三つのテーマについて、関連する条文・判例(裁判所の立場)・学説を取り上げて、教科書に沿って説明をしていく。 [注意] 出席する際には、2010年版の六法を必ず持参すること(民法が載っていれば、種類や出版社は問わない)。 | ガイダンス 代理① 代理② 代理④ 代理④ 時効① 時効② 時効④ 物権変動① 物権変動③ 物権変動③ 物権変動④ 物権変動⑤ | | |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 山野目章夫『民法 総則・物権 第4版(有斐閣アルマ)』 (有斐閣、2007年)。なお、講義開始日までに改訂版が出 版されたときは、新しい版のものを使用する。 | 定期試験(100%) | ト によって評 | 価する。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 民法Ⅱ(債権各論) 民法Ⅳ/**** | (3学科共通) | | 担当者 | 藤田 貴宏 | : |
|----------------------|-----------------------|---------|--|----------------|-------|---|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | | |
| 契約法および不済ます。 | 法行為法の基本的論点 に | こついて講義し | 1:ガイダンス 2:売買(1) 3:売買(2) 4:売買(3) 5:賃貸借(1) 6:賃貸借(2) 7:過失(2)、責任 10:因果関償、 11:損害諸責責任 13:エまとめと補 14:まとめと補 | 共同不法行為 過失相殺 | | |
| テキスト、参考文献 | | | 評価方法 | | | |
| 大村敦志『基本民活潮見佳男『入門民活 | | | 学期末試験 | | | |

| 08~10 律・国・総 民法Ⅲ (担保物権・債権総論) (3 学科共通) 03~07 律・国 民法Ⅲ/民法Ⅲ | | 担当者 | 藤田貴宏 |
|---|--|--------|------|
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| 担保物権法および債権法総論の基本的論点について講義します。 | 1:ガダンス 2:弁務 3:相線 4:債務で 5:債務不成 6:責任(1) 8:保証(2) 9:留抵性権(1) 11:抵当権(2) 12:抵当機(3) 13:まとめと 14:まとめと | 奴特権・質権 | |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 大村敦志『基本民法Ⅲ』(有斐閣) 潮見佳男『入門民法(全)』(有斐閣) | 学期末試験 | | |

08~10 律・国・総 民法IV (親族法) /****/民法IV (親族法) 担当者 常岡 史子 03~07 律・国 民法V/**** 講義目的、講義概要 授業計画 家族とは何か 1 民法第四編「親族」を中心に扱う。具体的には、法律上 婚姻の成立と婚約 の夫婦を形成するための制度である婚姻、その解消として 婚姻の効力(1)-身分上の効力-3 婚姻の効力(2)-財産上の効力-4 の離婚、家族関係の拡大の中での親子等に関する問題を取 離婚(1) -協議離婚-5 離婚(2)一裁判離婚 6 り上げ、民法の条文の背景にある法原理と判例に現れた解 離婚の効果(1)-財産関係-7 釈を交差させながら、家族法の基本的論点について講義す 離婚の効果(2)-未成年子の養育-8 9 実親子(1) -嫡出性に関する問題-る。そこでは、日本の法形成に影響を及ぼしうる諸外国の 10 実親子(2) -認知に関する問題— 11 養子縁組 立法制度についてもあわせて言及する。 12 親権 また、家族の中の高齢者にかかわる問題としての成年後 13 家族をめぐる諸問題 14 まとめ 見制度や、家事事件の処理に重要な役割を果たす家庭裁判 所の実務等についても必要に応じて言及する。 テキスト、参考文献 評価方法 常岡史子編『はじめての家族法』(成文堂、2008年) 基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価す る。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、 その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。

| 08~10 律・国・総 民法V (相続法) /****/民法 | ·V(相続法) | 担当者 | 常岡・史子 |
|--|---|--|---|
| 03~07 律・国 法律学特講(相続法)/**** | 法律学特講(相続法)/**** | | 市岡 文 1 |
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| 民法第五編「相続」を扱う。わが国の民法は、法定相続と遺言の2つを柱として構成されている。そこで講義では、まず法定相続制度の概要について説明する。その後、被相続人の私的自治の実現としての遺言制度、さらに両者のはざまにあって、私的生活保障と意思の尊重という一見相容れがたい要請に応えようとする遺留分制度について検討する。また、必要に応じて諸外国の相続制度にも言及し、日本法のあり方について考えを深める契機とする。 | 1 2 13 4 14 15 6 7 8 10 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 続分 廃解 職選 選 事 会 か き か き か き か き か き か き か ま き か ま き か ま き か ま か ま | り役割 |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 常岡史子編『はじめての家族法』(成文堂、2008年) | る。授業時間中に | 自ら進んで質 | 試験の成績をもとに評価す 問に答えた者については、 に際して加味する。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | 明田川 昌幸 |
|--|--|---------------------|---|----------------------------------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 例、学説の理解。 講義概要 会社法 I では、 締役会、代表取締役 | と関係する部分についての法規制と裁判 株式会社の機関(株主総会、取締役、取 设、監査役等)を中心に、株式会社の計 法による法規制と裁判例、学説の解説を | | 機関 機関 機関 を を を を を を を を を を を を を | 上進めていく予定であるが、採 5状況等により、各回の内容や |
| テキスト、参考文献 | ###################################### | 評価方法 | | |
| 六法。 テキストについては、追って指示する。 | | 期末試験の成績を中心として評価を行う。 | | 「評価を行う。 |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | 明田川 昌幸 |
|--|---|----------|--|-------------------------------------|
| 03~07 律・国 会社法/会社法 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| 説の理解。 講義概要 会社法Ⅱでは、株 式の発行、新株予約 | 株式等についての法規制と裁判例、学 武会社の設立、株式を中心に、募集株 の権、会社の組織再編等も含めて、会社 法判例、学説の解説を行う。 | | 、、関義 養 譲元式併行 編 で 義の子・ 下書の子・ 下書の子< | ・ 進めていく予定であるが、採 犬況等により、各回の内容や |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| 六法。 テキストについては | て、追って指示する。 | 期末試験の成績を | と中心として記 | 平価を行う。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 会社法 I / 会社法 I / 会社法 I / 会社法 I | | 担当者 | 梅田 武敏 |
|---|--|--|---|---------------------------------|
| 講義目的、講義概要 | | | | |
| 例を入れながら理が としてない。 を入れながら理が としてない。 をえるをえる。 はるをえる。 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | でが口語体になっており、旧会社法に比 でおります。しかし、内容的には旧会社 | ⑤株式会社の機関⑥ 同⑦ 同⑧ 同 | 機能と法的性 大会社と会の1 一その2 一そのの3 一そのの4 一でのの4 一でのの4 一でのの4 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 質 機関-その法構造 -その 1 -その 2 |
| テキスト、参考文献 | 犬 | 評価方法 | | |
| 最初の講義の際にこ にそって行います。 | プリントを配布します。講義はプリント | 期末テストの成 | 対 績によりま [∙] | す 。 |

| 08~10 律・国・総 | 会社法Ⅱ/会社法Ⅱ/会社法Ⅱ | | 担当者 | 梅田 武敏 |
|--|---|--|---|----------------------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | 会社法/会社法 | 授業計画 | | |
| 講義目的 春学期を引き継いな例を入れながら、です。 講義概要 春学期での講義を 創ること)行為、及 す。設立に関する請 | かだ講義ですので、春学期同様、具体的 理解しやすい株式会社法を目指す予定 が提にして、株式会社の設立(会社を び、設立をめぐる各種問題を講義しま 議の後は、株式の意義、株式の発行、 権利、等について講義を行う予定であ | ①株式会社の種類② (2) によって (2) によって (3) 発起人と会社の記念を必要を表して (5) 会社のののでは、 (6) によって (6 | ー 設立 態 ぐる諸問題 — 一 券不発行制度 権、種類株式 を配当 合、単位株制度 | その 2 その 1 その 2 |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| 春学期に配布したフ | 『リントを使用して講義を行います。 | 期末テストの成績 | 績によります | • |

| 08~10 律・国・総 | 手形・小切手法/****/手形・ | 小切手法 | 担当者 | 潘 | 阿憲 |
|--|---|--|--|--|----|
| 03~07 律・国 | 手形·小切手法/**** | | 1534 | THE | 門思 |
| 講義目的、講義概要 | E. | 授業計画 | | | |
| 原因としては、男のとしては、男のとして、多数体のでは、男自のたいしま書のでは、ではなな、本関をなった。となるでは、でいるなが、とないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、 | 全世関係は非常に複雑である。その 一形・小切手が転々流通するもので 一関係者が存在すること,また, 一関係者が存在すること,また, 一切接種関係が重なっている。 このような手形・小切手をめらい。 一のような手形・が明しては術制の強い 一手形・・その法律関係を完全に理解する。 こののような手形で解明に技術制理解する。 このとのとうな手では非常に対が出ましたがいた。 このとの答別しておくことが望ましい。 このとの答別しておくことが望ましい。 このとの答別しておくことが望ましい。 | 4 約束 東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東 | 総論 手形行為① 手形行為② 手形行為③ 他人による | 手形行為① 手形行為② 手形行為② ・偽造① ・偽造②))) | |
| テキスト、参考文献 評価方法 | | | | | |
| 上柳克郎=北沢山 手形法・小切手 | | 筆記試験の成績 | による | | |

| 08~10 律・国・総 | 総 *****/****** | | 担当者 | **** |
|-------------|----------------|------|--------|-----------------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 12 1.0 | داد داد داد داد |
| 講義目的、講義概要 | - - | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 商法総則・商行為/商法総則・商行為/商法総則・商行為 | | +n \// -1 /- | += m =1\=+ | |
|--|--|----------|---|------------|--|
| 03~07 律・国 | 商法総則・商行為/商法総則・商行為 | | 担当者 | 梅田 武敏 | |
| 講義目的、講義概要 | ξ | 授業計画 | | | |
| 取のよば、例のには、ほのには、ほのには、ほのには、ほのには、時のでは、時のでは、時のでは、時のでは、時のでは、時のでは、時のでは、時ので | が日常行う取引は、商人を相手とするパンを買う、本を買う、といった場合といった場合との関係)は、商法が規して、私たち非商人が日常経験する法との対象といえます。ところが、ペ急のというでは、もり理解は十分ではありませがあると思われます。とに関する法律関係の意味を把握するすると思ったという意義を明らかにした後、商法全体に適別を提示します。後半では、利用者の側といと思っています。 | ① ② 商 の | ドイツ、日本 新法の指導理: 生活者と商: -1 -2 | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| 梅田武敏『商法総則 | リ・商行為法』 (新版)・信山社 | 期末テストの成績 | 責によるが、と | 出席を少し考慮する。 | |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|--------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | *****/ | | 1534 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | - | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律·国·総 保険法/***/保険法 保険法/**** | | 担当者 | 明田川 昌幸 | |
|---|--|--|---|-----------------|
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| 損害保険について 講義概要 保険法全体につい 22年4月から施行さ 解説を行う。保険流 | いての総論的理解。 この法規制と裁判例の理解。 いての総論的解説を行い、その後、平成される保険法の損害保険の部分について される保険法の損害保険の部分について 法に引き継がれている旧商法の損害保険 この判例や学説、保険約款の定めなどに | 1 保険の意義。特 2 保険取割 4 保険取割 4 保険の意引の 5 保険とは、 6 保保険とは、 7 保保険とは、 7 保保のでは、 8 損害・ 10 損害・ 11 損損害・ 12 損損に 13 損保の 14 保険のです。 14 保険のです。 15 はののです。 16 はののです。 17 はののです。 18 はののです。 19 はののです。 19 はののです。 19 はののです。 10 はののです。 11 はのです。 12 はのです。 13 はのです。 14 はのです。 15 はのです。 16 はのです。 17 はのです。 18 はのです。 19 はのです 19 はのです 19 はのです 19 はのです 19 | 特色 関わる基本概が 同りルール り強行法的規則 対の一般的内が 対のの特色 対の成立 | 整 |
| テキスト、参考文献 | ♯ | 評価方法 | | |
| 大大人・多名文献 六法。 テキストについては、追って指示する。 | | 期末試験の成績を中心として評価を行う。 | | 『評価を行う 。 |

| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(生命保険)/**** | /**** | 担当者 | 明田川 昌幸 |
|--------------------------------|---|--|--|-----------------|
| 03~07 律・国 法律学特講 (生命保険) /**** | | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 講義概要 平成22年4月から ついて解説を行う。 | の法規制と裁判例の理解。 5施行される保険法の生命保険の部分に 保険法に引き継がれている旧商法の生 こついての判例や学説、保険約款の定め はする。 | 1 生命保保保 保保保 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 | の種類 集、契約の成 の指定 変更 の指定変更 の内容を があるを ののい 事由 | 立過程 ・終了 : |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| 六法。 テキストについては | は、追って指示する。 | 期末試験の成績を | さ中心として言 | 平価を行う。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 国際私法 a/国際私法 a/***** 国際私法 a/国際私法 a | | 担当者 | 山田 恒久 |
|--|--|--|---|------------------------------------|
| 講義目的、講義概要 | ξ. | 授業計画 | | |
| の形で含んでいる目 るべき法を指定する 例えば、「婚姻の」 「物権変動」などう 法律関係)ごとに、 を定めておき、この す。 | ト的な私法関係(外国的な要素を何らか 民商法に関連する事実関係)に、適用す | (1) 国图 2. (2) 国图 3. (3) 国图 4. 第一編 財源 第一章 能 (1) 自 5. 6. (2) 養術 (1) 繁二章 懷契 8. (2) 契終 9. (3) 法第 10. (4) 懷村 11. 第三章 物權 (1) 物權 (1) 物權 (1) 物權 (2) 物權 (2) 物權 (3) 法第 (4) 懷村 | 力然人①権利急に 人権利のの債債法 実式のの債債法 態態 (そのの) 機能 (そのの) 機能 (そのの) 機能 (そのの) 動態 動態 (その2) | 領域 力 力 立要件の準拠法 立要件の準拠法 |
| テキスト、参考文献 | ************************************** | 評価方法 | | |
| テキストは指定しま | (せんが、条文の解釈をしていくため、 | 定期試験の成績 | と、出席の状 | <u>況、受講の様子</u> を総合的に判 |
| 携帯用の六法は、业 | なず所持してください。 | 断します。 | | |

| 08~10 律・国・総 | 国際私法 b/国際私法 b/**** | | 担当者 | 山田 恒久 | | |
|---|--|---|--|--|--|--|
| 03~07 律・国 | 国際私法 b/国際私法 b | | 1旦日1 | 四田 追外 | | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | | | |
| 死亡した場合には、 されますが、この選ますから、B国民活 国民法を、準拠法 講義では、予め分类 連結点と準拠法を研 妥当性、連結点の記 をも、検討してみた | ★社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が「不法行為の成立」が単位法律関係と連結点は「不法行為地」と定められていまが指定されることになります。このB(準拠実質法)といいます。 質されている単位法律関係ごとに、その確認してゆきます。加えて、その分類の設定の仕方の妥当性(制定法の正当性)といと思います。主として、民法・商法」が、可能な限り、手続きについても扱います。主として、民法・商法」が、可能な限り、手続きについても扱います。 | 1. 第二編 身分 一属人法概説 2. 第一章 好 3. (2)婚好 4. (3)婚好 5. (4)婚好 6. (5)離 7. 第二章 親 (1)親 (2)親 8. (3)親 9. 第三章 相紀 (1)相紀 | 香烟 という できない できない できない できない できない できない できない できない | (その1;実質的成立要件) (その2;形式的成立要件) の1;身分的効力) の2;財産的効力) (その1;実親子関係の成立) (その2;養親子関係の成立) | | |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | | | |
| テキストは指定しま | | 定期試験の成績 | と、 <u>出席の状</u> | 況、受講の様子を総合的に判 | | |

断します。

携帯用の六法は、必ず所持してください。

| 08~10 律・国・総 | 国際取引法/国際取引法/**** | | 担当者 | 十屋 弘三 |
|---|---|--|---|--|
| 03~07 律・国 | 国際取引法/国際取引法 | | , | 工生加工 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 新回度中の 的引結① ② 〔① ② 類回度中の 的引結① ② 講国取出国過高日際の枠取履取中関すそ実の義国取国国過高日際の枠取履引心わべの態主の際引勢場をる企引義み上と対しりの約踏条要引支制で辿こ業ででとげそ対しりの約踏条要引支制で辿こ業ででとげる人の約3年である。 (2) とはのはそてれ象でス国のま項)のえ売の割とはのはそてれ象でス国のま項)の表示で辿る業のでは、の後述えを、ク際準えを、ののとはのはそれのようにある。 | 法として停滞状況下にあるが、中国に 法として停滞状況下にあるが、中国に を要拡大によって世界経済は存をと を国経済れる。そのような技術、と を選ばなアレーヤを可能としてがある。 を要なプレーヤを可能としても の国際取引を可能としても と派をの国際取引を、国際がある。 を関係でよるりのでは とい下のようリスをの とい下のようりのでは のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは | 2. 国際取 3. 国際取 4. 契約の 5. 契約の 6. 入札と 7. インン 8. 国際物 | 別法と 子々品賞品 引引引の法法立 備一売責売 ととと ス際商 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 当事者の様態 り方式 契約締結 早証条件と瑕疵担保責任 り限定 金決済 管理 说 察 |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | | |
| | もの実務』花水・三浦・土屋著 期のテキストに同じ) | 出席とテストに | | · 캙 따 -}- z |

| 08~10 律・国・総 *****/****************************** | | 担当者 | **** | |
|--|---|------|------|--|
| | 03~07 律・国 *********************************** | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | ₿ T | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

講義目的、講義概要

人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義と「刑法総論II」は、犯罪の成立要件を解明する「犯罪論」と、刑罰の目的や役割を解明する「刑罰論」を対象とします。犯罪論の課題は、殺人罪や窃盗罪といった個別の犯罪に特徴的な要素を解明する「刑法各論」と異なり、「すべての犯罪に共通する最大公約数的な要素は何か、犯罪というからには最低限備えていなければならない要素は何か」を明らかにすることにあります。犯罪とは、①構成要件に該当し②違法で③有責な行為と定義されますが、本講義では①と、②の前半を扱います。

刑罰は、法的制裁の中で一番厳しいものですから、 刑罰を科す前提として犯罪が成立しているか否かという問題は、きわめて重要な意義をもっています。犯 罪の成否に関する問題は、刑罰権の発動と直結していますから、場当たり的・感情的な議論をするのではダメで、論理的一貫性が強く求められるのです。本講義では、刑法の議論に必要な論理的思考能力を身につけることを目標とします。

【履修上の注意事項】

本講義は、「刑法入門」を受講してから履修することを、強く推奨します。

授業計画

- 1. 刑法および刑法学の意義・目的・機能
- 2. 罪刑法定主義
- 3. 刑法の理論(犯罪論・刑罰論と学派の争い)
- 4. 犯罪概念と犯罪論体系
- 5. 行為論と行為の概念・態様
- 6. 構成要件の意義と機能
- 7. 構成要件の要素
- 8. 因果関係(1)
- 9. 因果関係 (2)
- 10. 違法性の実質(1)
- 11. 違法性の実質(2)
- 12. 正当防衛と緊急避難の概観・異同
- 13. 正当防衛(1)
- 14. 正当防衛(2)
- * 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、 このとおりに進まないことがあります。進度が遅れ た場合、補講を行うことがあります。あらかじめご 了承ください。

テキスト、参考文献

教科書:曾根威彦『刑法総論[第4版]』弘文堂

参考書:第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。 講義中の配布物は、講義支援システムで入手できます。

評価方法

定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正し く理解し、他説を批判しながら自分の考えを論理的で説得 力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。

08~10 律·国·総 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ

03~07 律・国 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ

担当者

内山 良雄

講義目的、講義概要

本講義は、「刑法総論 I 」を受講した学生(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)が履修することを前提に、犯罪の成立要件の②の後半と③を扱います。時間に余裕があれば、不作為犯、未遂犯といった犯罪論の残された問題も対象とします。

刑罰は最も厳しい法的制裁ですから、犯罪が成立してさえいれば科してよいというものではなく、刑罰の意味・目的からはずれた処罰は慎まなければなりません。そこで、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」での議論が犯罪論の議論に及ぼす影響についても言及する予定です。本講義においても、刑法の議論に求められる論理的思考能力の修得を目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法総論 I」と変わりません。

【履修上の注意事項】

「刑法総論 I」の講義を受けていないと、本講義の内容を理解することは至難の業です。必ず「刑法総論 I」を受講してから、本講義に臨んでください(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)。

授業計画

- 1. 緊急避難(1)
- 2. 緊急避難(2)
- 3. 法令行為·正当業務行為
- 4. 被害者の承諾
- 5. 安楽死·尊厳死
- 6. 責任の概念
- 7. 責任能力と原因において自由な行為
- 8. 違法性の意識
- 9. 故意論
- 10. 故意と違法性の意識
- 11. 事実の錯誤(1)
- 12. 事実の錯誤(2)
- 13. 違法性の錯誤(1)
- 14. 違法性の錯誤(2)
- * 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、 このとおりに進まないことがあります。進度が遅れ た場合、補講を行うことがあります。あらかじめご 了承ください。

テキスト、参考文献

教科書: 曽根威彦『刑法総論 [第4版]』弘文堂

参考書:第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。 講義中の配布物は、講義支援システムで入手できます。 定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、他説を批判しながら自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。

評価方法

08~10 律・国・総 刑法総論 I / 刑法総論 I / 刑法総論 I 若尾 岳志 担当者 03~07 律・国 刑法総論I/刑法総論I 授業計画 講義目的、講義概要 1. イントロダクション (授業と刑法の) 目的 2. 刑法とは 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考 え、結論が出せるようになってほしいと思います。 3. 刑法の機能(法益保護機能) 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできる 4. 刑法の機能(人権保障機能・・・罪刑法定主義1) ようになると思います。 5. 刑法の機能(人権保障機能・・・罪刑法定主義2) 6. 刑罰の目的 「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規定 した法律(「実質的意義における刑法」)です。「刑法総論」 7. 犯罪論体系 では、①そもそも「刑法」ってなんだろうか、という基本 8. 構成要件総説 的な事柄 (「刑法の基礎」)、②犯罪とはなんだろうか、と 9. 実行行為 · 不作為犯 いう「犯罪論」、③刑罰とはなんだろうか、という「刑罰 10. 因果関係(条件関係) 論」からなります。 11. 因果関係(相当性判断) この刑法総論Iの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、 ②「犯罪論」の始めの方まで進みたいと思います。③「刑 12. 違法論総説 罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会 13. 法令行為·正当業務行為 を作ります。 14. 被害者の同意 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は 非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がか ※授業計画は目安です。実際の進行と異なることがあり かると思いますが、一度馴染むと楽しめます。 ます。 テキスト、参考文献 評価方法

| 1 | | | | |
|---|-------------|-------------|-----|-------|
| | 08~10 律・国・総 | 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ | 担当者 | 若尾 岳志 |
| | 03~07 律・国 | 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ | , | |

講義目的、講義概要

曽根威彦『刑法総論 第4版』(弘文堂)

目的

「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考 え、結論が出せるようになってほしいと思います。

(上記以外の「刑法総論」に関する基本書でもかまいませ

刑法総論 $I \cdot II$ 、刑法各論 $I \cdot II$ と学んでいけばできるようになると思います。

概要

刑法総論Ⅱでは、刑法総論の内容のうち、刑法総論Ⅰで終えることのできなかったことをやっていきます。つまり、②「犯罪論」の残りの部分をやっていきます。

ですので、刑法総論 I を受講しておくことが望ましいと考えています。刑法総論 I を理解した上で、この刑法総論 II を受講してください。

授業計画

1. イントロダクション (刑法総論 I の復習)

も考えていますが、授業の中でお知らせします。

論述式の定期試験となります。しっかり論述ができている

かどうか、を評価します。なお、レポート・小テストなど

- 2. 被害者の同意・安楽死
- 3. 正当防衛(防衛状況)
- 4. 正当防衛(防衛行為)
- 5. 緊急避難
- 6. 責任論総説
- 7. 責任能力
- 8. 原因において自由な行為
- 9. 故意・過失
- 10. 錯誤論(事実の錯誤1)
- 11. 錯誤論(事実の錯誤2)
- 12. 錯誤論 (事実の錯誤3)
- 13. 違法性の錯誤・期待可能性
- 14. 共犯論

評価方法

※授業計画は目安です。実際の進行と異なることがあります。

テキスト、参考文献

曽根威彦『刑法総論 第4版』(弘文堂)

(上記以外の「刑法総論」に関する基本書でもかまいません)

論述式の定期試験となります。しっかり論述ができているかどうか、を評価します。なお、レポート・小テストなども考えていますが、授業の中でお知らせします。

 08~10 律・国・総
 刑法各論 I / 刑法各論 I

 03~07 律・国
 刑法各論 / 刑法各論

 円法各論 I / 刑法各論 I
 担当者

 内山 良雄

講義目的、講義概要

人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、 犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本 講義は、「刑法各論」を取り扱います。すべての犯罪 に共通する要素や原理・原則を解明する「刑法総論」 と異なり、刑法各論は、殺人罪や傷害罪といった個別 犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異 同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義 は、「財産罪以外」の犯罪、すなわち人格的法益、社 会的法益、国家的法益に対する罪の中から、重要な論 点を含む犯罪類型を取り扱います(人格的法益に対す る罪に重点を置きます)。

それぞれの犯罪の成立要件を正しく理解し、法益を 侵害する行為について、その具体的態様に着目し、刑 法上、何罪が成立するかを、刑法各本条の解釈を通じ て論理的に結論づけられるようになることが、本講義 の目標です。

【履修上の注意事項】

本講義は、「刑法入門」または「刑法総論 I・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)。

授業計画

- 1. 刑法各論の意義と任務
- 2. 人の始期・終期、殺人罪(1)
- 3. 殺人罪(2) 、同意殺人罪
- 4. 傷害罪と暴行罪
- 5. 危険運転致死傷罪、過失致死傷罪
- 6. 遺棄罪
- 7. 逮捕罪、監禁罪
- 8. 脅迫罪、強要罪
- 9. 強制わいせつ罪、強姦罪
- 10. 名誉毀損罪
- 11. 放火罪
- 12. 文書偽造罪
- 13. 公務執行妨害罪、偽証罪
- 14. 贈賄罪と収賄罪

* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。

テキスト、参考文献

教科書:曽根威彦『刑法各論[第4版]』弘文堂

参考書:第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。 講義中の配布物は、講義支援システムで入手できます。 定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正し く理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得 力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。

 $08{\sim}10$ 律・国・総 刑法各論 Π /刑法各論 Π /刑法各論 Π

03~07 律・国 刑法各論/刑法各論

担当者

内山 良雄

講義目的、講義概要

本講義は、「刑法各論」の対象となる犯罪の中でも、 重要な論点を数多く含み、初学者には議論が難しく感 じられる「財産罪」(財産的法益に対する罪)について、 わかりやすく、丹念に検討していきます。

財産罪は、財産権の侵害を内容とする点で共通しているにもかかわらず、刑法 235 条以下では、行為態様の違いなどによって細分化されています。そのため、すべての財産権侵害が網羅的に犯罪となるわけではなく、また、個別の財産罪相互の異同が問題となります。具体的な限界事例において、どの財産罪が成立するのかを導き出すためには、個別の財産罪のどこが共通し、どこが異なっているのかを、キチンと理解している必要があるのです。

本講義では、財産罪の体系を理解し、限界事例に対応できるようになることを目標にします。

【履修上の注意事項】

本講義は、「刑法入門」または「刑法総論 $I \cdot II$ 」、および「刑法各論 I」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)。

授業計画

評価方法

- 1. 財産罪の体系・分類、財物の意義
- 2. 占有の意義
- 3. 奪取罪の保護法益
- 4. 窃盗罪(1)
- 5. 窃盗罪(2)、不動産侵奪罪
- 6. 強盗罪
- 7. 事後強盗罪、強盗致死傷罪
- 8. 詐欺罪(1)
- 9. 詐欺罪(2)
- 10. 恐喝罪
- 11. 横領罪(1)
- 12. 横領罪(2)
- 13. 背任罪

評価方法

14. 盗品等に関する罪

* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、 補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承く ださい。

テキスト、参考文献

教科書:曾根威彦『刑法各論[第4版]』弘文堂

参考書:第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。 講義中の配布物は、講義支援システムで入手できます。

定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正し く理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得 力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。

08~10 律・国・総 刑法各論 I / 刑法各論 I / 刑法各論 I 担当者 中空 壽雅 03~07 律・国 刑法各論/刑法各論 授業計画 講義目的、講義概要 刑法各論では, すべての犯罪が共通してもつ性質を解明 1 刑法各論とは何か、刑法各論の学び方 し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪 2 殺人罪をめぐる諸問題 類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、 3 殺人罪をめぐる諸問題 それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいで 4 傷害罪・暴行罪をめぐる諸問題 しょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべ ての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・ 5 危険運転致死傷罪・過失致死傷罪 6 遺棄罪 刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業で は, 各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の 7 身体の自由に対する罪 8 性的自由に対する罪 体得も目指したいと考えています。 刑法各論 I では、個人的法益に対する罪のうち、生命・ 9 私生活の平穏に対する罪 10 名誉毀損罪 身体に対する罪、自由に対する罪、名誉に対する罪を中心 11 信用・業務に対する罪 に学習します。 講義を受ける時の注意点は, 第1回目に説明します。 12 財産罪総論 窃盗罪をめぐる諸問題 14 窃盗罪をめぐる諸問題 テキスト、参考文献 評価方法 大谷實「刑法各論(第3版)」 定期テストで評価します。

| 1 | | | | |
|---|-------------|-------------|-------|---------|
| | 08~10 律・国・総 | 刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ | 担当者 | 中空 壽雅 |
| | 03~07 律・国 | 刑法各論/刑法各論 | 127 1 | 1 工 時4年 |

講義目的、講義概要

刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいでしょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。

刑法各論Ⅱでは、個人的法益に対する罪のうち、財産に対する罪、放火罪その他の社会的法益に対する罪、公務執行罪その他の国家的法益に対する罪を中心に学習します。

授業計画

- 1 強盗罪をめぐる諸問題
- 2 準強盗罪·強盗致死傷罪
- 3 詐欺罪をめぐる諸問題
- 4 詐欺罪をめぐる諸問題
- 5 恐喝罪・毀棄隠匿罪
- 6 横領罪・背任罪
- 7 盗品に関する罪
- 8 社会的法益に対する罪-放火罪・失火罪
- 9 社会的法益に対する罪-偽造罪<1>
- 10 社会的法益に対する罪-偽造罪<2>
- 11 社会的法益に対する罪ーわいせつ罪
- 12 国家的法益に対する罪-公務執行妨害罪など
- 13 国家的法益に対する罪-偽証罪・犯人蔵匿罪など
- 14 国家的法益に対する罪-賄賂罪など

テキスト、参考文献

大谷實「刑法各論(第3版)」

評価方法

定期テストで評価します。

 08~10 律・国・総
 刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a
 担当者
 安部 哲夫

 03~07 律・国
 刑事政策 a/刑事政策 a
 対象

講義目的、講義概要

本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇(被収容者処遇法および更生保護法)や被害者の保護政策(犯罪被害者等基本法)などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材として、刑事政策のあるべき理念と立案を論じようと思います。

犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」(Franz von Liszt)との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。

「刑事政策 a」では、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開したいと思います。

授業計画

- 1. 犯罪と刑事政策の基礎(刑事政策とは何か)
- 2. 犯罪現象の捉え方(犯罪統計の読み方)
- 3. 犯罪原因の研究(1) (素因論から環境論へ)
- 4. 犯罪原因の研究②(相互作用論から新たな研究)
- 5. 犯罪被害者の研究(被害者学の発展とその成果)
- 6. 犯罪被害者の保護のための法整備
- 7. 刑罰制度の意義と種類(刑罰はなぜ必要なのか)
- 8. 犯罪の司法的処理(警察・検察・裁判の流れ)
- 9. 死刑制度を考える① (死刑存廃と米国の実情)
- 10. 死刑制度を考える② (日本の問題と死刑代替刑)
- 11. 財産刑の現状と課題(罰金を中心に)
- 12. 犯罪者の社会復帰と刑事政策
- 13. 新行刑法と新更生保護法
- 14. 新たな刑事制裁の可能性(責任と予防)

テキスト、参考文献

指定教材:安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂 参考教材:法務総合研究所『平成21年版犯罪白書』

評価方法

学期末試験(持込不可)80%、授業中の小レポート20%で評価します。

 08~10 律・国・総
 刑事政策 b/刑事政策 b/刑事政策 b

 03~07 律・国
 刑事政策 b/刑事政策 b

 3~07 律・国
 刑事政策 b/刑事政策 b

講義目的、講義概要

犯罪に対する認識と問題意識は、裁判員制度の実施とともに私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」(Franz von Liszt)との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。

「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策(性犯罪、常習犯罪、精神障害犯罪、高齢者犯罪など)を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法(2006年)および更生保護法(2007年)によって、犯罪者処遇が現在どう展開されているのかを検討します。

授業計画にある課題は、状況により変更もあります。

授業計画

- 1. 現代刑事政策の課題
- 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較)
- 3. 施設内処遇の諸問題① (新たな受刑者処遇法)
- 4. 施設内処遇の諸問題②(作業、改善処遇)
- 5. 社会内処遇の諸問題① (中間処遇、仮釈放)
- 6. 社会内処遇の諸問題②(保護観察、地域処遇)
- 7. 保護処分(少年犯罪と刑事政策)
- 8. 凶悪犯罪・組織犯罪の現状と対策
- 9. 薬物犯罪の現状と対策
- 10. 外国人犯罪の現状と対策
- 11. 触法精神障害の現状と対策
- 12. 性犯罪の現状と対策
- 13. 交通犯罪の現状と対策
- 14. 高齢者犯罪の現状と対策

テキスト、参考文献

指定教材:安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂 参考教材:法務総合研究所『平成21年版犯罪白書』

評価方法

学期末試験(持込不可)80%、授業中の小レポート20%で評価します。

 08~10 律・国・総
 少年法 a/*****/少年法 a
 担当者

 03~07 律・国
 法律学特講(青少年保護法総論-少年犯罪と少年法)/****
 担当者

講義目的、講義概要

「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題としたところである。それはまた、問題を起こした少年を「司法」がどう対応すべきなのか、成人の刑事事件の処理とどう違うべきなのかについても、指針示している。

本授業では、近年問題化してきた重大な少年事件を中心に、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。周知のように、少年法(1948年)は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000年の「一部改正」がなされたところである。その後14歳未満の「触法少年」による残虐事件(長崎2003年、佐世保2004年)が発生したことにより、これまで児童福祉の保護のもとにあった「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が進められた(2007年改正)。そして2008年、少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。

秋学期の授業と併せて履修することが望ましい。

授業計画

- 1. 少年犯罪と少年法入門(はじめに)
- 2. 少年非行の現状① (わが国の現状と動向)
- 3. 少年非行の現状② (諸外国の問題状況)
- 4. 少年非行の原因と非行理論
- 5. 少年保護の法原理(自己決定と保護主義)
- 6. 少年保護の歴史 (救貧政策・感化教育・自立支援)
- 7. 少年法の誕生と理念 (児童の権利条約との関係)
- 8. 少年非行の発見(少年警察、街頭補導)
- 9. 少年非行と審判 (家庭裁判所・少年鑑別所の役割)
- 10. 少年非行と矯正(少年院、少年刑務所)
- 11. 少年非行と保護(保護観察)
- 12. 少年事件報道と少年法
- 13. 少年司法の改革(少年法の改正の経緯と展開)
- 14. まとめ(少年法改正によって何が変わったか)

テキスト、参考文献

指定教材:安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社 2009 参考教材:守山正ほか『ビギナーズ少年法』成文堂 2009

評価方法

学期末試験 60点。授業内レポート 40点。

 08~10 律・国・総
 少年法 b/****/少年法 b

 03~07 律・国
 法律学特講(青少年保護法各論-被害者としての青少年)/*****

担当者

安部 哲夫

講義目的、講義概要

「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題とした。2003年12月に示された「青少年育成施策大綱」は2008年12月改定されたが、すべての国民と、あらゆるレベルでの青少年育成への取組みを推進する点は同一である。

春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応の問題について学習した。秋学期では、その少年事件の背景に、往々にして、その少年が「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況におかれていることから、「被害者」としての少年にスポットをあてて授業を進めたい。

具体的には、青少年保護に関する法令(少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など)や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。そこでは「青少年の自立と大人社会の責任」を強調する。

春学期の授業と併せて履修してほしい。

授業計画

- 1. 被害者としての犯罪少年(はじめに)
- 2. 青少年問題と法概論(少年法と青少年保護法制)
- 3. 児童虐待とその対策(児童虐待防止法の意義と再編)
- 4. 子どもの権利とは何か
- 5. 体罰事件とその対策 (裁判例を読む)
- 6. 子どもの安全と社会環境
- 7. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制
- 8. 青少年の薬物乱用の実態と対策
- 9. 青少年の性行動と法的対応(自立と保護の狭間で)
- 10. 有害表現・有害情報と青少年
- 11. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち
- 12. 青少年健全育成条例の展開
- 13. 青少年育成基本法の成立へ向けて
- 14. まとめ

テキスト、参考文献

指定教材:安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社 参考教材:内閣府『平成22年版青少年白書』

|評価方法

学期末試験60点。授業内レポート40点。

 08~10 律・国・総
 労働法 a/*****/労働法 a
 担当者
 石井 保雄

 03~07 律・国
 労働法 a/*****

講義目的、講義概要

人は多様な社会関係なかで生活を送るっている。こ の講義では、そのうちで「労働者」としての生活関係 =雇用をめぐって、どのような法的問題が提起される のか、またそこでのトラブルや紛争の解決のあり方を 示したい。なお講義科目名として「労働法」となって いる。従来は、労基法などに関する「労働法保護法」 「個別的労使関係法」を中心に進めた。最近の労働法 に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関する ものであり、それらを反映して議論も主に保護法につ いてのものが多い。しかし今年からは、労組法に関わ る「集団的労資関係法」についても言及したいと思う。 春学期は、労働=雇用関係、すなわち労働契約の成 立・展開・終了について、関連立法がいかなる規制を 行なっているか、また人が「労働者」として働くにあ たって、その労働条件や待遇内容はどのような法的仕 組みのなかで決定されるのか、その基本的枠組みを示

講義に際しては、レジュメや資料を配布する。

授業計画

- 1 「労働法」とは何か?
 イントロダクション-
- 2 雇用関係の成立と法による規制=「契約の自由」 とその制限
- 3 労働の場における男女平等と差別の禁止
- 4 職場におけるハラスメント (いじめ・いやがらせ) 問題と法的対応
- 5 労働関係の成立-募集・採用内定と試用期間
- 6 就業規則―使用者による労働条件・職場規律= ルールの設定・変更―
- 7 「労働組合」の存在意義——労働条件の集団的規 制を目指して——
- 8 労使自治—労働条件等をめぐる集団的取引(1) 団体交渉
- 9 労使自治―労働条件等をめぐる集団的取引(2) 労働協約
- 10 労働「契約」関係における権利と義務
- 11 人事異動-配置転換と出向
- 12 企業秩序と懲戒制度
- 13 雇用=労働契約関係の終了(1)解雇
- 14 雇用=労働契約関係の終了(2)辞職・定年 退職

テキスト、参考文献

したいと思う。

角田邦重・毛塚勝利・脇田滋 [編]『新現代労働法入門 [第 4版]』(法律文化社・2009)

評価方法

定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を2,3度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮中である。

 08~10 律·国·総
 労働法 b/****/労働法 b

 03~07 律·国
 労働法 b/****

TH 保雄

講義目的、講義概要

講義の内容として、秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くに際して、その労働条件や待遇の内容について、現行法では、いかなる規制がなされているかについて論じる。

具体的には、まず、労働条件の典型である、賃金に ついて、現行法上の規制内容についてふれる。次に広 い意味での労働時間について、労基法はどのような規 制を行ない、とくに短縮と産業構造や働き方の変化に 対応しようとしているのかについて検討する。さらに 人は働くなかで「仕事」に関連して負傷したり、病気 になることもありえる。そこで職場における安全衛生 体制とはどのようなものとなっているのかについて 触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの 事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最 近関心を呼んでいる過労死・自殺問題なども考察した いと考えている。そして最後に、秋学期のみならず 春学期も含め、労働法講義の締めくくりとして、わが 国の紛争解決システム、とくに2006年4月から施 行される「労働審判制度」について言及したいと考え ている。

講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、 詳細は、それらを参照。

授業計画

- .「労働者」とは誰か?―イントロダクション―
- 2 労働条件・待遇の決定に関する法的仕組みとその相互関係
- 3 賃金(1) ―最低賃金・支払い方法の規制
- 4 賃金(2)一賞与・退職金
- 5 昇格・昇進・降格・降職と人事考課
- 3 労働時間(1)労基法改正・1週40時間1日8時間労働制・規制の弾力化
- 7 労働時間(2)変形労働時間制
- 8 労働時間(3)時間外・休日労働、休憩時間そ して休日
- 9 労働時間(4)年次有給休暇
- 10 職場の安全衛生―労働災害発生の防止
- 11 労働災害補償制度―労災の事後的処理
- 12 労働災害における業務上外認定と通勤途上災害
- 13 過労死と過労自殺
- 14 労使紛争の解決システム―労働審判制度を中心に―

テキスト、参考文献

角田邦重・毛塚勝利・脇田滋 [編] 『新現代労働法入門 [第 4版]』(法律文化社・2009)

評価方法

定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を2,3度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。

08~10 律・国・総 │ 社会保障法 a/****/社会保障法 a 担当者 石井 保雄 03~07 律・国 社会保障法 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 1「社会保障」とは何か――労働生活と社会保障― 第一義的には、国民の生活保障を目的とする制度で 2 社会保障法の歴史的展開 ある社会保障法について、春学期では、まずは総論的 課題として、社会保障法の意義と歴史と機能を検討し 3 社会保障の目的・方法・水準 たいと思う。つぎに国民の多くが「労働者」として生 4 社会保障の「権利」の意味 活することに着目して、労働に関わる社会保障制度で 5 社会保障の「権利」の意味(続) ある労働災害補償と雇用保険に関する制度内容を示 し、またこれらの領域において問題となっている法的 6 社会保障の財源調達 論点を明らかにしたいと思う。 7 私的傷病と業務上の災害 8 業務上災害と労災保険 9 通勤途上災害と労災保険 10 労災保険による保険給付 11 雇用保険とは何か 12 職業訓練と雇用保険 13 失業と雇用保険 14 失業と雇用保険(続) テキスト、参考文献 評価方法 本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第 定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポ 4版]』(不磨書房・2010予定) ートの提出を2,3度求め、それも最終評価に際し 参考とすることも考慮している。

| | | | ı | |
|----------------------------------|--|--|---|-------------------------------------|
| 08~10 律・国・総 | 社会保障法 b/****/社会保障法 | ₹ b | 担当者 | 石井 保雄 |
| 03~07 律・国 | 社会保障法 b/**** | | , 1 | TO TO TOWAR |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| 察を引き続き行な 「健康」「社会的 保険、社会福祉、 | 会保障法について、いわが各論的考いたいと思う。具体的には、「国民」 弱者」ということに着目して、医療 生活保護および年金の各制度のあり して、どのような問題が提起されて てみたい。 | 2 医療の保障 3 国民健康保 4 社会保障と 5 老人福祉法 6 児童福祉法 7 障害者と福 8 生活保護法 9 生活保護法 1 0 保護の内 | 険法を福祉―――――――――――――――――――――――――――――――――――― | 保健法 一現状と課題—— 活の保障—— 則 題 |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| 本澤巳代子・新田 4版〕』(不磨書房 | 秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第 ・ 2010予定) | | , 3度求め | 基本である。ただしレポ 、それも最終評価に際し いる。 |

08~10 律・国・総 環境法 a/****/環境法 a 担当者 一之瀬 高博 03~07律・国 環境法 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 〔講義目的〕 1 講義の概要 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上 2 公害・環境問題の性質と法律学の関わり にある環境法の現段階を明らかにしてゆくととも 3 公害・環境法制度の発展過程① に、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得 4 公害・環境法制度の発展過程② る課を考察する。 5 公害民事賠償の理論と裁判例① 6 公害民事賠償の理論と裁判例② 〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環 7 環境問題と国家賠償① 境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の 8 環境問題と国家賠償② 法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての 9 民事差止めの理論と裁判例① 側面を検討する。 10 民事差止めの理論と裁判例② 11 環境行政訴訟をめぐる諸問題① 12 環境行政訴訟をめぐる諸問題② 13 被害者救済および紛争処理制度 14 まとめ テキスト、参考文献 評価方法 テキストは開講時に指示する。参考文献: 期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポー 阿部·淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣 2006 年 トも評価の対象にする。 『環境法判例百選』有斐閣 2004 年

| 08~10 律・国・総 | 環境法 b/****/環境法 b | 担当者 | 一之瀬 高博 |
|-------------|------------------|-----|--------|
| 03~07 律・国 | 環境法 b/**** | 担当相 | 一之瀬 高博 |

講義目的、講義概要

[講義目標]

環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。

〔講義概要〕

環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。

授業計画

- 1 講義の概要
- 2 環境権、自然の権利
- 3 環境基本法·環境基本計画
- 4 環境保全の法的手法
- 5 環境影響評価
- 6 公害·環境規制法①
- 7 公害·環境規制法②
- 8 化学物質管理法
- 9 廃棄物・リサイクル法制①
- 10 廃棄物・リサイクル法制②
- 11 自然環境保全①
- 12 自然環境保全②
- 13 国際環境法の国内実施
- 14 まとめ

テキスト、参考文献

テキストは開講時に指示する。参考文献: 期末試験の成績を重さ 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣2004年 『三訂ベーシック環境六法』第一法規2008年

評価方法

期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。

| 08~10 律・国・総 | 経済法/****/経済法 | | 担当者 | 宗田 貴行 |
|--|--|---|---|-------------------------------------|
| 03~07 律・国 | 経済法/**** | | | 小田 貝11 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| の基本を初心者に到 講義は、パワーポ で板書による説明を 日本の独占禁止治 必要に応じて外国 民間企業や国・地 るいは消費者として 禁止法違反するのだ | 義経済の基本ルールである独占禁止法理解してもらうことを目的とする。 パイントを使った説明と、それを補う形と行う。 法を中心に講義を行う。 国の独占禁止法を取り上げる。 3方自治体等での日々の仕事の中で、あての生活の中で、どのような行為が独占い、どのようなおのかて、分かり易く解説する。 | 業結合) 4 再販売価格約 5 優越的地位の 6 不当康売行為 7 抱き合わせ行 8 価格カルテバ 9 価格カルルテバ 1 0 私的独占行 1 1 企業結合規 | 類型 対引方法、私 維持 治 治 治 治 治 治 一 に う う う に で で う れ に う れ に で で の う れ に で の れ れ に の れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ | 的独占、不当な取引制限、企 引制限行為)① 引制限行為)② |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| テキスト 有斐閣フ | アルマ『経済法』第5版補訂版 2008年 | 成績は、レポート | 、で決めます。 | |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-------------|---|-----|----------------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | \pi | | de de de de de |
| 講義目的、講義概要 | Ţ | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 消費者法/****/消費者法 | | 担当者 | 岩重 | 佳治 |
|------------------------|---|--|---|----------------------------|------|
| 03~07 律・国 | 消費者法/**** | | 1 1 | 和玉 | ITTH |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | | |
| 2 3 解解 | オに、生きた法的思考を身につける 習を通じて、自分の長所を発見する と用いて講義する。 中心とし、法的見解を述べ合う実践的内 い。 かかわらず、受講者には積極的な発言を 力に講義を聞くという姿勢は、本講義に 費者法の基礎的な知識の習得にも重点を つ足がかりにしたい。 かな法的知識があればよい。 場心があればなおさら良いが、関心を持 こみようという人も大いに歓迎する。 | 3 消費者被害 4 消費者契約 5 消費者を約ぐ 7 英会話教室 8 クレジ証明郵付 10 消費生活セ 11 消費生活セ | 生(2) るトラブル をめぐるトラ 契約をめぐる 便の利用の仕 | ブル トラブル :方 :現場から① | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | - Mr wife Man | |
| テキストは特に使用 参考文献は、随時編 | | 期末定期試験の網(10%)及び出 | | 、日常講義にお により総合的に | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|-------------|----------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | | | 1旦日1 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文南 | * | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

08~10 律・国・総 知的財産権法 a/****/**** 担当者 長塚 真琴 知的財産権法 a/**** 03~07 律・国 授業計画 講義目的、講義概要 1 ガイダンス 知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法で ある。この講義では、工業所有権法のうち商標法、意匠法、 2 知的財産権法の概要 不正競争防止法を扱う。これらは、特定の者が用いている 3 不正競争防止法1一様々な不正競争行為の規制 特定のマーク、ブランド、デザインなどを、他人による無 断使用から守るための法律である。 4 不正競争防止法2 5 不正競争防止法3 レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関 する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義 6 商標法1-登録を受けたマークの保護 を進める。 7 商標法2 講義には、小型でよいので必ず六法を持って出席するこ と。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集(講 8 商標法3 義開始後数週間以内に販売)に収録する。講義情報のサイ 9 商標法4 トはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ 10 意匠法1 - 登録を受けた工業デザインの保護 【今年度変更した点】←先輩からの情報は古いので注意! 11 意匠法 2 (1) 小テストの廃止。 12 意匠法3 (2) 定期試験を全範囲から出題し、持込不可とする。択一式 を重視し、出題レベルは知的財産管理技能検定3級と2級 13 意匠法4 の間ぐらい。記述式は説明問題が中心となる。 14 質問への回答と復習 (3) 成績の早期個別開示は廃止する。

テキスト、参考文献

教科書:長塚真琴『知的財産権法 a レジュメ集』 教科書:伊藤塾『知的財産法 第3版』(弘文堂)

参考書:大渕他『知的財産法判例集第2版』(有斐閣)

評価方法

持込一切不可の定期試験のみによる。択一式の問題 25 問と記述式の問題を出題する。

出席は重視しない。

08~10 律·国·総 知的財産権法 b/****** 担当者 長塚 真琴 03~07 律·国 知的財産権法 b/*****

講義目的、講義概要

知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義ではそのうち、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特定の技術について、権利者以外の者が無断で実施することを禁じる法律である。

特許法以外では、保護の対象や手法において近縁の実用 新案法と種苗法を扱う。

レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。

講義には、小型でよいので必ず六法を持って出席すること。小型六法に掲載のない条文は、レジュメ集に収録する。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義情報のサイト→http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/

【今年度変更した点】←先輩からの情報は古いので注意! 上記知的財産権法 a の(1)~(3)参照。

○履修上の注意:知的財産権法 a の内容を参照するため、a b 併せて履修することが望ましい。

1 ガイダンス

授業計画

- 2 知的財産権法の概要
- 3 特許法1一審査・登録を受けた技術の保護
- 4 特許法2
- 5 特許法3
- 6 特許法4
- 7 特許法5
- 8 特許法6
- 9 特許法 7
- 10 特許法8
- 11 特許法 9
- 12 特許法 10
- 13 実用新案法―無審査で登録された技術の保護
- 14 種苗法―植物新品種の保護

テキスト、参考文献

教科書:長塚真琴『知的財産権法 b レジュメ集』 教科書:伊藤塾『知的財産法 第3版』(弘文堂) 参考書:大渕他『知的財産法判例集第2版』(有斐閣) 持込一切不可の定期試験のみによる。択一式の問題 25 問と記述式の問題を出題する。

出席は重視しない。

評価方法

64

08~10 律·国·総 民事訴訟法 a/****/民事訴訟法 a 担当者 小川 健 03~07 律·国 民事訴訟法 a/****

講義目的、講義概要

「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」(債権その他の権利関係等)の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。

私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律(「法典」)に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。

本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点を、受講者とともに考えることにしたい。

講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。

授業計画

春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての 理解を目標として講義を行う。

講義項目:

《民事手続の意義》

- 1 「法」とは何か(「国家法」と「法の実現」) 《手続の開始》
- 2 「訴え」訴えの類型、訴状 《手続の目的》
- 3 「判決1」請求と判決事項、判決書
- 4 「判決2」処分権主義
- 5 「裁判」裁判の種類
- 6 「判決」と「審理手続」
- 7 「判決の確定」審級制度
- 8 ・レポート作成
- 9 「判決の確定」確定の意味
- 10 「判決の効力1」終局判決
- 11 「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力
- 12 「既判力の作用 1」物的限界
- 13 「既判力の作用 2」人的限界
- 14 「既判力の作用 3」限界の拡張

テキスト、参考文献

現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げて おく:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法 (2005 成文堂); 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2版 (有斐 閣大学双書) ¥4,725 (税込)

評価方法

希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝 負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確 保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。

 08~10 律·国·総
 民事訴訟法 b/*****/民事訴訟法 b

 03~07 律·国
 民事訴訟法 b/*****

 担当者

小川
使

講義目的、講義概要

春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実に動かしていくために考慮しなければならない重要な事項」を概観する。講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。

授業計画 講義項目:

《手続の変則的な終了》

- 1 「判決によらない訴訟の終了 1」 請求の放棄認諾、和解
- 2 「判決によらない訴訟の終了 2」 訴えの取下

《手続の利用》

- 3 「訴訟要件1」裁判権、管轄
- 4 「訴訟要件2」当事者、代理人
- 5 「訴訟要件3」請求に関連する要件
- 6 「訴え提起」の効果

《手続の運営》

- 7 「審理1」判断資料の蒐集(当事者主義と職権主義)
- 8 「審理2」事実と証拠
- 9 ・レポート作成

《手続の運営機関》

- 10 「管轄」
- 11 「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保《手続の人的変動》
- 12 「訴訟関係の変動」参加、承継

《特別な手続》

- 13 「特殊な手続」
- 14 「外国判決、仲裁判断」

テキスト、参考文献

春学期と同じ。

評価方法

希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝 負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確 保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。

| 08~10 律・国・総 | 民事執行・保全法/*****/*** | 民事執行・保全法/****/**** | | /\JII | 健 |
|--|--|--------------------|---|---|-----------------------------|
| 03~07 律・国 | 民事執行・保全法/**** | | 担当者 | 71.011 | 足 |
| 講義目的、講義概要 | 2 | 授業計画 | | | |
| いるとは律の係あ のいに用手なうら所と 制決てだ係がを「 とが強たれ支債る日他は を無制なる払務倒本にどで とが強たれ支債る日他は を無制なる払務倒本にどで とが強たれ支債の日他は そいが といる。 他れしよ制界 関では、 は、 は、 は、 は、 なななと関わるといると、 は、 なない。要力に は、 が、 と、 は、 なななどのと、 は、 なななどのと、 は、 なななどのと、 は、 なななどのと、 は、 なななどのと、 は、 なななどのと、 は、 ななが、 と、 が、 と、 が、 と、 が、 と、 は、 | 係の最終的な実現手段として用意されての「法律関係」が裁判所により確定されただけで終わってしまうのなら、判決(書)かないことになる。そこで執行手続は、国家的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関で実現」するために用意されているわけで実現」するために用意されているわけで実現」するために用意されているわけで表を実現しようとした時に目的物や相手方その実現自体が不可能となってしまえば、関係の実現についての事前確保の方法がる。また、実際に執行が必要な状況ではよっる債権債務関係全体を一括して処理したの関係も考えておかなければならない。さの関係も考えておかなければならない。の判断についてだけではなく、外国の裁判所といてだけではなく、外国の裁判所といることも少なくないため、その関係の理解を主眼として民事執行と保観する。 | 2 手続の | 「何行 義義行 権理ト求令行令の替給不続講とか手(「何の 務務所 くり 大手(「一の 一般 | の意義と種類)1 の意義と種類)2 執行文制度 (執行対象による相対 動産執行 即、関連する権利関係 | 系 公、転付命令、 行(明渡、引 : |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | | |
| | 4行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文編「民事執行・保全法概説」3版(有斐閣双書 | 負」とするが、学 | 期中に任意提出 | 筆記試験だけのいわ 出レポートを課して 問点を加算して評価 | 救済の道を確 |

| | *****/****/**** | | 担当者 | * * * * |
|-----------|-----------------|---------|-----|---------|
| | ****/**** | * * * * | | |
| 講義目的、講義概要 | Ţ | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | t . | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|---|-------------|----------------|-----|---------|
| 03~07 律・国 ******/***** 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| | • | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 7 (7) () J J J J | | H I IMI / J /A | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 倒産法/****/倒産法 | 担当者 | 小川 健 | |
|-------------|--------------|-----|------------|---|
| 03~07 律・国 | 倒産法/**** | | 1771 Æ | ŧ |

講義目的、講義概要

個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者は社会から 抹殺されてしまうかのように思われがちである。

確かに、無計画な借入や支出を繰返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれば、取引の機会が減少することにもなる。

このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足をある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、残りの債務の負担からは解放するという方法を採るし、企業倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働くなくなった「倒産」という病理状態を円滑な状態に戻す作用を行っているわけである。

本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、近年大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。

授業計画

《倒產法概論》

- 1 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、 個別執行との関係)
- 2 倒産手続の類型、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点
- 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 《破産手続》
- 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立
- 5 手続開始の効果、他の手続との調整
- 6 共有関係、双務契約、継続的契約等
- 7 取戻権、別除権
- 8 相殺権
- 9 レポート作成
- 10 否認
- 11 手続に関係する機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者 集会、債権者委員会)
- 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否
- 13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、 簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生) 《破産以外の倒産手続》
- 14 会社更生、民事再生、商法上の手続

受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートの得点の他に、有意義な質問には一質問あたり最大5点を加算する。

テキスト、参考文献

テキストを強いて挙げれば、谷口安平ほか編「新現代倒産法入門」 (2002 法律文化社現代法双書) ¥3,000。倒産関係法登載の携帯六 法には、有斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があ るが、いずれも会社更生法は抄録である。

評価方法

希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝 負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確 保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。

08~10 律・国・総 刑事訴訟法 a/****/刑事訴訟法 a 担当者 田口 守一 03~07 律・国 刑事訴訟法 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 1. 本講義の目的、刑事訴訟法の意義 刑事訴訟においては、真実の発見と基本的人権の保障が ともに実現されなければならない。しかし、真相究明には 2. 序論①:西洋刑訴法の歴史、糾問主義と弾劾主義 人権侵害が伴うおそれがあり、人権保障からは真相究明が 3. 序論②:日本刑訴法の歴史、戦後改革と平成の刑事司 困難になるおそれもある。両者の実現は容易ではない。講 法改革 義では、刑訴法の条文解釈や判例紹介だけでなく、このよ 4. 序論③:刑訴法の目的と構造、真実主義と適正手続、 うな刑事訴訟の基本問題をつねに意識するようにしたい。 職権主義と当事者主義 何より、刑事裁判は、今、変革の時代にある。戦後 60 5. 捜査①:捜査の原則、任意と強制 年の間に定着してきた日本の刑事裁判のスタイルが大き 6. 捜査②:捜査の端緒、職務質問、所持品検査 く変わろうとしている。それだけではない。明治時代から 7. 捜査③:被疑者の身柄拘束①;逮捕と勾留 形成されてきた「刑事事件の処理は国家の任務」という伝 8. 捜査④:被疑者の身柄拘束②;別件逮捕勾留等 統も、130年目にして変わろうとしている。裁判員制度の 9. 捜査⑤:証拠収集①;捜索・差押え、令状主義 導入により「刑事事件の処理に市民が参加する」という時 10. 捜査⑥:証拠収集②;科学的捜査(通信傍受等) 代を迎えている。今は、刑事訴訟法を学ぶ絶好の時代であ 11. 捜査⑦:被疑者の取調べ、黙秘権 る。今刑事訴訟法の世界で何が起きようとしているのか、 12. 捜査⑧:被疑者の防御権;弁護権、接見交通権 それは何を意味しているのかという「時代の問題」も取り 13. 公訴①:公訴の原則、検察官の権限 14. 公訴②:公訴提起(起訴状、訴因制度等) 入れた講義としたい。 春学期の「刑事訴訟法 a」では、刑事訴訟法の序論、捜 査および公訴までを扱う。公判以降は、秋学期で取り上げ る。なお、田口守一ほか『確認刑事訴訟法用語 250』(成文 堂、2009年) も紹介しておく。 テキスト、参考文献 評価方法

| 08~10 律・国・総 | 刑事訴訟法 b/****/刑事訴訟法 b | 担当者 | 田口・守一 |
|-------------|----------------------|-----|--|
| 03~07 律・国 | 刑事訴訟法 b/**** | | —————————————————————————————————————— |

講義目的、講義概要

2版]』(有斐閣、2009年)。

刑事訴訟においては、真実の発見と基本的人権の保障がと もに実現されなければならない。しかし、真相究明には人権 侵害が伴うおそれがあり、人権保障からは真相究明が困難に なるおそれもある。両者の実現は容易ではない。講義では、 刑訴法の条文解釈や判例紹介だけでなく、このような刑事訴 訟の基本問題をつねに意識するようにしたい。

テキスト: 田口守一『刑事訴訟法[第5版]』(弘文堂、2009

年)。参考書:田口守一ほか『目で見る刑事訴訟法教材〔第

何より、刑事裁判は、今、変革の時代にある。戦後60年 の間に定着してきた日本の刑事裁判のスタイルが大きく変 わろうとしている。それだけではない。明治時代から形成さ れてきた「刑事事件の処理は国家の任務」という伝統も、 130年目にして変わろうとしている。裁判員制度の導入によ り「刑事事件の処理に市民が参加する」という時代を迎えて いる。今は、刑事訴訟法を学ぶ絶好の時代である。今刑事訴 訟法の世界で何が起きようとしているのか、それは何を意味 しているのかという「時代の問題」も取り入れた講義とした

秋学期の「刑事訴訟法 b」では、刑事訴訟法の公判、証拠、 裁判および救済手続を扱う。捜査以前は、春学期で取り上げ る。なお、田口守一ほか『確認刑事訴訟法用語 250』(成文 堂、2009年) も紹介しておく。

授業計画

期末定期試験による。

- 1. 公判①:裁判機関、公判の原則、裁判員制度
- 2. 公判②:公判準備手続、公判前整理手続、証拠開示
- 3. 公判③:公判手続、証拠調べ手続、裁判員裁判手続
- 4. 公判④:審判対象論①;訴因と公訴事実、訴因変更の 要否
- 5. 公判⑤:審判対象論②;訴因変更の可否、訴因変更の 許否、訴因変更命令
- 6. 証拠①: 証拠裁判主義、証拠の許容性; 証拠の関連性、 科学的証拠、違法収集証拠の排除法則
- 7. 証拠②:自白法則①;自白の証拠能力
- 8. 証拠③:自白法則②;自白の証明力
- 9. 証拠④: 伝聞法則①; 伝聞証拠の意義
- 10. 証拠⑤: 伝聞法則②; 伝聞例外①
- 11. 証拠⑥: 伝聞法則③; 伝聞例外②
- 12. 裁判①:裁判の意義、裁判の内容
- 13. 裁判②:裁判の効力;内容的効力、一事不再理の効 力
- 14. 救済手続:上訴、再審

テキスト、参考文献

テキスト:田口守一『刑事訴訟法[第5版]』(弘文堂、2009 年)。参考書:田口守一ほか『目で見る刑事訴訟法教材〔第 2版]』(有斐閣、2009年)。

評価方法

期末定期試験による。

| 08~10 律・国・総 | 国際法I/国際法I/国際法I | | 担当者 | 鈴木 淳一 |
|--|---|--|--------|--------------|
| 03~07 律・国 | 国際法 I / 国際法 I | | 担ヨ有 | 如小 仔 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 不可欠である国際語 である国際語 である国際語 である国際語 である国際語 にます。 「講義概社会は、 国際もしれたには、 かいでしたいとは、 はいしたいには、 はいしたいには、 はいしたいには、 はいしたいには、 はいは | 祭法の法源、国際法の主体、国際法と国 管轄権、外交関係、国家承認等を扱いま がは、教室で行う通常の授業を補うため、 ステム等を活用して、教員とのコミュニ | 1 は国国国法 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 令 本 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 松井ほか『国際法 『国際条約集 2010 | (第5版)』(有斐閣) 』(有斐閣) | 主として出席となっ。 | 学期末に実施 | する試験とにより評価しま |

| 講義目的、講義概要 |
|---|
| 松井ほか『国際法(第5版)』(有斐閣) 主として出席と学期末に実施する試験とにより評価しま |
| |

08~10 律・国・総 国際法Ⅲ/国際法Ⅲ/**** 担当者 安保 公人 03~07 律・国 国際法Ⅲ/国際法Ⅲ 授業計画 講義目的、講義概要 ①「国際法違反が生じた場合の措置 国際法は、国際社会共通のルールであり、国家間の利害 ②、国際違法行為による国家責任とその解除、対抗措置 ③ 国際紛争の平和的解決義務、紛争解決の方法 を調整し、国際社会の安定と発展を図り、また、市民生活 ④ 国連安保理事会・国連他機関による平和的紛争解決 や個人を保護する。この国際法Ⅲでは、国家が国際法に違 ⑤ 仲裁裁判所・国際司法裁判所による平和的紛争解決 反した場合におけるルール、国家間の紛争を平和的に解決 島の領有権争い等に関する国際司法裁判所の判例 武力行使を制限する国際法の発展 (7)するルール、および、国連の措置や国家の自衛権行使等に ⑧ 国連憲章の定める集団安全保障措置 おける武力行使のルールを勉学する。 ⑨ 国連決議に基づく多国籍軍方式の集団安全保障 ⑩ 国連の平和維持活動 学生は、基本的なルールを習得するとともに、国際社会 ① 自衛権の行使 で生じる問題や紛争を国際法に基づき適切に分析し判断 ⑫ 在外自国民保護、人道的介入 ③ 国際人道法(武力紛争法)の概要 する能力を構築する。 ④ まとめ 授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を 用い、わかり易く解説する。 テキスト、参考文献 評価方法 松田幹夫編『みぢかな国際法入門』(不磨書房、2004年) ①~⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義

| 08~10 律・国・総 | 国際人道法/国際人道法/**** | 担当者 | 安保 公人 |
|-------------|------------------|-----|-------|
| 03~07 律・国 | 国際人道法/国際人道法 | 担ヨ有 | 安保公人 |

講義目的、講義概要

『国際条約集』(有斐閣)

国際社会では武力衝突がほとんど絶え間なく生起している。こうした状態を規律することなく放置すれば、人道に反する暴力や不必要な破壊が際限なく拡大し、極めて悲惨な結果を人々の上にもたらす。このため、国際社会は、武力紛争において人々の保護を図り、また、戦闘の方法手段等を規制する国際法(国際人道法、武力紛争法、戦争法と呼ばれる)が不可欠であると認識し、これを発展させた。

本講義は、授業計画に示す国際人道法の諸ルールについて理解を深めていく。国際人道法は、きわめて重要な国際法であるにもかかわらず、わが国の大学教育ではなかなか取り上げられない経緯があった。本講義は貴重な勉学の機会となろう。

授業計画

- ① 国際人道法の意義
- ② 国際人道法の概要 (ビデオ)、適用の基礎

を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習 すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。

- ③ ジュネーヴ法とハーグ法の発展
- ④ ジュネーヴ諸条約・追加議定書の共通規定、 傷者・病者・難船者等の保護
- ⑤ 捕虜の取扱い
- ⑥ 文民の保護、女性・児童の保護
- ⑦ 文化財の保護
- 8 戦闘の基本原則、背信行為による殺傷等、 戦闘員と非戦闘員の区別
- ⑨ 軍事目標と民用物の区別、無差別攻撃の 禁止、比例性規則、攻撃禁止対象
- ⑩ 文民保護組織、化学・生物兵器の使用禁止
- ① 核兵器の問題、
 - 特定通常兵器・対人地雷・クラスター弾の使用禁止
- ⑩ 海戦法の概要、中立法の意義と現状
- ① 戦争犯罪とその処罰、国際刑事裁判所の概要
- ④ まとめ

テキスト、参考文献

『国際条約集』(有斐閣)

評価方法

①~⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。

08~10 律・国・総 国際政治学 a/国際政治学 a/国際政治学 a 担当者 星野 昭吉 03~07律・国 国際政治学 a/国際政治学 a 講義目的、講義概要 授業計画 国際政治(世界政治)の現在は著しく日常化し、我々の 1 国際政治学の基本的課題-グローバル政治の構造-生存は国際政治の在り方に大きく依存している。我々は、 2 国際政治の構造的変動 - 冷戦構造崩壊の意味 -核を中心とする大量破壊兵器問題をはじめ、民族・宗教紛 3 現代国際政治の新しい枠組み-湾岸危機・戦争- (1) 争の激化、南北問題の深化、環境破壊の拡大、人口・食糧・ 4 現代国際政治の新しい枠組み-湾岸危機・戦争- (2) エネルギー問題、人権抑圧問題、エイズ・麻薬問題、など 5 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー(1) の地球的規模の問題群に直面している。この巨大で、複雑 6 現代国際政治の新しい枠組み-ソ連邦の崩壊- (2) で、流動的で、日常化した国際政治の危機構造の本質、そ 7 グローバル政治の形成と意義 の特徴、変容過程などをグローバルな安全保障、経済、文 8 世界政治と平和財 化、地球環境破壊などの実態や問題を地球環境財という視 9 世界政治と安全保障財 点から検討していく。 10 世界政治と人権保障財 11 世界政治と貧困・不平等・不正義 12 世界政治と環境保全財 13 知識財 14 グローバル政治の中の日本 テキスト、参考文献 評価方法 星野昭吉『世界政治と地球公共財』同文舘(テキスト) 試験、レポート(書評)、出欠状況による総合評価。

| 08~10 律・国・総 | 国際政治学 b/国際政治学 b/国際政治学 b | 担当者 | 星野 昭吉 |
|-------------|-------------------------|------|-------|
| 03~07 律・国 | 国際政治学 b/国際政治学 b | 1旦日1 | 生野 帕日 |

講義目的、講義概要

今日の我々の生存と日常生活は地球的規模の問題群におおわれているため、巨大で、複雑で、流動的な国際政治(世界政治)の危機構造の本質、特徴、また変革の可能性と必要性などの検討が要求されている。そうした国際政治の形成・維持・展開・変容・変革の過程が現状維持志向秩序勢力(コミュニタリアニズム中心的秩序勢力)と現状変革志向秩序勢力(コスモポリタニズム中心的秩序勢力)との弁証法的運動によって規定されている。それらの勢力を構成する政治権力、経済秩序勢力、安全保障秩序勢力、アイデンティティ勢力、環境保全勢力などから国際政治(世界政治)の弁証法的運動をみていく。

授業計画

- 1 戦後国際政治の現実の基本的枠組みと理論
- 2 事例-戦後日米関係の展開過程- (1)
- 3 事例-戦後日米関係の展開過程- (2)
- 4 事例-戦後日米関係の展開過程- (3)
- 5 事例-戦後日米関係の展開過程- (4)
- 6 世界政治における権力の弁証法- (1)
- 7 世界政治における権力の弁証法- (2)
- 8 世界政治における安全保障の弁証法- (1)
- 9 世界政治における安全保障の弁証法- (2)
- 10 世界政治における経済勢力の弁証法- (1)
- 10 世外政句における座併努力の弁証伝― (1)
- 11 世界政治における経済勢力の弁証法- (2)
- 12 世界政治におけるアイデンティティ政治の弁証法
- 13 世界政治における環境問題の弁証法

テキスト、参考文献

星野昭吉『世界秩序の変動と弁証法』(テイハン)

評価方法

試験、出欠状況、レポート(任意)による総合評価。

 08~10 律・国・総
 日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本政治以及 芸芸 ない は、日本政治は混迷の淵から 1. はじめに一戦後日本と国際環境一株は出来ないでいる。 まなない は、日本政治は混迷の淵から 1. はじめに一戦後日本と国際環境一株は出来ないでいる。 まなない は、日本政治は混迷の淵から 1. はじめに一戦後日本と国際環境一株は出来ないでいる。 日本政治は混迷の淵から 1. はじめに一戦後日本と国際環境一株は出来ないでいる。 日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本と a/日本と a/日本と a/日本政治外交史 a/日本政治の a/日本と a/日本は a/日本と a/日本 a/日本と a/日本と a/日本と a/日本と a/日本は a/日本と a/日本は a/日本は a/日本と a/日本と a/日本と a/日本と a/日本は a/日本と a/日本は a/日本と a/日本と a/日本は a/日本と a/日本と a/日本と a/日本と a/日本は a/日本と a/日

21世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から 抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさ まよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の 選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開 かれない。

本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつくられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力ーとくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法によって生み出された体制がどのようなものであったか、占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを見てみる。

受講者には、歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えるという姿勢をもってもらいたい。

- 2. 日米戦争への道
- 3. 米国の占領政策(1) -ローズベルト政権
- 4. 米国の占領政策(2) 国務省知日派の闘い
- 5. 米国の占領政策 (3) ーヤルタからポツダム
- 6. 敗戦
- 7. 占領の開始
- 8. 政党の復活―戦前と戦後
- 9. 新憲法の誕生(1)
- 10. 新憲法の誕生(2)
- 11. 占領改革
- 12. 戦後日本の出発-政党政治の復活
- 13. 中道政権の形成と崩壊―改革から復興へ―
- 14. おわりに

テキスト、参考文献

【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生-1945~1964年』 丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳-戦後保守とは何か』中公新書。

評価方法

講義中に行う平常試験(50点)と年度末の定期試験(50点)によって判定する。詳細は講義中に指示する。

 08~10 律・国・総
 日本政治外交史 b/日本政治外交史 b/日本政治外交史 b
 担当者

 03~07 律・国
 日本政治外交史 b/日本政治外交史 b

講義目的、講義概要

21世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。

本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつくられたかを、サンフランシスコにおける講和・独立から55年体制を経て70年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、それに日本の諸政治勢力-とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。

受講者には、歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えるという姿勢をもってもらいたい。

授業計画

- 1. はじめに一国際社会と戦後日本一
- 2. 吉田茂の再登場
- 3. 講和への胎動
- 4.「全面講和論」の展開
- 5. 講和をめぐる国際関係
- 6. サンフランシスコ講和
- 7. 保守勢力の混迷
- 8. 「55年体制」の成立-保守合同と社会党の統一
- 9. 鳩山・岸内閣
- 10. 60年安保騒動と政党政治
- 11. 高度成長期の政治-池田・佐藤政権
- 12. 混迷の 70 年代(1)
- 13. 混迷の 70 年代 (2)
- 14. おわりに

テキスト、参考文献

【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生-1945~1964年』 丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳-戦後保守とは何か』中公新書。

評価方法

講義中に行う平常試験(50点)と年度末の定期試験(50点)によって判定する。詳細は講義中に指示する。

08~10 律・国・総 政治学原論 a/政治学原論 a/政治学原論 a 担当者 杉田 孝夫 03~07 律・国 政治学原論 a/政治学原論 a 講義目的、講義概要 授業計画 治者と被治者が身分的に切り離されていた近代以前に I 序論 (1) 政治と政治学 おいては、政治学は支配身分たる治者のための統治の技術 であった。しかし治者=被治者の関係にある民主主義の現 (2) 支配の政治学 (3) デモクラシーの時代の政治学 代においては、政治学は政治家や行政官にとって必要な教 (4) ポリティクスとポリティカル・サイエンス 養である以上に市民にとって必須の教養である。よき政治 家とよき行政官を生み出しかつ評価するのは、われわれ自 II 原論 身だからである。政治学は人間が自由にかつ安全に相互に (5) 人間 生きていくためのすぐれて実践的な知であり、人間につい (6) 政治 ての徹底的したリアリスティックな理解を基礎とする。わ (7) 権力と政治権力 れわれは生涯を通じて他者となんらかの権力関係を形成 (8) イーストンの政治システム論 し、その中で自由と安全を享受している。その相互了解さ (9) 政府論と制度論 れた関係を形成維持することなしには安全に生きること (10) 正統性(1) ウェーバー すらおぼつかない。その作為性と変更可能性に気づく時、 (11) 正統性(2) ハーバーマス 将来の自由と平等と平和のさらなる可能性が開けてくる。 (12) リーダーとリーダーシップ 政治学原論とはまさにこのような課題を原理論的に問う (13) エリートと大衆 (14) 公共の利益と公民の徳 科目である。

| 08~10 律・国・総 | 政治学原論 b/政治学原論 b | 担当者 | 杉田 孝夫 |
|-------------|-----------------|-------|--------|
| 03~07 律・国 | 政治学原論 b/政治学原論 b | 177.1 | 10四 年八 |

講義目的、講義概要

テキスト、参考文献

1999年)

治者と被治者が身分的に切り離されていた近代以前に おいては、政治学は支配身分たる治者のための統治の技術 であった。しかし治者=被治者の関係にある民主主義の現 代においては、政治学は政治家や行政官にとって必要な教 養である以上に市民にとって必須の教養である。よき政治 家とよき行政官を生み出しかつ評価するのは、われわれ自 身だからである。政治学は人間が自由にかつ安全に相互に 生きていくためのすぐれて実践的な知であり、人間につい ての徹底的したリアリスティックな理解を基礎とする。わ れわれは生涯を通じて他者となんらかの権力関係を形成 し、その中で自由と安全を享受している。その相互了解さ れた関係を形成維持することなしには安全に生きること すらおぼつかない。その作為性と変更可能性に気づく時、 将来の自由と平等と平和のさらなる可能性が開けてくる。 政治学原論とはまさにこのような課題を原理論的に問う 科目である。

<テキスト>佐々木毅『政治学講義』(東京大学出版会、

<参考書>佐々木毅『政治の精神』(岩波新書,2009年

授業計画

評価方法

- I 民主政治の条件 (1) 民主政治
- (2) 民主政治の条件
- (a) 日子本以 a 知点
- (3) 民主政治の制度 II 政治的アクターと政治過程
- (4) 投票行動と政治意識

出席と学期末試験による。

- (5) 政党
- (6) 政党政治と責任
- (7) 官僚制
- (8) 利益団体
- (9) 多元主義とコーポラティズム
- (10) 政治経済体制と民主政治
- (11) エスノポリティクス
- III 現代民主政治における自由主義と保守主義
- (12) 二つの自由主義
- (13) 保守主義の反撃
- (14) ポスト保守主義

テキスト、参考文献

<テキスト>佐々木毅『政治学講義』(東京大学出版会, 1999 年)

<参考書> 山口二郎『若者のための政治マニュアル』(講談社現代新書,2008 年)

評価方法

出席と学期試験による。

08~10 律・国・総 地方自治論 a/地方自治論 a/地方自治論 a 担当者 小口 進一 03~07 律・国 地方自治論 a/地方自治論 a 授業計画 講義目的、講義概要 1999 年地方自治法が改正され、中央集権型政治の象徴 1. はじめに であった機関委任事務や通達は廃止され、国は国際社会に 2. 地方自治法の改正 おける国家としての存立にかかる事務および全国的に統 3. 財政危機と自治体改革 一して定めることが望ましい施策と事業を担い、住民に身 近な行政は可能な限り自治体にゆだねることになった。こ 4. 自治体計画と行政の文化化 5. 政策情報の策定と公開 れにより、自治体は自治分権型政治への第一歩を大きく歩 6. 地域生活環境指標の策定と活用 みだした。 けれども自治体は、国と同じく財政の硬直化、政策情報 7. 議会改革への試み 8. 政策法務の必要性 や政治争点情報の未成熟、さらには少子高齢化・国際化・ 高度情報化・地球環境の温暖化防止といった諸課題への取 9. 自治体の歳入・歳出予算

り組みの遅れにくわえ、政策法務、政策財務、政策人事と いった新分野への図面を描ききれないまま、その行く手が 不透明になっている。

春学期は、市民生活に密着した自治体政策の基盤を構成 する事務事業について、自治の現場から未来を展望しつつ そのあり方を考えてみたい。

- 10. 事務事業別予算と施策の原価計算
- 11. 補助金・通達行政
- 12. 人事管理の現状
- 13. 政策人事への転換
- 14. 自治体のコンピュータ事務事業

| テキスト、参考文献 | 評価方法 |
|--------------------------------------|--------------------|
| テキスト・参考文献 地方自治法、その他は、講義中に必要に応じて紹介する。 | 期末定期試験とレポートなどよって評価 |

08~10 律・国・総 地方自治論 b/地方自治論 b/地方自治論 b 担当者 小口 進一 03~07 律・国 地方自治論 b/地方自治論 b 講義目的、講義概要 授業計画 1. 個人情報の保護 秋学期は、自治体の個別事務事業を中心に理論と実務の

緊張のなかから、施策の制度設計とその背景を具体的に探 り、今後の方向性を示してみたい。

- 2. 安全・安心なまちづくり
- 3. 市民による防災都市づくり
- 4. 地球温暖化防止行動計画と環境行政
- 5. 可燃ごみの処理と広域行政
- 6. 生涯教育と公民館
- 7. 公立図書館行政
- 8. 都市の健康行政
- 9. 福祉八法と自治体行政
- 10. 保健福祉計画とサービスのネットワーク化
- 11. ベッドタウンの現状と問題点
- 12. 自治体契約の改革方向
- 13. 改正地方自治法の課題
- 14. 講義のまとめ

テキスト、参考文献 評価方法

テキスト・参考文献 地方自治法、その他は講義中に必 要に応じて紹介する。

期末定期試験とレポートなどによって評価

08~10 律・国・総 政治思想史 a/西洋政治思想史 a/西洋政治思想史 a 柴田 平三郎 担当者 03~07 律・国 政治思想史 a/西洋政治思想史 a 授業計画 講義目的、講義概要 現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎 1 はじめに―全体ガイダンス 2 政治思想史の課題と方法 んじられている、といってもよいかもしれない。そういう 状況認識を意識の内側にいれながら、西洋政治思想の歴史 3 古典古代の意味 を概観する。われわれの近代化が西欧近代をモデルにしつ 4 ギリシアの政治思想―ソクラテスをめぐる知的状況 つ、その受容と反発の過程であった以上、西欧近代思想を 5 同一プラトン(1) 間に挟んで、古典古代から現代へと流れる政治思想史の道 6 同一プラトン(2) 筋を追うことには我々自身の姿を重ねることでもある。 7 同一アリストテレス (1) 一口に政治思想といっても、そこにはさまざまなタイプ 8 同一アリストテレス (2) やニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展 9 ヘレニズム時代の政治思想 開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性 10 古代ローマの政治思想 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 を養っていきたい。 12 アウグスティヌス (1) 受講生への要望 13 アウグスティヌス (2) 講義の一層の理解とテクストを補強するために資料(プ 14 春学期のまとめ リント)を毎回配布するので、必ず受け取ること。 テキスト、参考文献 評価方法 柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房、1995年 定期試験で評価する。 M·I·フィンリー『民主主義 古代と現代』講談社学術文 庫、2007年

| 08~10 年・国・総 | 政冶思想史 b/ 四件政冶思想史 b/ 四件 | 担当者 | 柴田 平三郎 | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|
| 03~07 律・国 | 政治思想史 b/西洋政治思想史 b | 344 | 米田 「 <u>—</u> 料 | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | | |
| じられている、とい 認識を意識の内側に する。われわれの近 受容と反発の過程でで、古典古代から現代 とには我々自身の姿 一口に政スの相違が 時代や社会の変化の ていきたい。 受講生への要望 講義の一層の理解と | で況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んってもよいかもしれない。そういう状況にいれながら、西洋政治思想の歴史を概観代化が西欧近代をモデルにしつつ、そのであった以上、西欧近代思想を間に挟ん代へと流れる政治思想史の道筋を追うことを重ねることでもある。さいっても、そこにはさまざまなタイプやがある。そうした政治思想の歴史的展開を中でとらえながら、想像力と感性を養っ中でとらえながら、想像力と感性を養ったテクストを補強するために資料(プリンカので、必ず受け取ること。 | 2 中世政治思7 3 同――トマ2 4 同――トマ2 5 ルネサンス(6 宗教改革の) | ス・アクィナ. ス・アクィナ. ス・アクィナ. ス・アクィナ. の政治思想―― 政治思想―― 思想――ホッ ク ー オロギー 主義 主義 | ズベリのジョン ス (1) ス (2) ーマキアヴェリ ルターとカルヴァン | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | | |
| | 想史講義ノート』而立書房、1995年 『君主の統治について』岩波文庫、2009 | 定期試験で評価で | する。 | | | |

08~10 律·国·総 政治思想史 b / 西洋政治思想史 b / 西洋政治思想史 b

| 08~10 律・国・総 行政学 a/行政学 a/行政学 a 03~07 律・国 行政学 a/行政学 a | | 担当者 | 雨宮 | 昭一 | |
|---|--|--|--|----------|--|
| | | 1534 | 113 🗀 | нц | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | | |
| それを政策と課題に価する時に、有益な | ・将来において、社会の需要を観測し、 と変換し、その政策を実施し、それを評 な歴史的、構造的、技術的な知見を行政 故府間関係、組織を中心に講義する。 | 3. 官僚制と大き 4. 官僚制からさ 5. アメリカ行i 6. 日本における | 公務 員制 へ 教学の 文学 で 大学 で 大学 で 大学 で 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 | 方分権 係 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| 西尾勝『行政学』(| 新版)有斐閣 2003 年(テキスト) | 平常のテストない | ハレレポート | と期末試験。 | |

| 08~10 律・国・総 行政学 b/行政学 b/行政学 b 03~07 律・国 行政学 b/行政学 b | | 担当者 | 雨宮 昭一 |
|---|---|--|------------------------|
| 講義目的、講義概要 受講生が現在と将来において社会の需要を観測してを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価る時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を政策形政策立案を中心に行政サービスの変化、政府間関係、総を中心に講義する。 | す 2. 官僚制組織 3. 職員のリー 4. ス第一線制出行ー 5. 常をでいる。 6. をはいる。 7. をはいる。 9. 環境のの中会の。 10. 子質をといる。 11. 日本のとと動いる。 14. 行政統制と | の様・とのノ政とと省の大大・とのノ政とと省が系ン策政政庁を発いる。とのは、の団のは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、の団のでは、 | 政職員 1) 2) 定方式 |
| テキスト、参考文献 西尾勝『行政学』(新版) 有斐閣 2003年(テキスト) | 評価方法 平常のテストな | いしレポート | と期末試験。 |

| 08~10 律・国・総 *****/****/行政過程論 03~07 律・国 法律学特講(行政過程論)/***** | | 担当者 | 木藤 茂 | |
|--|--|----------|---------------------------------------|--|
| 講義目的、講義概要 | <u> </u> | 授業計画 | | |
| もて 人の点 のもおけいの 東京では、すった。 は、立りでは、すった。 は、大変的識義、ま「しが材にができる。 が分見、るん」いの取えて、るいままりて、ことが分見、るん」いの取えて、るりでありるに、 は、まずのでありるに、ことのできる。 では、すった。 をは、まりて、ことのできる。 では、すった。 をは、まりて、ことのできる。 では、すった。 をは、まりて、ことのできる。 では、すった。 をは、またいののできる。 では、すった。 をは、またいのでできる。 では、またいのでは、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのでは、またいのでは、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのできる。 では、またいのでは、またいのできる。 では、またいのでは、 | 「行政過程論」という用語は、近年の行政法の教科書でも時折目にしますが、その位置付けや方法論は論者によって必ずしも一様ではないように思われます。他方、そこには、伝統的な行政法学が基礎としてきた「私人と行政とが対立する二元的図式」の見直しや「行政活動の動態的な分析」の必要性といった、ある程度共通した視点・認識を見出すことはできるでしょう。本講義は、こうした行政過程論の体系的な解説を行うものでも、あるべき政策の姿を模索する公共政策学の講義でもありません。憲法・行政法の知識を基礎に、行政過程における「法」の役割や機能についての理解を深めることを主眼にしています。具体的には、現実の行政過程において「法」がどのように機能しているのかということを、具体的な素材を取り上げつつ、多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらうような講義をイメージしています。したがって、「憲法(人権・統治)」「行政法 I・II」を聴講済であることを履修要件とし、その上で行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。以上のような趣旨から、教員による一方的な説明ではな | | をとととととととととととととととととととととととととととととととととととと | 諸局面① (行政立法①) 諸局面② (行政立法②) 諸局面③ (行政立法③) 諸局面④ (行政計画①) 諸局面⑤ (行政計画②) 諸局面⑥ (行政計画③) 諸局面⑥ (行政行為①) 諸局面⑧ (行政行為②) 諸局面⑨ (行政行為③) |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 予め教材・資料等 ただし、小型の『 | 等を配布します。 『六法』は、各自毎回持参してください。 | の学期末試験の受 | 験又は課題レオ | はありませんが、成績評価のため ペート提出の前提として、ある程 責極的な参加を要件とします。 |

| <u></u> | | | | |
|-------------|------------|-----------------|-----|---------|
| 08~10 律・国・総 | *****/**** | | 担当者 | |
| 03~07 律・国 | ****/**** | *****/**** | | * * * * |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | .h | == (== -L \ \ L | | |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

著作権という言葉を知らない人は今や少ない。しかし、著作権を正しく知るには、著作権法の条文を読まなければない。それが独学ではなかなか難しいため、この講義が用意されている。入門講義としてあらゆる学部の学生を歓迎するが、履修制限を避けつつ、関心のない学生にご遠慮いただくため、今年度から成績評価が厳しくなるような評価方法を採用する。

レジュメ集と新書を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。著作権法の条文はレジュメ集に収録してある。講義情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/

【今年度変更した点】←先輩からの情報は古いので注意! (1)小テストの廃止。

- (2)定期試験を持込一切不可とする。
- (3)定期試験は全範囲から出題し、択一式を重視する。択一式はビジネス著作権検定初級と上級の間ぐらいのレベルである。記述式は説明問題が中心となる。
- (4)定期試験結果の授業レポートシステムを通じた早期個別開示は、廃止する。

- 1 ガイダンスと導入
- 2 著作物 1
- 3 著作物 2
- 4 著作者と著作権者
- 5 著作者人格権
- 6 著作権 1
- 7 著作権 2
- 8 著作権3
- 9 著作権の制限1
- 10 著作権の制限2
- 11 著作権の譲渡とライセンス
- 12 著作隣接権
- 13 著作権の侵害
- 14 質問への回答と復習

テキスト、参考文献

教科書:長塚真琴『著作権法 a レジュメ集』

教科書:福井健策『著作権とは何か』(集英社新書)

参考書:大渕他『知的財産法判例集第2版』(有斐閣)

評価方法

持込一切不可の定期試験のみによる。択一式の問題 25 問と記述式の問題を出題する。

出席は重視しない。

 08~10 律・国・総
 法律学特講(著作権法の諸問題)/******
 担当者

 03~07 律・国
 法律学特講(著作権法の諸問題)/*****

 担当者

講義目的、講義概要

この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権とその隣接分野で実際に起こった紛争や、法改正に向けてなされている議論を詳しく解説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある学生に向けておこなう。毎回、次週の予習のための文献が指定され、講義はそれを読んできたことを前提におこなわれる。

レジュメの他に新書と判例集を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。

レジュメと予習文献は、毎回配布する。講義情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/

【今年度変更した点】←先輩からの情報は古いので注意! 上記著作権法 a の(1)~(4)と同様。ただし(3)について、択 一式の問題はビジネス著作権検定上級レベルとする。記述 式には事例問題の出題もありうる。

○履修上の注意:この講義は応用編である。著作権に関する予備知識なしでこの講義をいきなり履修しても、単位を取得できない可能性がきわめて高い。

授業計画

- 1 ガイダンス
- 2 映画
- 3 ゲームソフト
- 4 インターネット1 (アップロードとダウンロード/侵害の責任主体1)
- 5 インターネット2 (侵害の責任主体2)
- 6 インターネット3 (著作物性/引用)
- 7 音楽と放送
- 8 キャラクター
- 9 デザイン・応用美術
- 10 編集著作物
- 11 肖像権・パブリシティ権
- 12 高校教育と著作権
- 13 いわゆる二次創作
- 14 いわゆる擬似著作権

テキスト、参考文献

教科書:福井健策『著作権の世紀』(集英社新書) 参考書:大渕他『知的財産法判例集第2版』(有斐閣)、 中山他編『著作権判例百選第4版』(有斐閣)

評価方法

持込一切不可の定期試験のみによる。択一式の問題 25 問と記述式の問題を出題する。

出席は重視しない。

| 08~10 律・国・総 法律学特講 (刑事法総合) /**** | 津・国・総 法律学特講(刑事法総合)/****/**** | | 安部 哲夫 |
|--|--|---|-----------------------------|
| 03~07 律・国 法律学特講 (刑事法総合) /**** | * | | 21 |
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| すでに刑法総論・各論を履修した学生、または現在履修中の学生を対象として、刑法判例を中心に刑法総論・各論の論点を復習することを目的とする。少なくとも、刑法総論・各論の基本事項、基本判例について、受講生が総点検できるように授業をすすめる予定である。そのための教材として、中山研一教授の『口述・刑法総論』『口述・刑法各論』を用い、各人が各章に掲載されている「自習問題」について解答を用意し、理解を深めたく思う。また、最新判例の動きについて、2008年の判例時報および判例タイムズに掲載された刑事裁判例をチェックし、刑法総論・各論上の論点ごとに、授業で検討することを考えている。また、当面、過去5年の重要判例解説(有斐閣)の論点整理も、本授業において行いたい。講義の方式は、少人数(30人程度)での学習がのぞましいが、受講生の状況によって、演習的スタイルにするか、講義形式にするか判断したい。将来、ロースクールや法学研究科に進学することを考えている人、あるいは裁判所事務官や検察事務官などの試験勉強に専念している人を対象にしたアドバンスクラスとしたい。授業は1時限に設定される。遅刻や欠席は評価に影響するのでそのつもりで。なお授業中に私語等により注意をうけ指導をうけた場合は1回につき5点を減点する。その際の警告はそのつど告知する。 | 1. 行為と構成 2. 犯罪各論の 3. 不能為を 4. 違罰的衛 5. 可当的衛 6. 正罪任的 8. 責実の 8. 責実の 10. 過失犯の知 11. 不能犯事例 11. 共犯の事 13. 罪数の事 14. 犯罪各論の 14. 犯罪各論の | 重要課題1 かぐるりでは、 からなりでは、 からなりでは、 からなりでは、 からなりでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 からないでは、 はいでは、 とっと。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | と判例 判例 その他の違法阻却 錯誤 |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 指定教材:中山研一『口述・刑法総論』『口述・刑法各論』 成文堂(参考教材:川端博『疑問から始まる刑法総論・各 | 学期末試験 50 点 よって評価する。 | .と、出席 20 | 点、授業内レポート 30 点に |

論』成文堂)

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * * |
|-------------|-------------|------|-------|-----------|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | 1431年 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | į | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(裁判法)/****/* | **** | 担当者 | 75.111 | 佳子 |
|---|---|--|--|--------|-----|
| 03~07 律・国 | 律・国 法律学特講 (裁判法) /**** | | 担ヨ有 | 71.011 | 王 1 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| 個別の民事訴訟法のない。 刑事裁判について制度も含め、刑事記人の役割等について制度や被害者参加制 | て講義を行う。 には、裁判制度の概略を解説する。なお、 の論点についての講義は原則として行わ には、昨年より実施が開始された裁判員 訴訟の原理原則、刑事裁判における弁護 に講義する。なお、心神喪失者医療観察 制度等、新しい制度についても解説する。 | 1 裁法 2 裁議 4 裁判事判別 5 裁裁被刑刑心 6 被刑刑心改量高高 7 別 報報等事事身善高高裁裁判 10 改量高高裁裁判 11 最最より 12 最最より 13 最よ 14 まと決決 14 まと決決 15 法 | 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 賞命令制度 | |
| 特に指定しない。 | | 原則として期末 場合はその他の | | | |

| 08~10 律・国・総 *****/******* | | 担当者 | **** | |
|---------------------------|-----------------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 *****/***** | | 1534 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 法律学特講(債権法の諸問題)/****/ 法律学特講(債権法の諸問題)/**** | * * * * * | 担当者 | 亀岡 倫史 |
|---|--|---|--|---|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 100 年以上が経過ての抜本的ななでいます。 2 授業のすすかが、本語を視野にに入いています。 100 年以上が経過でいます。 2 授業のすすが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では | りした現在進行中の債権法改正に関する つつ、債権法分野の重要テーマや、現代 て、詳しく検討することを目的とします。 レジュメを配布し、これに基づいて講 適宜、皆さんに予習のための課題を課す | 2 債権総則のの 3 債権総制則のの 4 債権総制則のの 5 契約法ののの 7 契約法ののの 8 契約法とののの 8 契約法とののの 9 契約法ののの現 10 契約法の現 11 不法行為法 | 要問題(2) 要問題(3) 代的トピック 代的トピック の現代的トピック の現代的トと | 7 (1) 7 (2) 7 (3) 2 ック (1) 2 ック (2) 2 ック (3) |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 紹介する。さしあた | 信定しない。参考文献は、授業中に適宜 5り、民法(債権法)改正委員会編『債権法 別冊 NBL126 号)のみをあげておく。 | 学期末定期試験 を行う。詳しく | | 工代わるレポートで成績評価 構義で説明する。 |

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/****** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|--------------------------|------|-------|---------|
| 03~07 律・国 | ****** | | , — - | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(債権総論[基礎編]) /****/**** | | 担当者 | 納屋 雅城 |
|--|--|---|---------|----------------------|
| 03~07 律・国 | 法律学特講(債権総論 [基礎編]) /**** | * | 7-1 | 11147 <u>T</u> 11117 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 総則の一部(民法: る。(民法: る。(民法: をををる。一章・ のが、の授文・ でのが、の授文・ ででさな・ ででされ、判例のでする。 に沿き、 に沿き、 に注意〕出席する際 | は、民法典第三編・債権の第一章・ 399条~422条、474条~520条)であ この人に対して一定の行為(金銭を払う ること等)を請求することのできる権利 してこの債権全般について規定している 総則(いわゆる「債権総論」)である。 債権総論のうち、債権・債務が発生し、 るまでの基本的な流れについて、関連す 目所の立場)・学説を取り上げて、教科書 には、2010年版の六法を必ず持参する こいれば、種類や出版社は問わない)。 | 1. ガイ () () () () () () () () () (| 2 | 1 |
| テキスト、参考文献 | ************************************* | 評価方法 | | |
| ーズ)』(有斐閣、2 | ★Ⅲ 債権総論[第3版](有斐閣Sシリ 005年)。なお、講義開始日までに改訂 は、新しい版のものを使用する。 | 定期試験(1009 | %)によって[| 評価する。 |

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/****** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|--------------------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 ****/***** | | 1534 | ~ ~ ~ ~ ~ |
| 講義目的、講義概要 | ī | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(刑法各論と特別刑法) /**** | */**** | 担当者 | 若尾 岳志 |
|-------------|--|--|--|-------------------|
| 03~07 律・国 | 国 法律学特講(刑法各論と特別刑法)/**** | | , | F, 6 H, 6 |
| 講義目的、講義概要 | E | 授業計画 | | |
| を要 | 論の発展として、刑法各論と関連性の深 程類型を取り上げて、その法解釈上の問 こいと思います。 分けると三つです。まず、①生命にかか 逐死や臓器売買などの問題を取り上げま の問題です。特に売春防止法や児童買 こどを取り上げます。三つ目は③道路交 の時に話題となっている事柄を取り上 つで、変更されるかもしれません。 | 1. イン 2. 1 1 2. 1 2. 1 2. 1 2. 1 2. 1 2. 1 2 | 引法 接死 5性犯罪(1) さへの性犯罪 さへの性犯罪 こ飲酒運転 去上の諸問題 | (1) (2) (3) |
| テキスト、参考文献 | , | 評価方法 | | |
| 資料を配付します。 | | レポート1つ (4 定しています。 | 40 [%])、小テ | ・スト2回 (30%×2回) を予 |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * * |
|-------------|--------------|------------|-----|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | *****/**** | | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | ` | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|--------------|--------|------|---------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | , ,, | |
| 講義目的、講義概要 | 전 | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | -b | ==/=>+ | | |
| テキスト、参考文献 | Τ | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| _ | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 法律学特講(医事法)/****/ 法律学特講(医事法)/**** | **** | 担当者 | 磯部 哲 |
| 03~07 年・国 | | | | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| 訟)のように、法とらず、日常的な医療的問題を取り上げるされる様々な倫理的法律学とくに行政法ものである。 | 誤を理由とした損害賠償請求(民事訴 医療が交錯する典型的な問題にとどま や介護の場面にも潜んでいる様々な法 らほか、先端生命科学の発達により惹起 力・法的・社会的諸問題を対象として、 法学の視点から考察を加えようとする 授業計画(予定)の項を参照のこと。 | 医令医療療師師念血末死体離別の 5. 医療療師師念血末死体離別の 5. 医療療師師念血期、間補別の 6. 終脳死体殖害工 6. 終路死体殖場の 7. 8. 性殖害工 10. 生殖害工 11. 人 | ぶイぐぐ及関看 (諸植臓技まを一の究意ンるるびす法教 問 器術れめン利、、学問問償法の医 (買代権る術 ン旧会題題のと検索 安 理利諸・ ク | 制度 各と業務の規制法、「医行為」 たん吸引等) 英死、尊厳死) 長胎、着床前・出生前診断と 問題 写生医療・幹細胞研究 |
| テキスト、参考文献 | ₹ | 評価方法 | | |
| 甲斐克則編『レクチャーク | 生命倫理と法』(法律文化社、2010年) | 原則として学期末 | の試験による | 0 |
| | 宣定するが、その他、適宜プリント資料 | ただし、レポート | | v . |
| | r がけテーラに で が に が が | | 2/46/16/ 0 | 1,12,12 0 00 00 |

を配布する。参考文献はテーマに応じて紹介をする。

| 08~10 律・国・総 | 総 ****/****** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-----------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | 律·国 *****/***** | | 1旦日1 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | 就 | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(消費者法)/***** | /**** | 担当者 | 岩重 佳治 |
|--|--|---|---|-----------------------------------|
| 03~07 律・国 | 法律学特講 (消費者法) /**** | | | 石里 住们 |
| 講義目的、講義概要講義目的、講義目的 1 消費者 3 消費者 3 不 1 消費者 3 不 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | な済の実態を知る 解決に特有の視点、法理を身につける に的解決方法を自分で考え、その法的見 長・展開し、第3者の法的見解を正当に こつける はに、生きた法的思考を身につける 引を通じて、自分の長所を発見する と用いて講義する。 でいとし、法的見解を述べ合う実践的内 | 3 リース契約: 4 訴状を受け ¹ 5 訴状を受け ¹ 6 振り込め許 | をめたいない。 を取取軟・サイン をとときまいるととととととととととととととととといるのののでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 対処法(総論) 対処法(答弁書作成) に関する基礎知識 |
| 6 春学期の講義で 年での受講が望ま | で身につけた知識が前提になるので、通 しい。 名「消費者法」) | | | 日常講義における提出物により総合的に評価する。 |

| | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | * * * * |
|------------------------|---|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | *****/***** E | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| _ + - 1 | · t | | | |
| テキスト、参考文献 | A | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| P | | | | |
|---------------------------------|--|--|----------|--|
| 08~10 律・国・総 | 法律学特講(担保物権法に関する諸問題) /*** | **/**** | 担当者 | 遠藤 研一郎 |
| 03~07 律・国 | 民法Ⅱ/民法Ⅱ | | 担当相 | 逐際 切一切 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 目的とする。 なお,授業の具体 て最終決定するが, | 諸制度、各条文の理解を深めることを さ的な進め方などは、受講者数を考慮しいずれにせよ、具体的な事例(設問や で、受講者の問題発見能力・分析力・論 とに主眼を置く。 | 1. ガ留 (1) (2) (4) (4) (2) (4) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | (1) | |
| テキスト、参考文献 | . | 評価方法 | | |
| 教科書は指定しない と。毎回,プリント | 。各自が選定した基本書を使用するこ を配布する。 | | 工, 平常点+レ | は、ある程度双方向の授業を レポートで評価する。受講者 を実施する。 |

| *****/***** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|---------|--|--|
| | | | |
| | 3278111 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 評価方法 | | |
| | | | |
| | | | |
| | ***** | *****/******************************** | #****/******************************** |

| 03~07 律·国 法律学特講 (借地借家法) /***** | 08~10 律・国・総 | 法律学特講(借地借家法)/****/**** | 担当者 | 小栁 春一郎 |
|--------------------------------|-------------|------------------------|-------|---------------|
| | 03~07 律・国 | 法律学特講(借地借家法)/**** | 127 1 | 1 July Jan Mi |

講義目的、講義概要

借地借家法は身近で重要な法律である。東京都では50%近い世帯が借家世帯であり、持家の約10%が借地の上にある。最近でも、定期借地権(平成3年)、定期借家権(平成11年)、終身借家権(平成13年)の創設など議論が多い。本講義の目的は、他の法律との関連にも注意しつつ、借地借家法の規定の意義を明らかにすることである。

借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。 借地では、土地についての借地と土地の上の建物所 有という二つの点を理解しなければならず、また、 借地のための法制度として地上権と賃借権があり、 やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃貸借とい う面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の 条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。

講義に際しては、民法の一般的な法理との関係の みならず権利の実現という面から訴訟・執行との関 係についても言及する。

授業計画

- 1 借地及び借家の意義
- 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。正 当事由制度とは何か。
- 3 借家権の対抗力 借家人は、借家が売却されたら退去するのか。妨害排除はできるのか。
- 4 借家人の契約上の権利・義務 借家人の一度の賃料 不払で、賃貸人は契約を解除しうるか。
- 5 借家権の譲渡・転貸 借家が賃貸人の承諾を得て転貸されたときいかなる法律関係が生まれるか。
- 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家は、何を目的に しているか。破産は借家契約にどう影響するか。
- 7 借地権の意義 借地権にはどのような種類がある か。土地の賃貸借一般とどう異なるか。
- 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題
- 9 定期借地権 3 種類の定期借地権の特徴は何か。
- 10 借地権の対抗力 土地が売却されたとき、借地権はどうなるか。建物はどうなるか。
- 11 借地権者の権利・義務 借地権者は、建物増改築できるか。地主の承諾がないとどうなるか。
- 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権設定にはどのような法的問題があるか。
- 13 講義のまとめ

テキスト、参考文献

参考書として,荒木新五『実務借地借家法』(商事法務) ただしこれは教科書ではない。講義ではプリントを配布。

評価方法

学年末の試験を中心にする。出席も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合に は中間試験も実施する。

| 08~10 律・国・総 | ****/****/**** | | 担当者 | * * * * * |
|---|---|---|---|-----------|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | 15 3.4 | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文南 | • | 評価方法 | | |
|) イベー、シラベロ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 08~10 律・国・総 | 注律学特講(企業法)/**** | **** | | |
| 08~10 律・国・総 03~07 律・国 | 法律学特講(企業法)/*****/ 法律学特講(企業法)/***** | **** | 担当者 | 潘阿憲 |
| 08~10 律・国・総 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | 法律学特講(企業法)/**** | ***** | 担当者 | 潘阿憲 |
| 103~07 | 法律学特講(企業法)/***** 「建関係は非常に複雑である。その形・小切手が転々流通するもの、手別係者が存在すること、また、手別法律関係と、手形・小切手の振出となる法律関係が重なっているこのような手形・小切手をめぐる法平易・明快で解明してくようにが制の強いいら、その法律関係を完全に理解するの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがった。 | 授業計画 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 14 14 15 14 15 14 15 16 17 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 | 手支支遡遡手公白白振引手出 が記し、②保催手手とと保施 が記し、②保催手手とと保施 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 がいまし、 がいまし、 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がし。 は、 がいる。 は、 がいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | |
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 手原因のでは、当年の 小して、手書のでは、かいしと は、手ののでは、からいいでは、手書のでは、からいいと は、まずのでは、からいいと は、まずのでは、からいいと は、まずのでは、からいい。 は、まずのでは、なった。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こく。 は、まずのでは、こと。 は、まずのでは、こと。 は、まずのでは、こと。 は、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まずのには、こと。 は、まずのでは、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まずのでは、こと。 は、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まずのでは、こと。 は、まずのでは、まででは、まずのでは、まずのでは、ま | 法律学特講(企業法)/***** 「建関係は非常に複雑である。その形・小切手が転々流通するもの、手別係者が存在すること、また、手別法律関係と、手形・小切手の振出となる法律関係が重なっているこのような手形・小切手をめぐる法平易・明快で解明してくようにが制の強いいら、その法律関係を完全に理解するの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがったりの努力が必要である。したがった。 | 授業計画 1 約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約 | 手支支遡遡手公白白振引手出 が記し、②保催手手とと保施 が記し、②保催手手とと保施 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 が記し、 がいまし、 がいまし、 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がし。 は、 がいる。 は、 がいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | |

| 08~10 律・国・総 | 法曹特講 (法曹の仕事・弁護士業務を中心として) /**: | ***/**** | 担当者 | 小川 佳子 |
|-----------------------|--|----------|---|----------------------------|
| 03~07 律・国 | 法曹特講 (法曹の仕事 - 弁護士業務を中心として) /**** | | 11.11 | 717/11 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 士業務の内容につい 多岐にわたり、さ | 者の仕事について解説し、とりわけ弁護いて具体的に説明する。弁護士の仕事はまざまな業務がある。進路決定の参考にるだけ具体的なイメージを描けるよう講 | 1 法 | 事 事 事 () () () () () () () () () () | 件 務 動 |
| テキスト、参考文献 | ************************************* | 評価方法 | | |
| 特に指定しない。 | | | | てる。ただし特段の事情のある 行うことがある。 |

| | | | 小川 佳子 |
|--|------------------------------|-------------------|---------------------------|
| 講義目的、講義概要 前期での講義を前提に、後期は弁護士としての事件処理 について、より具体的に説明する。 | 授業計画 1 法受法 (| 続と起案 尋問 る事件 | |
| テキスト、参考文献 特に指定しない。 | 評価方法 原則として期末記 場合はその他の方 | | る。ただし特段の事情のある テうことがある。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | **** |
|----------------------|----------|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | † | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 法曹特講 (刑事法 6) /****/* 03~07 律・国 法曹特講 (刑事法 6) /***** | *** | 担当者 | 中空 壽雅 |
|--|----------------------|--|-------|
| 議義目的、講義概要 法曹特講 (刑事法6) では、事例を素材にしながら刑法各論 について基本的な点から応用的な事項までを学習します。ま た、現代的な犯罪類型も取り上げてまさに現在問題となって いるような犯罪についても深く学習したいと思っています。 通常の講義のように受動的に参加するのではなく、演習のようなつもりで主体的・積極的に授業に参加することが期待されます。 具体的な授業の進め方については第1回目の授業で説明します。 | 世界計画 | 対する 罪 5555 55 | |
| テキスト、参考文献 取り上げる事例を配布します。また自分のもっている刑法各 論の教科書、さらに必要に応じて指定する文献・判例が参考 文献です。 | 評価方法 レポートで評価し | します。 | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|--------------------------|---|-------|-----|---------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | 03~07律・国 *****/***** 講義目的、講義概要 授業計画 | | | |
| 两我口口、两我似 3 | * | 12末山凹 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国・総 | | | 担当者 | 納屋 雅城 |
|--|--|------------|---------------|-------|
| 総則の一部(民法 4 定の人に対して一定 ること等)を請求す してこの債権全般に 章・総則(いわゆる この授業では、債 の保全」「多数当事系 のテーマに関する条 上げて、教科書に沿 | うのは、民法典第三編・債権の第一章・23条~473条)である。債権とは、特にの行為(金銭を払うこと、物を修理することのできる権利のことである。そこついて規定しているのが、この第一「債権総論」)である。権総論の中でも特に難解な「責任財産者の債権関係」「債権譲渡」という三つで、判例(裁判所の立場)・学説を取りって説明をしていく。 には、2010年版の六法を必ず持参するいれば、種類や出版社は問わない)。 | | ② 権① 権② | 責権・債務 |
| ーズ)』(有斐閣、20 | Ⅲ 債権総論 [第3版](有斐閣Sシリ 005年)。なお、講義開始日までに改訂 は、新しい版のものを使用する。 | 定期試験(100%) |)によって評 | 価する。 |

| 08~10 律・国・総 | 経済原論 a/****/経済原論 a | | | 担当者 | 井上 | 智弘 |
|-------------|---------------------------|---------|---------|------------|--------------|-------|
| 03~07 律・国 | 経済原論 a/**** | * * * * | | 1旦日1 | 开工 | 百74 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業 | 計画 | | | |
| 講義概要: | | 1. | 経済学とは | は何か | | |
| 経済学を初めて学る | デ学生を対象として、経済学の基礎的な | 2. | 需要と供給 | | | |
| 理論について講義す | 「る。春学期は、家計に代表される消費 | 3. | 需要と供給 | 2 | | |
| 者と企業に代表され | いる生産者の行動に焦点を当てるミクロ | 4. | 消費者行動 | h (1) | | |
| 経済学の基礎理論は | こついて説明する。また、受講生の理解 | 5. | 消費者行動 | b 2 | | |
| を測るために、講家 | &中に問題演習や小テストを行う。講義 | 6. | 消費者行動 ③ | | | |
| は右の授業計画に浴 | 合って行う予定であるが、小テストの結 | 7. | 生産者行動 ① | | | |
| 果等を踏まえて、詩 | 十画を一部変更する可能性はある。 | 8. | 生産者行動 ② | | | |
| | | 9. | 生産者行動 | d 3 | | |
| 講義目的: | | 10. | 余剰分析 | | | |
| ミクロ経済分析を行 | テう上で、必要不可欠な基礎理論の習得 | 11. | 価格規制、 | 数量規制、調 | 課税の影響 | |
| を目指す。 | | 12. | 不完全競爭 | ÷ (1) | | |
| | | 13. | 不完全競爭 | ÷ (2) | | |
| | | 14. | まとめ | | | |
| テキスト、参考文献 | t . | 評価 | 方法 | | | |
| テキストは指定した | い。必要に応じて資料を配布する。 | 定期 | 試験と講義 | 内で行う小テ | ストの成績で記 | 平価する。 |
| | | | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 経済原論 b/****/経済原論 b | | | 担当者 | 井上 智弘 |
|-------------|--------------------|-----|----------|----------|-------------|
| 03~07 律・国 | 経済原論 b/**** | *** | | 1511 | 开工 有况 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業 | 計画 | | |
| 講義概要: | | 1. | マクロ経済 | 学の全体像 | |
| 経済学を初めて学ぶ | 学生を対象として、経済学の基礎的な | 2. | 国民経済計算 | 章と GDP(国 |]内総生産) |
| 理論について講義す | る。秋学期は、一国全体の経済に焦点 | 3. | 国民所得の沿 | 央定メカニズ、 | A ① |
| を当てるマクロ経済 | 学の基礎理論について説明する。また、 | 4. | 国民所得の治 | 央定メカニズ. | A 2 |
| 受講生の理解を測る | ために、講義中に問題演習や小テスト | 5. | 財政政策 | | |
| を行う。講義は右の | 授業計画に沿って行う予定であるが、 | 6. | 貨幣の機能 | 1 | |
| 小テストの結果等を | 踏まえて、計画を一部変更する可能性 | 7. | 貨幣の機能 | 2 | |
| はある。 | | 8. | 金融政策 | | |
| | | 9. | IS-LM 分析 | 1 | |
| 講義目的: | | 10. | IS-LM 分析 | 2 | |
| マクロ経済分析を行 | う上で、必要不可欠な基礎理論の習得 | 11. | 物価変動と気 | 失業 ① | |
| を目指す。 | | 12. | 物価変動と気 | 失業 ② | |
| | | 13. | 経済成長 | | |
| 14. まとめ | | | まとめ | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価 | 方法 | | |
| テキストは指定しな | い。必要に応じて資料を配布する。 | 定期 | 試験と講義内 | で行う小テス | ストの成績で評価する。 |
| | | | | | |

08~10 律・国・総 会計学 a/****/**** 内倉 滋 担当者 03~07 律・国 会計学 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 1 オリエンテイション(本講義の目的等) 2 テキスト第1章 決算書から見える世界(①決算書とは、 企業会計もまた1つの言語であるとしばしば ②会計学の2つの領域) 評されるが、言語を対象とした科学の分野には、 3 テキスト第2章 会計と決算 その1:複式簿記の基本概 その文法を純粋形式的に明らかにしていく「構文 念と 貸借対照表, 損益計算書 論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」 4 テキスト第2章 会計と決算 その2:取引の仕訳 5 テキスト第2章 会計と決算 その3:勘定口座への転記 と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究 6 テキスト第2章 会計と決算 その4: 決算修正 する「語用論」とがある。本講義は、「簿記原理」 7 テキスト第2章 会計と決算 その5:貸借対照表,損益 という構文論の知識を前提に(それゆえ、少なくと 計算書 の中身について も「簿記原理 a」を修得していることが望ましい)、 8 テキスト第2章 会計と決算 その5:間接法によるキャ ッシュフロー計算書 それに内容的な意味付けを試みていくところの、 9 テキスト第2章 会計と決算 その6:直接法によるキャ 会計学における「意味論」に相当するものである。 ッシュフロー計算書 その後に展開される会計学における「語用論」(= 10 テキスト第2章 会計と決算 その7:グループ経営と 「経営分析論」等の応用・専門学科目)への1つの 決算書(連結財務諸表の作成) 橋渡しとなるものだ、とも言える。 11 テキスト第2章 会計と決算 その8:資産,負債 定義 とリース取引 なお授業計画は右に掲げるとおりであるが、 12 ①テキスト第2章第4節,②テキスト第3章 第1,2 おおむね「会計学a」では、会社の決算書の作成に かかわる諸ルールの概要説明をしていきたい。 13 テキスト第3章 第3節:資産評価の基礎 14 春学期の総復習……同形式の問題により、春学期末試 験の予行演習 テキスト、参考文献 評価方法 山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計 評価の中心は期末試験の結果である。その際に

は、相対評価を基本とし、絶対評価を加味したい。

入門[第3版]』(白桃書房)

| 08~10 律・国・総 | 会計学 b/****/**** | | 担当者 | 内倉 滋 |
|----------------------|---|--|---|--|
| 03~07 律・国 | 会計学 b/**** | | 1旦 11日 | P 1 / A / AXX |
| 講義目的、講義概要 | - - | 授業計画 | | |
| では、'会計監査 論','税務会計 | の知識を前提として「会計学 b」 論','管理会計論','経営分析 論'といった領域の諸問題を、教 で講義していきたい。 | 剰2場31313132場342会2場342会343会3会4会5会6別7お8910表11会12会13会13会14会15会16会17会18会19会10会10会10会10会11会12会13会14会15会16会17会18会19会10会10会10会10会10会11会12会13会14会15会16会17会18会19会10会10会10会10会10会10会10会10会10会10会10会10会10 </td <td>置決的製造 等的製造 等的製造 等の を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける をした。</td> <td>D決算書 第2節 その1:総 D決算書 第2節 その2:総 D決算書 第2節 その3:個 D決算書 第4節 標準原価 類性を確かめる 部利用 第2節 CVP分析 内部利用 第4節 機会原価 売んでみよう[≒経営分析 税金[≒税務会計論]</td> | 置決的製造 等的製造 等的製造 等の を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける をした。 | D決算書 第2節 その1:総 D決算書 第2節 その2:総 D決算書 第2節 その3:個 D決算書 第4節 標準原価 類性を確かめる 部利用 第2節 CVP分析 内部利用 第4節 機会原価 売んでみよう[≒経営分析 税金[≒税務会計論] |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| 「会計学 a」 | と同じ。 | 「会計学 & | ı」と同様。 | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | 法政総合講座「地域の現場から」(3章 | 法政総合講座「地域の現場から」(3学科共通) | | 雨宮 | 昭一 |
|---|-------------------------------------|---|--|----|----|
| 講義目的、講義概要 | <u> </u> | 授業計画 | | | |
| 本講座では、「地域の現場から」をテーマに、実際に地方行政の現場に携わっておられる草加市役所職員の方に。各部・各課の職務の内容、現場が抱えている問題、課題等を率直に語ってもらい、学生自らが地域との関わり、とくに大学が位置する草加市との関わりを理解し、参加していく機会としたい。その際、学生は単に聴講者としてではなく、積極的に自らが参加することのできる、双方向の講議としてかんがえてもらいたい。 | | 1回目は、草加市長による基調講演が予定されている。また、第14回目は「大学と地域との対話」というテーマでシンポジウムを行う予定である。その他、2回目から14回目までの講議の詳細は、学期が始まってから掲示によって連絡する。 <受講上の注意> 1. 講師はゲストであり私語は失礼になるので、私語をするものは受講を遠慮されたい。 2. 学期内に計4回レポートを提出すること。 3. 各回の提出日に遅れた場合、その回のレポートは受理しない。 4. レポートのテーマ選択および提出回第一回 ①②③回の講義の中から最も興味をもった | | | |
| | 構座「地域の現場から」を修得済みの場 履修することができません。 | 講義一つ選び、a)講義の概要、b)講師の話のポイント、c)そのポイントの草加市以外の自分に関係する自治体との比較を記述する | | | |
| テキスト、参考文献 | 状 | 評価方法 | | | |
| 毎回レジュメが配作 | すされる予定。 | レポート | | | |

| | *****/****/***** *****/ | | 担当者 | **** |
|-----------|----------------------------|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | . | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | *****/***** *****/ | | 担当者 | **** |
|-----------|-----------------------|-------------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | • | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文南 | * | 評価方法 | | |
| / ハハ・シラス間 | n . | н і ішу Ј Д | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
|-------------|------------------------|------|-----|-------|
| 03~07 律・国 | 「労働社会と法」について考える(3学科共通) | | 担ヨ有 | 石升 |
| 08~10 律・国・総 | 法政総合講座 | | 担当者 | 石井 保雄 |

本講座は法律学および政治学に関わる実務に携わ 1 コーディネーターである石井が本年秋学期の っておられる方がたを中心に、現在の日本および世界 でどのようなことが問題となっているのかを学生諸 君に知ってもらい、そのことを通じて、大学における 学問研究および自らの将来設計に役立てることがで きるように設けられているものと考える。

今回は、主に労働法を担当する石井が本講座のコー ディネーターである。そこで今回は、労働社会で今ど のようなことが問題となっているのか、またそれにつ いて法はいかに対処しているのか明らかにしたいと 思う。そのために、多方面で活躍されている方がたを 講師としてお招きすることを考えている。詳細は、現 在検討および交渉中であるが、企業人事・法務の実務 担当者、弁護士、労働組合役員、行政の労使紛争解決 実務担当者、NPO法人役員などの方がたに講義して もらうことを予定している。

- 「講座」について、その概要と意図を説明する。
- 2~13 外部講師による講義を予定(詳細は、検 討&交渉中)
- 14 石井が本年秋学期の「講座」について、総括 的講義を行なう。

テキスト、参考文献 評価方法 毎回の講義についてのレポート(前週実施のものに 適宜、レジュメおよび資料を配布することになろう。 ついて大学所定用紙を使用して・800字ないし10 00字程度)の内容により、評価する予定である。

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | * * * * |
|----------------------|------------|------|-----|---------|
| 講義目的、講義概要 | *****/**** | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | † | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/比較法史/**** | | | 担当者 | 田島 | 裕 |
|---|--|---|------------------------------|--|---|-------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | | 1些自有 | 田田 | 7台 |
| 講義目的、講義概要 | ! | 授業 | 計画 | | | |
| 法(歴史的比較法して独立させ、は講義する。現在のとして発展してる。そこで、どの経て、今日のようイギリス法、アスなか、思想史的に義が最終講義となる。 | 比較法」の講義の中で「縦の比較 研究)」と呼んでいた部分を分離 こり体系のととのった歴史研究を り世界の法律は、ローマ法を基礎 きたものと理解することができ いようは歴史的発展のプロセスを いな法律(フランス法、ドイツ法、 メリカ法など)が出来上がってい こたどってみたい。なお、この講 なるため、やり残した研究課題を は講義をしたいと考えている。 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 | ロイヨロ合イド功歴法法ムッア義ス観義学主法とと経念のの義 | の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の | 战と中世自然 と -ジャクソニ ム 法学 と と 大 と 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価 | 方法 | | | |
| する。<参考文献> | ので、随時講義の中で参考文献を紹介 笹倉秀夫『法思想史講義』(東大出版 tein, Roman Law in European History | | 生が多ければ? 味する。 | 定期試験、少 | なければレポー | ト。平常点 |

(1999)

| 08~10 律・国・総 | ****/比較法概論 a/**** | ****/比較法概論 a/**** | | 田島 | 裕 | |
|-------------|---------------------------------|--------------------|--------|-------|-------|--|
| 03~07 律・国 | ****/比較法概論 a | **/比較法概論 a | | ЩЩ | 7/10" | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | | | |
| 比較法学は、世界の |)諸外国の法律を理解することにより、 | 1 序説(比較法 | とは何か) | | | |
| 国際平和に資するこ | ことを目的としている。第一に、その総 | 2 比較法学の目 | 的と機能 | | | |
| 論として、比較法の | 方法論を講義する。従来、世界の諸国 | 3 大陸法と英米 | 法 | | | |
| の法律を大陸法系 | と英米法系に分けて講義がなされてい | 4 横の比較法と | 縦の比較法 | | | |
| たが、この講義では | もう少しきめの細かい法系論を展開し | 5 理想的な法の | 探求(法思想 | !の比較) | | |
| たい。また、「横の | 比較法と縦の比較法」という方法論を | 6 ヨーロッパ法の特徴 | | | | |
| 導入し、実用法学に | 役立つ比較法研究を展開したいと考え | 7 英米法系諸国の法律 | | | | |
| ている。なお、この | 講義が最終講義となるため、やり残し | 8 フランス法・ドイツ法系諸国の法律 | | | | |
| た研究課題を明確し | こするような講義をしたいと考えてい | 9 イスラム法系 | 諸国の法律 | | | |
| る。 | | 10 アジア法系諸国の法律 | | | | |
| | | 11 オセアニア法系諸国の法律 | | | | |
| | | 12 ラテン・アメリカ法系諸国の法律 | | | | |
| | | 13 アフリカ法系諸国の法律 | | | | |
| | | 14 前半 (総論) | のまとめ | | | |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | | | |
| | 5法』(信山社、1998 年))なかで文献を紹介する。 | 定期試験 | | | | |
| | | | | | | |

| 08~10 律・国・総 *** | 国・総 *****/比較法概論 b/**** | | | 担当者 | 田島 | 裕 |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------------|------------|--------------|------------|-------|
| 03~07 律・国 *** | 03~07 律・国 *****/比較法概論 b | | | 프크겐 | ДБ | 711 |
| 講義目的、講義概要 | | 授美 | 業計画 | | | |
| 比較法学は、世界の諸外国の | D法律を理解することにより、 | 1 | 外国法と比較法 | ÷ | | |
| 国際平和に資することを目的 | りとしている。春学期の総論に | 2 | 国際私法(主は | こ国際婚姻法 |)と比較法 | |
| 続き、比較法の各論を講義す | てる。各国別の外国法研究、研 | 3 | ヨーロッパ諸国 |]の法 (フラン | ´ス、ドイツ、イギ! | リスなど) |
| 究領域別(憲法、民法、刑法 | に、行政法など)の比較法研究 | 4 | アジア諸国の法 | (中国、韓国 | 国など) | |
| の主だったものを紹介し、検 | 討する。後半の部分では、「実 | 5 | 中近東諸国の法 | . | | |
| 用法学」のための比較法とし | して、(1)立法のための比較 | 6 北米・中米・南米の法 | | | | |
| 法、(2)法解釈(主に裁判 | 川) のための比較法、(3) 企 | 7 オセアニアおよび太平洋諸国の法 | | | | |
| 業実務のための比較法、(4 | .) 国際問題を解決するための | 8 | アフリカ諸国の | 法 | | |
| 比較法について講義し、問題 | 重点を論じたい。最後に、新し | 9 | 立法のための比 | : 較法 | | |
| い国際法と国内法の融合(例 | 引えば、ヨーロッパ連合法)の | 10 | 法律解釈のため | の比較法 | | |
| 展望などについても論究した | とい。なお、この講義が最終講 | 11 国際取引のための比較法 | | | | |
| 義となるため、やり残した研 | 「完課題を明確にするような講 | 12 国際公法の領域の比較法 | | | | |
| 義をしたいと考えている。 | | 13 学問としての比較法 | | | | |
| | | 14 | 全体のまとめ | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評值 | 西方法 | | | |
| 田島裕『比較法の方法』(信その他、随時講義の中で文献 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 定其 | 胡試験 | | | |
| しく 7世、四町番銭 77年 (大馬 | M.C.M日川 ソ 幻。 | | | | | |
| | | | | | | |

08~10 律・国・総 ****/比較政治 a/比較政治 a 担当者 津田 由美子 03~07 律・国 ****/比較政治 a 授業計画 講義目的、講義概要 この講義では、政治学の主要な分析概念を学び、日本を 講義の説明 1. 含めた先進諸国の政治について理解を深めることを目的と 2. アメリカ(1)-移民国家からの発達 している。春学期は、20世紀後半から現在にいたるデモク 3. アメリカ(2)-大統領制と政党政治 ラシー研究において重要視されてきた分析枠組みを講義す 4. イギリス(1)-議院内閣制と二大政党制 5. イギリス(2)-帝国からの転換 る。大統領制と議院内閣制、政党政治、利益団体、集権と 分権などを予定している。 6. フランス -議会政治と大統領 対象としては、アメリカ合衆国と西ヨーロッパ諸国を扱 7. スペイン -体制転換後の統治能力 8. ドイツ - 政党政治の再編 い、毎回テーマを決めて、それを説明するのに適当と思わ イタリア 一政党支配と政治腐敗 れる事例を中心に説明する。 9. 10. オランダ - 「寛容と変革」の政治 受講生は日本の政治を常に意識しながら、現代政治につ 11. ベルギー -地域問題と連邦制 いての洞察を深めてほしい。 12. スイス - 「魔法の公式」の変化 13. オーストリア - コーポラティズム国家のゆくえ 14. 講義のまとめ テキスト、参考文献 評価方法 (参考文献) 馬場康雄・平島健司(編)『ヨーロッパ政治ハ 期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業 ンドブック』(東京大学出版会)など、詳しくは授業時に指 時に数回要求するコメントカードの内容で10%まで加点 示する。 する可能性がある。

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/比較政治 b/比較政治 b | | 担当者 | 津田 由美子 |
|--|---|--|--|---|
| | , p | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 含めた先進諸国の政 している。秋学期で クラシー研究におい する。 一国のデモクラシ する地域統合、さらに ひについている福祉 り上げる。 | な治学の主要な分析概念を学び、日本を 対治について理解を深めることを目的と は 20 世紀の終わりから 21 世紀のデモ って重要だと思われる問題を中心に講義 一ではなく、グローバル化時代に対応 のなかでもっとも制度化が進んでいるE 二国民主主義の問題としては解決でき と・労働力移動・民族紛争についても取 な治を常に意識しながら、現代政治につ がほしい。 | 3. ヨーロッパ 4. ヨーロッパ 5. ヨーロッパ 6. ヨーロッパ | 、 然統(1) E E C C C C C C C C C C C C C C C C C | EUの機構 EUの政策 その1 EUの政策 その2 EUの諸問題 その1 EUの諸問題 その2 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| (参考文献) 庄司克 | 宏『欧州連合』(岩波書店)、遠藤乾『ヨ | 期末試験で評価す | -るが、合格点 | 京に達しない場合には、授業 |

ーロッパ統合史』(名古屋大学出版会)など、詳しくは授業 ┃時に数回要求するコメントカードの内容で 10%まで加点

時に指示する。

する可能性がある。

08~10 律・国・総 ****/国際組織法-1/**** 担当者 鈴木 淳一 03~07 律・国 ****/国際組織法-1 講義目的、講義概要 授業計画 [講義目的] はじめに 2 国際組織と国際法 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題(た とえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等)とそれへ 3 紛争の平和的解決に関わる国際組織(1) の国際社会(特に国際組織)の取り組みについて理解する 4 紛争の平和的解決に関わる国際組織(2) ことです。 5 安全保障に関わる国際組織(1) 〔講義概要〕 6 安全保障に関わる国際組織(2) 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な 7 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 8 人権・人道・難民問題に関わる国際組織 国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現の ために重要な役割を担っています。本講義では、これら国 9 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野 10 開発援助と南北問題に関わる国際組織 で果たしている機能を具体的に説明します。 11 教育・文化に関わる国際組織 本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必 12 国際保健に関わる国際組織 要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から 13 海洋に関わる国際組織 分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法 14 まとめ についての簡単なレクチャーを行います(なお国際教養学 部の学生が履修する場合は2年生以上で受講することをお 勧めします)。 この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業 レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケー ションを図ります。 テキスト、参考文献 評価方法 大森正仁編著『よくわかる国際法』(ミネルヴァ書房) 主として学期末に実施する試験と出席により評価します。

| 08~10 律・国・総 | *****/国際組織法-2/**** | 担当者 | 鈴木 淳一 |
|-------------|--------------------|-----|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際組織法-2 | 担当相 | 如小 仔 |

講義目的、講義概要

[講義目的]

本講義は、国際連合を中心とする国際組織を規律している法に関する知識を提供することを目的とします。

〔講義概要〕

今日、国際連合をはじめとした多くの国際組織が活動し、 多くの人々がいわゆる「国際公務員」として活躍しています。 しかし、これらの活動は、国際組織の設立条約や地位協定、 職員規則などのルールに従っています。本講義は、国際組織 や国際公務員の活動を規律しているルールについて、主に国 際連合を例として分析を行います。

本講義では、履修者が国際法の知識を有することを前提とはしませんが、主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も同時に受講することを奨励します。

また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、 授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。

授業計画

- 1 はじめに
- 2 国際組織の概念と歴史
- 3 国際法の基礎知識
- 4 国際組織の設立と解散
- 5 国際組織の国際法上の地位
- 6 国際組織の国内法上の地位
- 7 国際組織と加盟国
- 8 国際組織間の連携・協力
- 9 国際組織とNGO(民間団体)
- 10 国際公務員
- 11 国際組織の意思決定
- 12 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題
- 13 国際組織に関する事例研究
- 4 まとめ

テキスト、参考文献

横田洋三編著『新国際機構論 上』(国際書院)

評価方法

主として学期末に実施する試験と出席により評価します。

08~10 律・国・総 ****/国際人権法 a/国際人権法 a 髙佐 智美 担当者 03~07 律・国 ****/国際人権法 a 授業計画 講義目的、講義概要 1、ガイダンス 目的:国際人権法とは何か、その意義及び概要について理 解した上で、現在の日本社会における人権問題を認識し、 2、国際人権法の意義と歴史 その問題に対して国際人権法を具体的にどう適用していく 3、国連における人権保障制度1 のかを検討します。 4、国連における人権保障制度2 5、条約による人権保障制度1 概要:ホームページがありますので参照してください。 6、条約による人権保障制度2 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/ 7、地域的な人権保障制度1 (獨協大学 HP→在学生の方→ゼミ・授業→授業) 8、地域的な人権保障制度2 9、国際法と国内法 受講生について: 10、自由権規約と日本 1、憲法 I (人権) の知識はある、という前提で授業を進め 11、死刑制度と日本 ますので、自信のない方 or 受講したことのない方は予め憲 12、人種差別撤廃条約と日本1 法の教科書に目を通しておいてください。 13、人種差別撤廃条約と日本2 2、講義の内容は秋期ともリンクしていますので、履修する 14、前半のまとめ 人は国際人権法 a、b ともに受講してください。 テキスト、参考文献 評価方法 ____ テキスト:特に指定しません。 定期試験、及び小テスト (2~3回実施予定) の総合点で 参考文献:随時指示します。 判断します。

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | 髙佐 智美 |
|--|--|---|--|--------------------------|
| 03~07 律・国 | *****/国際人権法 b | | | |
| 講義目的、講義概要 | 1 | 授業計画 | | |
| 解した上で、現在の その問題に対して国 のかを検討します。 | は何か、その意義及び概要について理)日本社会における人権問題を認識し、 国際人権法を具体的にどう適用していく | 1、前期の復習 2、女性差別撤廃 3、女性差別撤廃 4、子どもの権利 5、子どもの権利 | 条約と日本 2 条約と日本 1 条約と日本 2 | |
| 概要:ホームページがありますので参照してください。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/ (獨協大学 HP→在学生の方→ゼミ・授業→授業) | | 6、刑事手続に関する国際準則と日本17、刑事手続に関する国際準則と日本28、刑事手続に関する国際準則と日本39、日本における外国人の人権1 | | |
| ますので、自信のな 法の教科書に目を通 2、講義の内容は秋其 | の知識はある、という前提で授業を進めい方 or 受講したことのない方は予め憲 しておいてください。 期ともリンクしていますので、履修する b ともに受講してください。 | 10、日本における 11、日本における 12、日本における 13、日本における 14、全体のまとめ | 5外国人の人材 5外国人の人材 5外国人の人材 5外国人の人材 | 藿 2 藿 3 霍 4 |

| テキスト、参考文献 | 評価方法 |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| テキスト:特に指定しません。 参考文献:随時指示します。 | 定期試験、及び小テスト(2~3回実施予定)の総合点で 判断します。 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/国際環境法 a/*** ****/国際環境法 a | ** | 担当者 | 一之瀬 | 高博 |
|---|---|--|---|--|----|
| の国際的な法のしくる 「講義概要」 主に総論にあたる 性質・歴史、紛争の 事者の地位、問題解 における諸原則や国 検討する。 「注意事項」 この講義は、法学部長 3年生以上ががごまれる。 国際教養学部生が 交流研究Ⅲ(国際機構調 | び地球環境問題に対処するため みを概観する。 部分として、国際環境問題の 類型、国家や個人等の紛争当 決の基本的手法、国際環境法 国際環境保全規範の構造などを 専門科目「国際環境法 a」としては は 国際教養部必須教養科目「グ a」としては2年生以上に開講され 2年生で受講する場合には、「国際 論)」、全カリ「国際法 1」、「国際法 ていることが望ましい(並行して | 授業計画 1 講義の概要と 1 講義の概要と 1 講義 1 環境 1 環境 1 環境 1 環境 1 環境 2 電域 2 電 | 夏のは 夏のは 夏のは 夏のは 夏のは 最のは 最のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは | 管理責任 責任 原則 前防止 ① ② ・ロー | |
| テキスト、参考文献 テキストは開講時は 『地球環境条約集』 第 | 評価方法 期末試験の成 トも評価の対象 | D | ⁄、出席・小テス | ト・レポー | |

| 08~10 律・国・総 | ****/国際環境法 b/*** | * * * | 担当者 | 一之瀬 | 古抽 |
|--|--|--|---|------------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際環境法 b | | 1旦31日 | 一人假 | 同号 |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| の国際的な法のしくる 「講義概要」 環境条約の内容、 関の対応、具体的紛 題の類型ごとに国際 〔注意事項〕 この講義は、法学部界 3年生以上・ガバナンス る。国際教養学部生が 交流研究Ⅲ(国際機構計 2」のいずれかを受講し の受講でもよい)。 | び地球環境問題に対処するためなを概観する。 国家実行、国際会議や国際機 争等を素材に、個々の環境問環境法の構造を分析する。 専門科目「国際環境法 b」としては るが、国際教養部必須教養科目「グ b」としては2年生以上に開講され 2年生で受講する場合には、「国際 論)」、全カリ「国際法 1」、「国際法 ていることが望ましい(並行して | 1 講義の報題 3 地球 3 地球 3 地球 3 地球 3 環境 3 地球 3 環境 3 環境 3 環境 3 電子 3 電子 3 電子 3 電子 3 電子 3 電子 4 電子 4 電子 | 気候変動問 気候変動問 R全② Rき Rき Rき Rき Rき Re Re Re Re Re Re Re Re Re Re Re Re Re |]題①]題② | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| | こ指示する。参考文献: 第4版、中央法規 2003 年 | 期末試験の成 トも評価の対象 | | ⁄、出席・小テス | ト・レポー |

****/国際環境法 b/****

08~10 律・国・総

08~10 律・国・総 ****/国際経済法/**** 担当者 宗田 貴行 ****/国際経済法 03~07 律・国 授業計画 講義目的、講義概要 自国の経済の発展のために、自国の産業を保護するため 国際経済法とは に、関税を高くしたり、輸入を制限したりすることは、国 1 WTO 総論 関税とは、自由化の原則、GATT・WTO 際社会において、今日では、基本的に非難されるべきこと レけ です。このため、WTO協定が締結されています。 3 WTO 各論 1 数量制限の禁止・関税譲許 将来企業に就職する多くの皆さんには、WTO 協定につ 4 WTO 各論 2 最恵国待遇・内国民待遇 いて知ってもらい、将来企業での活動の中で、この WTO 5 WTO 各論 3 救済措置①ダンピングとアンチダンピ 協定に違反しないように心がけてもらいたいと思ってい ング関税 ます。 6 WTO 各論 4 救済措置②補助金と相殺関税 7 WTO 各論 5 救済措置③セーフガード そこで、本講義では、WTO協定について、わかり易く 解説します。 8 WTO 各論 6 知的財産権関連協定、紛争解決手続 9 WTO 各論 7 また、今日では、2国間協定である自由貿易協定 (FTA) ケーススタディ①最恵国待遇 10 WTO 各論 8 ケーススタディ②内国民待遇 や経済連携協定(EPA)の重要性も高まっています。この ため、これらについても、簡単に解説を行ないます。 11 WTO 各論 9 ケーススタディ③アンチダンピング関 12 WTO 各論 10 ケーススタディ④補助金相殺関税、セ ーフガード 13 FTA、EPA 概論 14 まとめ テキスト、参考文献 評価方法 成績はレポートで決めます。 テキスト 田村次朗『WTO ガイドブック第2版』弘文堂

| 08~10 律・国・総 | *****/国際関係法特講(国際経済法)/**** | 担当者 | 宗田 貴行 |
|-------------|---------------------------|-----|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際関係法特講(国際経済法) | 프크겐 | 水田 貝们 |

講義目的、講義概要

今日、経済活動は、グローバル化が進み、将来、皆さんが就職する企業においても、日常的に海外へ自社製品を販売したり、海外の自社工場で製品を製造したりすることが行なわれています。

こういった国境を越える経済活動については、WTO だけではなく、各国の経済法(独禁法)が適用されます。

そこで本講義では、まず、WTOの直接適用等を解説し、各国の独禁法の概要を見た上で、その域外適用の問題を解説します。

さらに、独禁法の執行協定の解説を行ないます。

そして、独禁法違反行為により被害を受けた企業や消費者が、どのように企業を訴えることが出来るのかについて、解説します。そこでは、各国の独禁法上の民事的救済制度、国際裁判管轄、準拠法、執行の問題について、わかり易く解説します。

授業計画

- 1 国際経済法とは
- 2 WTO の直接適用、1916 年 AD 法(アメリカ)と損害 回復法(日本)
- 3 独禁法とは、独禁法の域外適用(アメリカ、EU、ドイツ、日本)
- 4 独禁法協力協定(日米、日欧、日加)
- 5 独禁法の民事的エンフォースメントとは、国際ビタミンカルテル事件
- 6 アメリカの反トラスト法上の私訴制度①
- 7 アメリカの反トラスト法上の私訴制度②
- 8 ドイツの競争制限防止法上の私訴制度①
- 9 ドイツの競争制限防止法上の私訴制度②
- 10 日本の独禁法上の私訴制度
- 1 1 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟①国際裁 判管轄
- 12 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟②準拠法
- 13 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟③執行
- 14 まとめ

テキスト、参考文献

参考文献 宗田貴行 『独禁法民事訴訟』 レクシスネク シスジャパン 2008 年

評価方法

成績は、レポートで決めます。

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|------------------------|-------------|---------|-----|---------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | | | | |
| ביייו אדרוו | <u> </u> | IXANI I | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/国際租税法/**** | 担当者 | 石村、耕治 |
|-------------|------------------|--------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際租税法 | 151111 | 7日 行 |

講義目的、講義概要

人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自 国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解してい なければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってき ました。

例えば、学生諸君が、将来、勤め先の日本企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合、日本の本店とアメリカ支店との間の課税関係はどうなるのかといった問題に遭遇するかもしれません。国際租税法は、こうしたグローバルに活動する税金を払う「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学ぶ科目です。税金を使う「官」の問題について学ぶ科目ではありません。

国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、 国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるため に、当初は、国内税法との関連で授業を進めます。出席を 重視します。

授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。 国際租税法の基礎をしっかり学んで、将来に役立て てください。

授業計画

- 1 国際租税法で何を学ぶのか
- 2 国内税法(所得税法・法人税法など)との関係は
- 3 企業の海外進出形態と課税
- 4 個人居住者・内国法人(居住者) と個人非居住者・外 国法人(非居住者)とは
- 5 居住者・非居住者の納税義務の範囲
- 6 国内税法と租税条約の関係
- 7 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール
- 8 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは
- 9 国際的二重課税の防止策:①国内法による対応、②租税条約による対応
- 10 外国税額控除とは:①直接外国税額控除、②外国子会 社配当益金不算入、③みなし外国税額控除
- 11 タックス・ヘイブン対策税制とは
- 12 移転価格税制とは
- 13 過少資本税制とは、
- 14 レビュー

テキスト、参考文献

石村耕治編『現代税法入門塾〔第5版〕』(2010年、清文社)

評価方法

①試験~70%(レポート試験)、②出席+授業内レポート~ 30%

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|-------------|---------------------------------|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | | |
| 講義目的、講義概要 | 義目的、講義概要 授業計画 授業計画 授業 計画 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/国際知的財産権法/**** | 担当者 | E 安 古廷 |
|-------------|--------------------|-----|--------|
| 03~07 律・国 | ****/国際知的財産権法 | 担ヨ有 | 長塚 真琴 |

講義目的、講義概要

知的財産権法分野の国際条約について、基礎的な知識を身につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解することを目的とする。具体的には、まず、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO(世界知的所有権機関)が所管する条約を学んでいく。次に、TRIPs協定をWIPO所管条約と比較しつつ、その成立過程と内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財産権の保護水準上昇が途上国の民衆にもたらした諸問題と、国際社会によるその解決への歩みを紹介する。

レジュメ集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条文はレジュメ集に収録する。講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/

【今年度変更した点】←先輩からの情報は古いので注意! (1)小テストの廃止。

(2)定期試験は全範囲から出題し、持込不可とする。択一式を重視し、出題レベルは知的財産管理技能検定3級と2級の間ぐらい。記述式は説明問題が中心となる。

(3)成績の早期個別開示は廃止する。

○履修上の注意:なるべく、著作権法 a を履修済みで、知的財産権法 b を履修中であることが望ましい。

授業計画

- 1 ガイダンス
- 2 パリ条約1 (成立史/特許関係規定1)
- 3 パリ条約2 (特許関係規定2/南北問題)
- 4 特許協力条約1
- 5 特許協力条約2/UPOV条約
- 6 パリ条約3 (商標・意匠・原産地表示等)
- 7 ベルヌ条約1
- 8 ベルヌ条約2/その他の著作権関係条約
- 9 WTO とは何か
- 10 WTO と知的財産権-TRIPs 協定制定の経緯-
- 11 TRIPs 協定 1) 特許・実用新案
- 12 TRIPs 協定 2) 商標・意匠・地理的表示等、著作権
- 13 特許と医薬品アクセスをめぐる問題
- 14 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権

テキスト、参考文献

教科書:長塚真琴『国際知的財産権法レジュメ集』 参考書:高倉成男『知的財産法制と国際政策』(有斐閣)← 版元品切れのため図書館で探すこと。 参考書:伊藤塾『知 的財産法第3版』(弘文堂)←日本法未履修者の自習用。

評価方法

特込一切不可の定期試験のみによる。択一式の問題 25 問と記述式の問題を出題する。

出席は重視しない。

| | ****/***** | | 担当者 | **** | | |
|-----------|------------|------|------|------|--|--|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | , ,, | | | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| テキスト、参考文南 | t | 評価方法 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | 常岡 | 史子 | |
|---|--|----|---|---|-------------------------------|--------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業 | 禁計画 | | | |
| まりつかある現在、では対応、これまでは対応、これまで、 3 は 1 を 1 を 2 で 2 を 2 で 3 を 3 を 4 を 5 で 3 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を | 変動について国際化の影響が確実に広家族の法律関係について、日本法のみつできない問題が加速度的に増えてい伝統や歴史を色濃く反映し、国ごとの分野と考えられてきた家族法においや世論がその動向に大きな影響を与え、国際法・国際私法も視野に入れつつ、対応しうる新たな法規範の定立が求めでは、国際社会が家族法に与える影響、本的理解を目的として、婚姻、親子、戸籍法、国籍法等諸法の内容を外観す概念の説明とともに、代表的な裁判例で実態の把握に努める。 | 13 | 国婚婚離離親親生同法法遺まとのの原原と::補力相相のの原原と::補力相相のめのととど子子医プ制制能をより、一般を表現のののののののでは、一般を表現ののののでは、一般を表現ののでは、一般を表現のでは、 | がの方式(1) 婚の方式(2) の監護 技術と親子関 と婚姻制度 (1) | · 徐 | |
| テキスト、参考文献 評価方法 | | | 5方法 | | | |
| 国際結婚を考える会 (明石書店、2005 ⁴ | : 『国際結婚ハンドブック [第 5 版]』 | る。 | 授業時間中に | 自ら進んで質 | 試験の成績をも 問に答えた者に に際して加味す | こついては、 |

| 08~10 律・国・総 | *****/国際民事訴訟法/**** | | 担当者 | 小川 | 健 | |
|--|---|---|--|---|-------------------------------------|--------|
| 03~07 律・国 | ****/国際民事訴訟法 | | | 1里 3 名 | 71.771 | 庭 |
| 講義目的、講義概要 | ā c | 授業 | 計画 | | | |
| た(度) されて、 を 主には、 を 注の民によりに、 主によりに、 主によりに、 を 注の民によりに、 主によりに、 主によりに、 主によりに、 主によりに、 主によりに、 主によりに、 主に、 にに、 にに、 にに、 には、 にはははははははははは | 「する国単位で構成されている。したが、大で取引や国籍の異なる二者の婚姻の場所を国籍の異なる二者の婚姻のの場所を関係についての法的関係についる。というとになるのか、また②誰がどのの語のである。ということが問題になるのが、またの分野になるのが、またの分野になるのがある。というこの講義の自己をというこのはははない。というこのははないののが表しているとは問題の全体を、半期が組まれたののである。したははなけどの表という国家裁判所以外の判断機関によるのできます。という国家裁判所以外の判断機関によるが、これのの判断機関によるが、これのの判断を与える主要な要素とこの枠組みとして、またい。 | 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. | 国国仲仲仲仲外日・国国当主手際際裁裁裁国本レ際際事権続れ、武士のお裁と判のが裁裁者免保でする。事務のの裁の判りを関する。 | (系)争 承取対所作轄I、 公 業試れた訟と 認消約認の成 I II 訟 るレス で験たる るレ講者 が、 | , | 也に、有意義 |
| テキスト、参考文献 | t | 評価 | 方法 | | | |
| 適当な教科書は存在し 参考書:小川「民事報 堂)。 | .ない。 3行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文 | 負」と | こするが、学 | 期中に任意提出 | 筆記試験だけのいわ 出レポートを課して 問点を加算して評価 | 救済の道を確 |

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | * * * * |
|-------------|---|--------------|------|-----------------|
| 03~07 律・国 | | | 1270 | the the the the |
| 講義目的、講義概要 | Į. | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | h | == /== + > + | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/**** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|----------------|------|-----|-----------------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 担当相 | the state state |
| 講義目的、講義概要 | 講義目的、講義概要 授業計画 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/模擬国際裁判/**** | 担当者 | 鈴木 淳一 |
|-------------|------------------|-------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/模擬国際裁判 | 15.77 | 如小 仔 |

模擬国際裁判とは、ある架空の国際事件を想定して、学 ┃ 1 コースガイダンス――模擬国際裁判とは何か? 生が原告・被告・裁判官の三グループに分かれ、自主的に 調査・研究を行い、現実の国際裁判さながらに法的主張を 競い合う法学教育です。本講義を受講するにあたっては国 際法の知識を有することを必ずしも前提とはしません。ま た、グループ作業が中心となるので、共同で勉強すること が苦痛でない人に適した講義です。

受講希望者が30名を超える場合、以下のいずれかにつ いて解答する記述式のテストを行い、履修者を決定しま す。履修を希望する学生は、必ず第1回目の講義に出席し てください。

- 国際法の法源
- ・ 国際紛争の平和的解決

なお、履修にあたっては、法学部が優先となります。

授業計画

- 2 課題文と訴状の発表
- 3~4 国際裁判の手続を学ぶ
- 5~6 申述書提出(原告側)
- 7~8 答弁書提出(被告側)
- 9 国際法上の論点を学ぶ
- 10~12 口頭弁論
- 13 判決
- 14 自己評価と反省

本講義で過去に扱った事例としては、核兵器使用の合法 性に関する事件、ミロシェビッチ事件(旧ユーゴスラビア 国際刑事裁判所)、イスラエルの分離壁、宇宙空間への兵 器配備、竹島問題、ミサイル防衛問題などがあります。

テキスト、参考文献

『国際条約集 2010 年版』有斐閣 その他、適宜、参考文献を紹介します。

評価方法

書面及び発表や模擬裁判への参加態度に基づいて評価し ます (試験は行いませんが、継続して出席して下さい)。

| | 08~10 律・国・総 *****/****** | | 担当者 | **** |
|-------------------|--------------------------|------|-----|------|
| 03~07律・国 ******** | | | | |
| 講義目的、講義概要 | <u> </u> | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/比較私法/**** | 担当者 | 亀 岡 倫史 |
|-------------|-----------------|-----|---------------|
| 03~07 律・国 | ****/比較私法 | | 电闸 開义 |

1 本講義の内容

紛争を法的ルールに則って適切に解決する能力や手法 は、いかなるものなのか。また、紛争の発生を未然に予防 したり、将来起こりうる紛争に備えてあらかじめその解決 ルールを適切に用意しておくための能力や手法は、いかな るものか。

本講義では、裁判官による民事紛争の法的解決に照準をあわせ、英米独仏を対象に「ヨーロッパにおける法学方法論」についての比較法的検討を行うことをつうじて、法的 思考ないし法律学的紛争処理方法について学ぶことを目的とします。

本講義は、Günter Hager、Rechtsmethoden in Europa、Mohr Siebeck、2008.をベースとするものです(著書のハーガー教授は、ドイツ・フライブルク大学の民法・比較法学の教授)。抽象的な議論に終始することなく、具体例を豊富に交えつつ、できるだけ分かりやすく解説するつもりですし、授業は、もちろん日本語で行いますので、ドイツ語その他外国語の高度な運用能力は一切必要ありません。むしろ、本講義を聴講することにより、比較法や外国語学習にヨリー層関心を持っていただければと思っています。

授業計画

- 1 ガイダンスー講義の目的・概要,授業のすすめ方,成 績評価の方法など
- 2 序論-法律家の能力とは
- 3 ローマ法学の遺産
- 4 制定法の解釈(1)
 - ドイツおよびフランスにおける法の解釈
- 5 制定法の解釈(2)
 - 英米における法の解釈
- 6 制定法の解釈(3)
 - -国際取引法、とりわけ CISG の解釈
- 7 判例法(1)
 - 英米法におけるその展開
- 8 判例法(2)
 - ードイツ及びフランスにおける判例ないし判例法
 - -国際取引法、とりわけ CISG における判例法
- 9 裁判官による法の継続形成(1)
- 10 裁判官による法の継続形成(2)
- 11 憲法およびヨーロッパ人権規約の私法解釈への影響
- 12 EC/EU 法の加盟国国内法の解釈への影響
- 13 法発見ないし法創造の理論
- 14 まとめ

テキスト、参考文献

テキストは、特に指定しない。参考文献については、授業 中に適宜紹介する。

評価方法

学期末定期試験または試験に代わるレポートで成績評価を行う。詳しくは、初回の講義で説明する。

08~10 律・国・総 ****/国際関係法特講(海洋法)/**** 担当者 安保 公人 03~07 律・国 ****/国際関係法特講(海洋法) 講義目的、講義概要 授業計画 海洋法の意義・発展 海洋法は、海洋の秩序を定める国際法をいう。海洋は、 ② 海洋法の水域区分、直線基線の設定 エネルギー原料や製造物品などの輸送、石油・ガスなどの ③ 商船、軍艦・政府船舶の主権免除、内水、領海 4 領水の無害でない外国船(密航船・工作船等)対処 海底資源開発、漁獲活動、国家の安全保障などのために、 領水の潜没潜水艦対処、接続水域の外国船対処 各国が共に利用する場である。したがって、海洋利用の秩 (6) EEZ(排他的経済水域)・大陸棚の権利と外国船対処 EEZ・大陸棚境界画定判例、東シナ海境界画定問題 7 序を維持していくことは、国際社会の安定的発展にとって ⑧ 公海の制度、公海利用の自由・EEZの自由航行 不可欠であり、また、わが国のような海洋国家にとっては ⑨ 国際水域の海上警察権(海賊取締り等) ⑩ 国際海峡の4類型、日本の特定海域(津軽海峡等) 繁栄と安全の基盤となる。 ① 群島水域の通航制度、国際法の島(沖ノ鳥島問題等) 学生は、右授業計画に示す海洋法のルールを習得し、国 (12) 深海底資源開発、海洋法紛争の解決 (3) 近隣国(中国・韓国・北朝鮮・ロシア)の海洋法制 際関係で生じる海洋問題について適切に分析し判断する ④ 日本の海洋法制(権利行使の現状・問題点・あり方) 能力を構築する。 授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例 を用い、わかり易く解説する。 テキスト、参考文献 評価方法

| 08~10 律・国・総 | ****/国際関係法特講(安全保障国際法)/**** | 担当者 | 安保 公人 |
|-------------|----------------------------|-----------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際関係法特講(安全保障国際法) | 177 - 1.1 | 女体 五八 |

講義目的、講義概要

『国際条約集』(有斐閣)

国際社会では各種の利害対立や紛争が絶え間なく生起している。各国家や国際機構は、平和に対する脅威が生じればそれを除去し、また、侵害が生じた場合には、それを排除して、平和で安全な状態の回復に努める。また、国際社会は、そのためのシステムを構築し、ルールを定めてきた。本講義は、こうした安全保障に関する国際法の諸ルールを勉学の対象とする。

学生は、関係の国際法を適用実例とともに習得し、国際 関係で生じる安全保障問題について適切に分析し判断す る能力を構築する。

授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例 を用い、わかり易く解説する。

授業計画

- ① 安全保障の意義、安全保障国際法の発展
- ② 国連の創設、国連の主要目的
- ③ 安全保障理事会、集団安全保障に関する国連憲章の 制度

①~⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。

- ④ 冷戦期の国連集団安全保障(朝鮮戦争、南ローデシア等)
- ⑤ 冷戦終結後における国連集団安全保障の発展
- ⑥ 安保理の要請決議に基づき加盟国が行う禁輸執行
- ⑦ 安保理決議に基づき加盟国が行う平和回復等の措置
- ⑧ 国際テロに対する措置
- ⑨ 大量破壊兵器移転等防止措置
- ⑩ 国連平和維持活動の発展
- ⑪ 自衛権行使の条件、集団的自衛権、ミサイル防衛
- ⑫ 在外自国民の保護、人道的介入の実行
- ③ NPTとIAEA、核軍縮問題
- ⑭ 領土取得に関する国際法と日本の領土問題

テキスト、参考文献

『国際条約集』(有斐閣)

評価方法

①~⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/***** | | 担当者 | **** |
|-------------|-------------------------|------|------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 1旦日1 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | E. | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | , | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 *****/国際関係法特講(国際企業法務)/***** 03~07 律・国 *****/国際関係法特講(国際企業法務) | | 担当者 | 土屋 弘三 |
|---|---|--|---|
| [講義目的、講義概要 「講義の目的」 春学期の「国際取引法」では国際物品売買取引を 念頭にしたが、秋学期ではその履修を前提にして、 その他の各種国際取引(契約)を企業取引法務を実務 の観点から学ぶ。 将来企業で国際業務に携わることを期待する人は、 受講をしていただきたい。 「講義の概要〕 ① 企業法務が企業において果たす役割とその実態 的業務活動を概観する。 ② 次いで、企業の各種国際取引を個別的に検討し、 主要な国際取引契約契を個別に検討する。 ③ 国際取引は、取引慣行・法律・言語・価値観の 異なる環境での取引であり、紛争が起こりがちで ある。取引にまつわるクレームを取り上げて、 国際的紛争への対応をも検討する。 | 6. プラント 7. プラント 8. 知的財産 9. 知的財産 10. 国際 J/V 11. 資本商問題 12. 製造物責 | との約約 契契権権、 術!:任企交 、 約約とと合 等アの、 ラ 12イイ会 業チの、 ラナ のンPL) | 任 明と保証 チャイズ契約 ンス契約 (1) ンス契約 (2) |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| テキスト:『企業取引法の実務』花水・三浦・土屋著 (商事法務) | 出席とテストによ 詳細については 請 | | 兑明する 。 |

| | 08~10 律・国・総 *****/国際関係論 a/***** | | 担当者 | 鈴木 宏尚 |
|---|---|---|------------------------------------|----------|
| 03~07 律・国 | 7 | | | |
| 講義目的、講義概要授業計画 | | 授業計画 | | |
| 講義目的、講義概要 講義の目的: 国際関係論の基礎を学ぶ 講義の概要: グローバリゼーションが進む現代において、われわれは 国際社会の動向と無縁ではいられない。したがって国際社会についての基本的な知識を身につけることは重要である。 本講義では、現在の国際社会はどのように生まれ、どのように展開してきたのか。国際社会の重要な構成単位である国家とは何か。国際機関はどのような役割を果たしているのか。現代の国際社会においてどのようなことが問題になっているのか、等について概説する。 | | 4. 国際関係の 5. 戦争と平和 6. 国際機構 7. 国際政治経 8. 国際政治経 9. 非国家主体 10. 地域主義 11. 安全保障 12. ネーショ | 成り立ち 歴史 (1) - 歴史 (2) - 済1 | 。 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| テキストは指定した 毎回レジュメを配え 参考文献は適宜紹介 | Fする。 | 定期試験 70% 平常点 30% | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/国際関係論 b/**** | : | 担当者 | 鈴木 宏尚 | |
|--|--|---|--|---------|--|
| 03~07 律・国 | ****/国際関係論 b | | , | NIA 111 | |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | | |
| おける出来ごとについます。といいます。は、といいないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | は見方=理論を身につけ、国際関係にいて自分なりに考える力を養う。 うことは事象をわれわれの頭の中にあまてはめることができたということででは、国際関係における出来事に関すなわち国際関係の理論を概説する。の理論はレンズでもあり、同じ現象もレ力が変わる。同様に複数の国際関係の同に現実の国際政治を分析するための手がけでは抽象的で理解しにくいので、いるのかを実際の国際関係現象を取りい。 | (予1. 1) 1(予2. 3. 4. 3. | 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| テキストは指定しな 毎回レジュメを配布 | | 定期試験 70% | | | |
| 参考文献は適宜紹介 | | 平常点 30% | | | |
| 111 | | | | | |

08~10 律・国・総 | ****/平和学 a/**** 担当者 星野 昭吉 03~07 律・国 ****/平和学 a 講義目的、講義概要 授業計画 国際紛争(戦争)と平和の問題は著しく日常化し、我々 1 グローバル社会における平和と平和学の現在 の生存・生活はその在り方によって大きく左右されてい 2 平和学の形成・発展過程 - (1) る。人類に直面している「紛争(戦争)と平和」をめぐる 3 平和学の形成・発展過程 - (2) さまざまな問題を解明していく。まず、平和学とは何か。 4 平和学の基本的枠組み - 平和価値と科学性 -すなわち、平和学の目的・対象・方法・課題などを明らか 5 平和学の基本的枠組み - 全体志向性と学際性 -にする。とりわけ、国際紛争構造の形成・展開・変容過程 6 現代世界における「紛争と平和の枠組み」 を分析していくなかで、平和の在り方を位置づけていく。 7 国際紛争構造の概念 その上で、平和をどう理解することができるか。また、ど 8 国際紛争構造の意味と特性 う理解すべきかを明らかにする。 9 国際紛争構造の形成・展開過程 - (1) 10 国際紛争構造の形成・展開過程 - (2) 11 国際紛争構造の形成・展開過程 - (3) 12 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み - (1) 13 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み - (2) 14 平和構造の構築にとっての日本の役割 テキスト、参考文献 評価方法 星野昭吉『グローバル社会の平和学」』同文舘出版 試験、レポート(書評)、出欠状況による総合評価。

| 08~10 律・国・総 *****/平和学 b/***** 03~07 律・国 ****/平和学 b | | | 星野 | 昭吉 |
|---|---|--|---|------|
| 講義目的、講義概要 グローバル紛争構造の四つの下位的紛争構造、すなわち、暴力紛争(戦争)・南北非対称的紛争構造・アイデンティティ紛争構造・地球環境紛争構造を分析・説明していく。その上で、グローバル・ガバナンスの視点から、それら紛争構造の解決・変革の必要条件と可能条件とを抽出していく。 | 授業計画 1 グローバル暴 3 表力紛争とと 4 表力紛争を 4 表力紛争を 5 表力紛争を 6 南北不平 ジ境 6 の 大 7 中 3 中 3 中 5 の 5 11 「下から 6 の 5 12 平和の構築と 13 平和の構築と 14 世界平和にま | 事体制 構造 () () () () () () () () () (| (1) (2) 造 の構造と特性 の構造と特性 (1) (2) | |
| テキスト、参考文献 星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文舘出版 | 評価方法 試験、レポート | (書評)、出久 | √状況による総合 | 合評価。 |

08~10 律・国・総 | ****/国際協力論 a/**** 担当者 片岡 貞治 03~07 律・国 ****/国際協力論 a 授業計画 講義目的、講義概要 論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実 イントロダクション の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合 ② 発展途上国問題と国際開発 わされた形で研究が行われることが不可欠である。 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 国際社会とは何か、国際社会における様様なアクターと ④ 日本の経済協力政策決定形成過程 は何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、 ⑤ 日本の経済協力政策の今後の課題 考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、 ⑥ 主要国の経済協力政策I(米国、カナダ、英) 国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関 ① 主要国の経済協力政策II(仏、独、蘭、北欧等) する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な ⑧ 多国間開発援助の仕組み 政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、 ⑨ 国際社会における援助協調のあり方 経済の両面における現在の国際協力のあり方について自 ⑩ グローバリゼーションと開発 ① ガバナンスと開発 分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び ① MDGs ③ 今後の課題 開発援助政策についての分析を行う。 (4) 総括 テキスト、参考文献 評価方法 なし。適宜講義中に配布。 試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。

| 08~10 律・国・総 | ****/国際協力論 b/**** | 担当者 | 片岡 貞治 |
|-------------|-------------------|-----|-------|
| 03~07 律・国 | ****/国際協力論 b | 造当名 | 月 |

講義目的、講義概要

論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。

国際社会とは何か、国際社会における様様なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。

後期は、政治面の国際協力、即ち、国連の集団的安全保障の問題、集団的自衛権、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。

授業計画

- ① 国連システム
- ② 集団的安全保障
- ③ 集団的自衛権
- ④ 朝鮮戦争
- ⑤ 湾岸戦争
- ⑥ 湾岸戦争と日本の対応
- ⑦ 集団的安全保障の変形としての国連平和維持活動
- ⑧ 国際平和協力
- 9 日本人とPKO
- ⑩ 9.11テロ攻撃
- ⑪ イラク戦争と日本
- ⑩ 自衛隊と国際協力
- ③ 今後の課題
- (4) 総括

テキスト、参考文献

なし。適宜講義中に配布

評価方法

試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。

08~10 律・国・総 ****/国際関係史 a/**** 担当者 永野 隆行 03~07 律・国 ****/国際関係史a

講義目的、講義概要 【講義の問題意識】

日本が 21 世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定 に積極的に関わろうとするとき、日本とオーストラリアの パートナーシップはとりわけ重要である。それは、両国が 自由主義的民主主義と市場経済という政治的・経済的基本 理念、またアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦 略的価値を共有すると同時に、こうした価値観とは必ずし も同調しないアジアの歴史と伝統のなかで生きていると いうアイデンティティをも共有し、両国の連携のための基 盤が存在しているからである。日豪両国がともに信頼でき るパートナーとして、国際社会において共同行動をとり、 平和と安定に積極的に貢献していかなければならない。

【講義概要】

春学期の講義では、イギリスによるオーストラリア植民 地の形成(18世紀後半)から、第二次世界大戦終結までの オーストラリアの歴史を、イギリス(英帝国)やアメリカ、 アジア地域との関係性のなかで概観していく。

本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメ を配布する。必要に応じて、映像資料を用いる。なお、抜 き打ち的にテキストの内容についての小テストを数回実 施する。

テキスト、参考文献

テキスト:竹田、森、永野編著『オーストラリア入門』東 京大学出版会、2007年。

参考文献:講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布

授業計画

第1回:イントロダクション〜オーストラリアを学ぶ意義

第2回:植民地オーストラリア①〜植民地の誕生と発展

第3回:植民地オーストラリア②

〜大英帝国とオーストラリア

第4回:ゴールドラッシュと白豪主義政策 第5回:多文化主義社会オーストラリア

第6回:20世紀初頭の戦争とオーストラリア

~「二つのナショナリズム」

第7回: 20世紀初頭の戦争とオーストラリア

一第一次世界大戦とアンザック精神

第8回:20世紀初頭の戦争とオーストラリア

〜第一次世界大戦とオーストラリア国内社会

第9回: 第二次世界大戦ーアジア国際関係と黄禍論 第10回:2つの捕虜収容所①~アンボン捕虜収容所

第11回:2つの捕虜収容所②ーカウラ捕虜収容所

第12回:対日講和問題とオーストラリア

第13回:オーストラリアにおける先住民問題①

~1970年代まで

第14回:オーストラリアにおける先住民問題②

~ラッド首相の「謝罪演説」まで

第 15 回:総括と質疑応答

評価方法

不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期末 の定期試験(70%)による評価。

08~10 律・国・総 ****/国際関係史b/****

03~07 律・国

****/国際関係史 b

担当者

永野 降行

講義目的、講義概要

【講義の問題意識】

日本が21世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定に 積極的に関わろうとするとき、日本とオーストラリアのパー トナーシップはとりわけ重要である。それは、両国が自由主 義的民主主義と市場経済という政治的・経済的基本理念、ま たアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦略的価値 を共有すると同時に、こうした価値観とは必ずしも同調しな いアジアの歴史と伝統のなかで生きているというアイデン ティティをも共有し、両国の連携のための基盤が存在してい るからである。日豪両国がともに信頼できるパートナーとし て、国際社会において共同行動をとり、平和と安定に積極的 に貢献していかなければならない。

【講義概要】

秋学期の講義では、第二次世界大戦後のオーストラリアの 外交・安全保障を中心に見ていく。オーストラリアは、第二 次世界大戦を契機に、イギリスからアメリカ合衆国へと自ら の安全保障の拠り所を変換させ、さらに日本を含めたアジア との関係を深化させていった。こうした流れに沿いながら、 オーストラリアの歴史を概観していく。

本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメを

配布する。必要に応じて、映像資料を用いる。なお、抜き打 ち的にテキストの内容についての小テストを数回実施する。

テキスト、参考文献

竹田、森、永野編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、 2007年。

参考文献:講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布

授業計画

第1回:イントロダクション

ーオーストラリア外交を見る眼

第2回:チフリー労働党政権の外交

一新たな国際関係構築の模索 第3回:アンザス同盟の実現

第4回:冷戦下のアジア①

ー中国の誕生、マラヤ暴動、朝鮮戦争

第一次インドシナ危機

第5回:冷戦下のアジア②

ーイギリスのアジアの戦争「対決政策」

第6回:冷戦下のアジア③

ーアメリカのアジアの戦争「ベトナム戦争」

第7回:ポストベトナムのオーストラリア外交

第8回:冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交

ーオーストラリアの「アジア化」

第9回:ミドルパワー外交①PKO、多国間主義

第10回:ミドルパワー外交②移民、難民、援助

第11回:ミドルパワー外交③核軍縮

第12回:ミドルパワー外交④国際テロとの戦い

第13回:日豪関係の歴史的展開〜敵国から同盟国へ

第14回:ラッド労働党政権の政治と外交

第15回:21世紀オーストラリア外交の行方&質疑応答

評価方法

不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期 末の定期試験(70%)による評価。

| 08~10 律・国・総 | ****/アメリカ政治外交史a/**** | 担当者 | 鈴木 宏尚 |
|-------------|----------------------|------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/アメリカ政治外交史 a | 1434 | 如小 公问 |

講義の目的:

建国から第二次世界大戦前までのアメリカの政治と外交を 理解する

講義の概要:

現在、アメリカは突出したパワーを有する国家である。 しかし、当然のことながら建国当初からそうであったわけ ではない。むしろ非力さ故に孤立主義をとり、ヨーロッパ の国際政治から身を引いていた。

本講義では、そのようなアメリカが、国際政治の舞台に 大国として登場していく過程を、内政と外交、そして国際 政治との関係を視野に入れつつ跡づけていく。

また、現代のアメリカ外交の伝統はこの期間に形成されたと言ってよい。その意味で建国から第二次世界大戦までの歴史を振り返ることは現代のアメリカと国際政治を見る上でも有用であろう。

授業計画

(予定)

- 1. イントロダクション
- 2. アメリカの基礎知識
- 3. 植民地時代
- 4. 独立革命
- 5. 憲法制定
- 6. 農本的民主政と大陸帝国
- 7. 奴隷制と南北戦争
- 8. 工業化と改革運動
- 9. 海洋帝国と革新主義
- 10. 第一次世界大戦
- 11. 世界恐慌
- 12. ニューデール
- 13. 第二次世界大戦
- 14. まとめ

テキスト、参考文献

テキストは使用しない。

各回レジュメを配布し、参考文献はその都度紹介する。

評価方法

定期試験 70%

平常点(毎回ではないが質問・コメントカードを出席と兼ねて提出) 30%

| 08~10 律・国・総 | *****/アメリカ政治外交史 b/**** | 担当者 | 鈴木 宏尚 |
|-------------|------------------------|------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/アメリカ政治外交史 b | 1534 | 如八 公问 |

講義目的、講義概要

講義の目的:

第二次世界大戦後から現在までのアメリカ外交の展開を理 解する

講義の概要:

第二次世界大戦後の世界において、超大国アメリカは突出した存在であり、アメリカ外交の理解なくして戦後の国際政治を理解することはできないと言っても過言ではない。

現在、アメリカのパワーは絶対的なものではないとはいえ、ハード・パワーにおいてもソフト・パワーにおいても、いまだに圧倒的優位を保っていると言ってよい。したがって今後の国際政治の動向を考えるうえでも、その歴史を振り返っておくことは有用であろう。

本講義は基本的には外交を中心とするが、必要に応じて国内政治の展開にも触れる。

授業計画 (予定)

- 1. イントロダクション
- 2. 第二次世界大戦後の国際秩序の構築
- 3. 冷戦の開始
- 4. 冷戦の激化と安定化
- 5. キューバ危機
- 6. ベトナム戦争
- 7. パックス・アメリカーナの揺らぎとデタント
- 8. デタントから新冷戦へ
- 9. 冷戦の終結
- 10. 湾岸戦争と新世界秩序
- 11. 冷戦後外交の模索
- 12. 9. 11 と「テロとの戦い」
- 13. ブッシュからオバマへ
- 14. まとめ

テキスト、参考文献

テキストは使用しない。

各回レジュメを配布し、参考文献はその都度紹介する。

評価方法

定期試験 70%

平常点(毎回ではないが質問・コメントカードを出席と兼ねて提出) 30%

| 08~10 律・国・総 | 10 律・国・総 *****/現代経済論 a/***** | | 担当者 | 阿部 | 正浩 |
|---|--|---|---|-------------------------------------|--------|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 ****/現代経済論 a | | | | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | | |
| としての経済学を営 経済学は社会科学 いた議論では、論理 は、経済学を用しているように また、経済学は るためのールを利用 るようにする ないでも ないでも ないでも ないでも ないでも ないでも ないでも ないでも | 選案の経済社会を概観しなから、ツールを習します。 どの女王とよばれています。経済学を用題的厳密性が要求されます。この講義で 議論できるように、経済学の基本的ツ こしたいと考えています。 これ会で生じている種々の問題を解決するあります。この講義では、経済学の基 についても学べるようにしたいと考え についても学べるようにしたいと考え な学の分野の基礎の基礎を学びます。 | 1. この授業の概念 2. 豊か 2. 豊か 2. 豊か 2. 豊か 3. 豊か 3. サイク 4. マーケッとは 4. マーケッツはは 4. はは 4. 11. 企業の 11. 企業の 12. マーケット 14. マーケット | Eとその背景 とその背景 とその背景 とのは組み(それ) との2) との2) よ(その1) み(その1) み(その2) み(その2) の失敗(その2) | (その1) (その2) めには の1) の2) | |
| テキスト、参考文献 | ₹ | 評価方法 | | | |
| テキストはありませ | tん。参考文献は授業中に紹介します。 | 出席、レポート 目の授業で説明 | | で評価します。 | 詳細は第1回 |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | 阿部 正浩 |
|----------------------|---|------------------|--|---|
| 講義目的、講義概要 | , , , = 1 11111111111111111111111111111 | 授業計画 | | |
| 後期はマクロ経済 | 学の分野の基礎の基礎を学びます。 | 1. このでは、 | ット をはかる (そそのる理由 (そののる理由 (そののる理由) る理由由 (そののる理由由) る理由由 (そのののる理由) というでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これののでは、これののでは、これので | (C) 1) (C) 2) (1) (2) (3) (4) (1) (7) 2) (7) 3) (7) 4) (7) 1) |
| テキスト、参考文献 | * | 評価方法 | | |
| テキストはありませ | たん。参考文献は授業中に紹介します。 | 出席、レポート、目の授業で説明し | | 『評価します。詳細は第1回 |

| 08~10 律・国・総 | ****/日本経済論 a/**** | | 担当者 | 波形 昭一 | |
|--------------------------------------|--|--|---|--------------------------------|------|
| 03~07 律・国 | ****/日本経済論 a | | 1旦日1 | <i>议</i> //〉 | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | | |
| っておくことが重いての知識が不可 では、高度成長期 義する。 | を理解するには、その生い立ちを知 変である。とりわけ高度成長期につ 「欠である。そのため「日本経済論 a」 における日本経済の問題を中心に講 た内容上、春学期・秋学期を通して聴い。 | 1. はじめに 2. 戦後民主化 3. 戦後経済復 4. ドッジ・ラ 5. 朝鮮戦争と 6. 高度成長の 8. 高度成長の 9. 高度成長の 10. 戦時経済と 11. 高度成長の 12. 高度成長の 13. 高度成長の 14. 日本経済の | 興対策 インとシャウ 日本経済 代の到来とそ 構造(1) 構造(2) 結果 職務高度成長 終焉(1) ドル 終焉(2) オー | プ勧告 の時期区分 その関係 レ・ショック | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| 主に統計表など | 、 のプリントを配布。 | 学期末試験ので評価する。相 | | 議は春学期・秋学期 採用。 | の合計) |

| 08~10 律・国・総 *****/日本経済論 b/***** 03~07 律・国 *****/日本経済論 b | | 担当者 | 波形 昭一 | |
|---|------------------|--|--|---|
| 講義目的、講義概要 | - | 授業計画 | | |
| は大きく変化し、 る。したがって「 をふまえつつ、70 化、その結果とし について論述し、 経済再建論議の当 け、さらにサブプ の日本経済を検討 | 内容上、春学期・秋学期を通して聴 | はじめに スタグフノミ ルーガノミ プラザ経済 バブル経経の 平成自由たま 景気対策が 景気対策が サップ同時大 | ク後のの特と10構構構ムスの発崩徴日年造造造・ア済とを一版 革革革ール 本本 | リカ経済 化 の原因 合不況— ッグ・バン (1) (2) 問う とリーマン・ショック |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| 春学期と同じ。 | | 春学期と同じ。 | | |

| 08~10 律·国·総 ****/国際経済論 a/**** | | 担当者 | ₩ılı | 光央 | | |
|-------------------------------|-------------------------|------|-------|--------|--------|----|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 *****/国際経済論 a | | | 1上二1日 | 11年11日 | 九大 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | 1 | | | |
| 国際経済を理解す | るのに最低限必要と思われる基本的な | 1 | 国際貿 | 易概観 | | |
| 考えを講義します。 | その中心は貿易理論、国際貿易の一般 | 2 | リカー | ド的比較優位 | 説 | |
| 均衡、貿易政策とな | よります。講義で扱う内容は、よりすす | 3 | ヘクシ | ャー・オリー | ン定理 | |
| んだ諸理論を学ぶ | のに必須の基礎的事項なので厳密な展 | 4 | ヘクシ | ャー・オリー | ン定理 | |
| 開を心がけたいと思 | 思います。受講生には予習と復習を求め | 5 | 国際貿 | 易の一般均衡 | : | |
| ます。私語厳禁。 | | 6 | 国際貿 | 易の一般均衡 | : | |
| | | 7 | 経済成: | 長と貿易 | | |
| | | 8 | 国際資 | 本移動と移民 | i | |
| | | 9 | 国際資 | 本移動と移民 | i | |
| | | 1 0 | 関税・ | 輸入数量制限 | | |
| | | 1 1 | 関税・ | 輸入数量制限 | | |
| | | 1 2 | 輸入補助 | 助金と輸出自 | 主規制 | |
| | | 13 | 輸入補助 | 助金と輸出自 | 主規制 | |
| | | 1 4 | 質問と | まとめ | | |
| | | | | | | |
| テキスト、参考文献 | 状 | 評価方法 | ţ | | | |
| 大山道広・伊藤元重 | ٤『国際貿易』 岩波書店 | 定期試驗 | 食80%、 | 、出席20% | | |

| 08~10 律・国・総 *****/国際経済論 b/**** | | | 担当者 | 光山 | 光央 | |
|--------------------------------|------------------------|-----------------|-------------------|--------|----|----|
| 03~07 律・国 | 3~07 律・国 *****/国際経済論 b | | | 1571 | 無円 | 儿天 |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | <u> </u> | | | |
| 春学期に扱った貿 | 易理論とともに国際経済学の大きな柱 | 1 | 国際収 | 支と国民所得 | 勘定 | |
| である国際収支調 | 整メカニズムに関連する事柄を学びま | 2 | 国際収 | 支と国民所得 | 勘定 | |
| す。国際収支の赤字 | 三、黒字からはじまり、だんだんと高度 | 3 | 外国為 | 替市場 | | |
| な内容へと移行しま | ミす。すべて基本的内容なので、きちん | 4 | 外国為 | 替市場 | | |
| と理解する必要があ | らります。 | 5 | 外国為 | 替市場 | | |
| 春学期の国際経済 | 論 a を履修しているほうがより理解が | 6 | 固定相 | 場制下の所得 | 決定 | |
| 深まります。私語崩 | 发禁 。 | 7 | 固定相 | 場制下の所得 | 決定 | |
| | | 8 | 変動相 | 場制下の所得 | 決定 | |
| | | 9 変動相場制下の所得決定 | | | | |
| | | 10 国際収支と財政・金融政策 | | | | |
| | | 1 1 | 11 国際収支と財政・金融政策 | | | |
| | | 1 2 | 12 国際資本移動と財政・金融政策 | | | |
| | | 1 3 | 13 国際資本移動と財政・金融政策 | | | |
| | | 1 4 | 質問と | まとめ | | |
| | | | | | | |
| テキスト、参考文献 | テキスト、参考文献 評価方法 | | . | | | |
| 未定 | | 定期試験 | 食80%、 | 、出席20% | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/国際金融論 a/**** | | 担当者 | 山本 美樹子 |
|--|-------------------|--|--------------------------------------|---|
| 03~07 律・国 | ****/国際金融論 a | | | 四个 天倒] |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 語ることはできませんの流れとは関われがある。 まなカネの流れを現れがある。 現象を理解する。 現象を理解する。 最低限の理論的がの経済現象を理解を関係を理解を理解を理解を関係を理解を関係を関係を関係を関係を関係を関係を表しています。 議義といる。 議義とステムを使 | • • | 2 3 4 3 外国為替市 4、外国為替決 5、 国際通貨 | 構、、、、 場 1 2 3 4 定 1 2 体 1 と 、、、の、、制、 | 第黒字であることの意味 の金融的側面 1果 - ト ・ト ・ト ・村場 ・ クのヘッジと金利平価説 (1) (2) こる介入 - 本価説 |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| テキストは特に定る 参考文献は講義時、 | | 学期末試験及び 授業中随時行う | | |

| 08~10 律・国・総 *****/国際金融論 b/***** 03~07 律・国 *****/国際金融論 b | | 担当者 | 山本 美樹子 | |
|---|---|---------------|--|---|
| ALL SALES ALL SALES | 講義目的、講義概要 授業計画 秋学期の講義は国際金融論の応用編です。 6 開放マクロ経 | | | |
| 一昨年のリーマン を のリーでを がした。 が一年機 ができた。 できたが、 でマンロすで、 がでマンロすで、 が、また、 ののでは、 ののでは、 でで、 でいるですが、 にいるですが、 にいるできるですが、 にいるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる | アラザーズ倒産をきっかけとした世界でしい経済的出来事です。秋学期は春学 はかる基礎的知識をもとにして、一昨年でいった国際資本移動の波について、リウ倒産を機に世界中に拡散したサブプラ 直等現実例を交えながら講義を進めてい 直貨体制の一形態として注目を浴びていったのとしていきたいとと思ってとと思ってとしている欧州をケーススタディし、アーることができるのだろうか、またアメンのようとができるのだろうか、またアメンのようできるのかについて考えていきます。 | 7 国際資本移動 | 1、 2 2、 3、 4 3 5 3 4 3 4 3 4 4 1 2 3 4 4 1 1 2 3 4 4 1 1 2 3 4 4 1 5 7 6 7 7 1 8 7 9 1 1 2 2 3 4 1 5 7 6 7 7 1 8 7 9 1 1 2 2 3 4 3 4 3 6 7 7 1 8 1 9 1 1 2 | 制の開放マクロ経済政策 フレミングモデル 制の開放マクロ経済政策 協調 資本取引の拡大 デリバティブ取引 (1) 資本移動取り引きの拡大に 登生した問題点 プライムローン問題 際通貨体制 史と現実 体制存続の可能性 貨体制としての共通通貨 |
| テキスト、参考文献 | Š. | 評価方法 | | |
| テキストは特に定め 参考文献は講義時、 | | 学期末試験および授業中随時 | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | | 小林 哲也 | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 講義目的、講義概要 | E | 授業計画 | | | | | |
| 動する多国籍企業でけでなく、情報や会いる。生産・流通・新しい形で国際分類本講義では、企業のグローンとを目的と 前半で主として理論 | ョンの原動力の一つは、国境を越えて活である。現代企業は、財の生産や販売だ会融の世界でも、グローバル化を進めて、広告・金融などでの技術革新により、さが再編成されていると言える。 中国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、コンを理解するための理論的枠組みを提出する。 ・歴史を取り扱い、後半でケーススターを受講が望ましい。 | 2. 現代経済に 3. 巨大企業と 4. コーポント 5. フォードシ 6. 日本的生産 7. 情報技術と 9. 経営戦略の 10. イノ・ 11. 多国紅 12. 「暴力 | おは、まないである。とは、おは、まないである。とは、ないのでは、ないのでである。というできないが、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない | 。 の変貌 ・ト ・ト ・ーキテクチュア 競争優位 い国際分業 義」 温暖化・フラット化・過密化 | | | |
| テキスト、参考文献 | # | 評価方法 | | | | | |
| 新聞社 | 「マン『フラット化する世界』日本経済 『暴走する資本主義』東洋経済新報社 | 主として、定期 | 試験による | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | 小林 哲也 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|--|---|
| 講義目的、講義概要 | 講義目的、講義概要 | | | |
| V . 1 //1 1 > | 業の活動にかかわるケーススタディをバリゼーションの現状を分析する。 | 3. 日本企業の海4. 日本企業の海5. 日本企業の海 | 野進出 戦後 野外進出 アヨー 野外進出 出出 国産権をある このでは、アラー では、アー では、アー では、アー では、アー では、ア | -ロッパ ジアへの進出と撤退 易 長江デルタ 再編成 ぐって こ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| ジェフリー・ジョー ローバル資本主義』 その他、講義中に適 | | 主として、定期記 | 大験による | |

08~10 律・国・総 ****/西洋政治史a/西洋政治史a 担当者 津田 由美子 03~07律・国 ****/西洋政治史 a 授業計画 講義目的、講義概要 私達が生きている時代がどのような時代かを考えるため 講義の説明 -西洋政治史を学ぶ意味 1. には、これまでの歴史について知ることが重要である。こ 2 主権国家の形成 3. 旧体制とフランス革命 の講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとす る世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨー 「国民国家」の形成(1) 4. ロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世 5. 「国民国家」の形成(2) 界とどのようにかかわっているのかを考える。 自由主義とその変容(1) 春学期には、主権国家の形成から第二次世界大戦までの 7. 自由主義とその変容(2) 8. 自由主義とその変容(3) 時期を扱う。 個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多 9. 第一次世界大戦 10. 相対的安定期(1) 様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在 の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、 11. 相対的安定期(2) 常に意識することが必要である。 12. 経済危機と政治危機(1) 13. 経済危機と政治危機(2) 14. 講義のまとめ テキスト、参考文献 評価方法

| 08~10 律・国・総 | ****/西洋政治史 b / 西洋政治史 b | 担当者 | 津田 由美子 |
|-------------|------------------------|--------|----------------|
| 03~07 律・国 | ****/西洋政治史b | 1771.0 | 作出 四天 1 |

講義目的、講義概要

私達が生きている時代がどのような時代かを考えるためには、これまでの歴史について知ることが重要である。この講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとする世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨーロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世界とどのようにかかわっているのかを考える。

参考文献として、篠原一『ヨーロッパの政治』(東京大学出

版会)、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』(放送大

学出版振興会)など。詳しくは授業時に指示する。

秋学期には、第二次世界大戦終戦から現在までの時期を 扱う。

個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、常に意識することが必要である。

授業計画

1. 講義の説明

する可能性がある。

- 2. 東西冷戦の始まり
- 3. 西ヨーロッパの戦後復興(1)

期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業

時に数回要求するコメントカードの内容で10%まで加点

- 4. 西ヨーロッパの戦後復興(2)
- 5. 西ヨーロッパの戦後復興(3)
- 東ヨーロッパの戦後社会
- 7. 西ヨーロッパの政治変容(1)
- 8. 西ヨーロッパの政治変容(2)
- 9. 西ヨーロッパの政治変容 (3)
- 10. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ(1)
- 11. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ(2)
- 12. ヨーロッパとアメリカ・ロシア
- 13. ヨーロッパとアジア
- 14. 講義のまとめ

テキスト、参考文献

参考文献として、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』 (放送大学出版振興会)、トニー・ジャット『ヨーロッパ戦 後史(上・下)』(みすず書房)など。詳しくは授業時に指 示する。

評価方法

期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業時に数回要求するコメントカードの内容で 10%まで加点する可能性がある。

| 08~10 律・国・総 | *****/人権の歴史/**** | | 担当者 | 高佐 智美 |
|--|---|---|---------------------|----------------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | ,, 1 | 同压 6天 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| 現代日本社会におり 概要:比較法的観点 学ぶとともに、日本 によって、その時代 | 伝念について、その歴史的変遷を概観し、 ける問題について考察する。 気から、各国の人権保障の歴史について 気における判例や学説の流れをおうこと 大時代における人権に対する考え方を検 えた上で、現代日本社会の問題点を浮 | 1、2、3、4 4、4、5、6、7、6、7、8、8、4 4、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、 | - 1 2 人権 1 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| テキスト:特に指定 参考文献:随時指示 | | 定期試験、及び 判断します。 | 小テスト(2 | ~3 回実施予定)の総合点で |

| 08~10 律・国・総 | 0 律・国・総 *****/****** | | 担当者 | * * * * |
|-------------|----------------------|------|-------|-----------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 1里 11 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | · | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/地域政治史/地域政治論 a | | | 雨宁 | 昭一 |
|----------------------------------|---|--|--|----|----|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 *****/***** | | | | 中日 |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | | |
| すなわち、長期的 めには、地域の需 必要である。その | 存在する問題を戦略的に解決する、 日全体的な視野で問題を解決するた 高要を政策と課題に変換することが のための基礎的な知見を得るために 構造、課題、主体、各政策を講義 | 4 5 6 7 8 9 10 11 12 | 地方都市、 台と日本近代 订内会 引と地域政治 軍事、工業们 | 1 | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | |
| 雨宮昭一『戦時戦後雨宮昭一『総力戦を | 後体制論』岩波書店 体制と地域自治』青木書店 | 平常のテストと | 期末試験 | | |

| 08~10 律・国・総 *****/****/地域政治論 b 03~07 律・国 *****/***** | | 担当者 | 雨宮 昭一 |
|---|---|-------|---------------------------------------|
| 講義目的、講義概要 | 授業計画 | | |
| 受講生が、地域に存在する問題を戦略的に解決する、すなわち、長期的全体的な視野で問題を解決するためには、地域の需要を政策と課題に変換することが必要である。そのための基礎的な知見を得るために地域政治の歴史、構造、課題、主体、各政策を講義する。 | 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1955 年代 - 工業 の が に が に り に り に り に り に り に り に り に り に | 体制と地域 | 城・東京・山梨) 、雇用 高齢化、成熟化 システムと地域 |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 雨宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店 雨宮昭一『総力戦体制と地域自治』青木書店 雨宮昭一『占領と改革』岩波書店 GIAC『ポストベッドタウン事業報告書』 | 平常のテストと期 | 期末試験 | |

08~10 律・国・総 ****/アジア政治論 a/アジア外交史 a 担当者 山本 秀也 ****/アジア政治論 a 03~07 律・国 授業計画 講義目的、講義概要 中国のいわば骨格を形成する歴史、人文地理などについ 導入-現代中国をみる眼 1 2 言語・風俗の変遷と「中華」の形成 て、現代中国の視座からテーマごとに検討を加える。経済 発展が注目を集める中国だが、今日に至るまでの流れを歴 2 現代中国の視点から見た近代以前とその意義 史、地理、文化など多面的にとらえることで、現代中国の 3 アヘン戦争と近現代史の変遷 輪郭とその足跡を立体的に描き出すことがこの講義の目的 4 中国国民党と中国共産党 である。 5 中華人民共和国の成立と国内支配 文化大革命はむろん、天安門事件からも1世代以上の時 6 プロレタリア文化大革命 間が経過していることに鑑み、授業の中では受講生が具体 7 改革・開放路線から市場経済化への道 8 天安門事件の衝撃と民主化運動 的なイメージを描きやすいように視聴覚資料の活用などを 工夫してゆきたい。中国研究に欠かせない事項に関しては、 9 米中関係の変遷 小テストやレポートを通じて理解度を確認する。 10 1945年以前を中心とした日中関係 11 日中国交正常化と対日観の変遷 12 台湾問題と中台関係 13 華僑・華人論 14 まとめ テキスト、参考文献 評価方法 山本英史著『現代中国の履歴書』(慶應義塾大学出版会、2003 期末定期試験を主とするが、平常の受講状況(出席、発言 や課題) も評価対象とする。 年)

| 08~10 律・国・総 | ****/アジア政治論 b/アジア政治外交史 b | +n \/\ +/ | 山木 禾山 |
|-------------|--------------------------|----------------------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/アジア政治論 b | 担当者 | 山本 秀也 |

講義目的、講義概要

春学期が過去から現在までを主な対象としたことを踏まえ、秋学期の講義では現代中国が直面するテーマについて検討してゆく。民族問題ではチベット、ウイグル問題をその宗教的背景とともに詳述し、今後の動静にまで眼を向ける。食の安全や中国の軍事動向は、隣国である日本にとり強い関心を抱かざるを得ない分野であり、ジャーナリズムでも高い頻度で取り上げられている。

いずれもすぐれて今日的なテーマであることに鑑みて、 講義の中では日英両国語による関連の報道を利用して、受 講生に現在進行形での問題理解と思索を促してゆく。

授業計画

- 1 市場経済化後の中国
- 2 国際政治における中国の影響力
- 3 中国軍事概論(上)-軍政・軍令の枠組みを中心に
- 4 中国軍事概論(下)-核・通常戦力の増強とその影響
- 5 宗教・少数民族問題の課題
- 6 中国の環境問題とその対策
- 7 「食の安全」を中心とした中国産品の諸課題
- 8 巨大人口と都市を中心とした政策課題
- 9 農業・農村・農民
- 10 医療・福祉制度の変遷と課題
- 11 中国共産党の指導体制とその将来像
- 12 政治体制改革とその可能性
- 13 まとめ

テキスト、参考文献

講義の中で適宜紹介する。

評価方法

春学期と同じ

| 08~10 律・国・総 | ****/地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)/**** | | 担当者 | 今井 圭子 | | |
|--|---|--|---|---|---|---|
| 03~07 律・国 | ****/地域研究特講(ラテンアメリカ政治 | 経済論 | ") | | | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業 | 計画 | | | |
| カとの 大いていた。 との教・アンには と宗ラテ地を策では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | 地域の政治経済の歴史的変遷過程を辿り、 社会、植民地期の政策に関してその基本 して独立後の国家建設および開発の思想 経済構造の変容について理解する。 踏まえてラテンアメリカ政治経済の現状 ル化が進む中でラテンアメリカ諸国が直 策課題を明らかにする。そしてこれらの 国政府や国際機関の取り組みについて紹 における開発の思想、理論、政策につい カ・モデル(非武装・中立・教育・福祉・ 、持続可能な開発のあり方について考え メリカの関係を移民、外交、貿易、投資、 察し、グローバル化時代の下での両者の ついて考える。授業は主として講義形式 に応じて受講生によるディスカッション | 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 10. 11. 12. 13. 14. | リ 第 第 第 ン 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 較 ラ ラ 植行 植 独 第19 エ ラネ マ 雇 農開ラ日 テラ 民到 民 立 一9 業 テオ ク 用 業発テ本 | ンナン 地来 地期 次年 ピンリロ ・ ととアメメ前の 15 世紀 地 リリの ・ ととアアメリカの先生 紀初 は カス 諸 格 一題 カス 諸 格 一題カス 諸 格 一題カス 諸 格 一題カス 諸 格 一題カス 諸 格 一の の ・ 、 | 末-19世紀初め) め-19世紀半ば) 斉確立期(19世紀半ば一 たに至る時期(1929年恐慌-現在) 台経済の現状と課題 と経済自由化 直 問題と教育・労働・社会政策 産品輸出経済 |
| テキスト、参考文献 | | 評価 | i方法 | | | |
| 日本経済評論社、20 アメリカ経済』日本 | 編著 『ラテンアメリカ 開発の思想』 04年、宇佐見耕一他共著『図説 ラテン 評論社、2009年、西島章次・細野昭雄編 経済論』ミネルヴァ書房、2004年。 | アク | | ~- | | 一、学期末にレポート提出。リ ト、出席、授業参加状況を合わ |

| 08~10 律・国・総 | *****/***** *****/ | | 担当者 | * * * * |
|-------------|-----------------------|------|--------|-----------|
| 03~07 律・国 | | | 14.31年 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | į | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | , | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/地域研究特講(中・東欧とロシア1) | /**** | 担当者 | 志摩 闌子 |
|--|--|--|--|--------------------|
| 03~07 律・国 | 03~07 律・国 *****/地域研究特講(中・東欧とロシア1) | | 1534 | 心争 图 1 |
| 講義目的、講義概要 | Ę. | 授業計画 | | |
| していると、とないにない。 は、といるにない。 は、といるにない。 は、のいれののでを、は、ないないが、 は、ないないが、 は、ないないが、 は、ないが、 は、ないが、 は、ないが、 は、ないが、 は、ないが、 は、は、ないが、 は、は、ないが、 は、は、ないが、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | を機で特に世界の注目を浴びることにも(特にラトヴィヤ)で、なぜ、このようこついても検討する。 最としての歴史的、文化的な側面を中心で、前期を受講した上で後期の受講に臨 構義の内容理解のための基礎的知識とないての講義が中心となる。映像も理解を | ① 日本とがいとはののでは、② びかいとはののでは、③ では、④ では、⑥ では、⑥ では、⑥ では、⑥ では、② では、○ では | リトアニア 町 南岸の地域の 自」(スウェ地域 ト ドバルト地域 ア文化 文化 | 自然 地域 ーンの覇権) |
| テキスト、参考文献 | t t | 評価方法 | | |
| 資料配布、参考資料 | 斗等適宜紹介 | 出席点、平常点 価 | (小レポート | も含む)、レポートの総合評 |

| 08~10 律・国・総 | ****/地域研究特講(中・東欧とロシア2) | /**** | 担当者 | 志摩 園子 |
|--|--|--------------|--|------------------------|
| 03~07 律・国 | ****/地域研究特講(中・東欧とロシア2) | | 15 7 7 | 心净图】 |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| している日本と遠いのでは、この地域のは、この地域のは、できまえでは、地域のでは、この地域のは、できまれて、は、ないのでは、では、ないのでは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 同じユーラシアの大国ロシアを隣国といように見える。中・東欧地域は、また、時間にも位置する。また、EUの拡大にいなった。このような地政学的位置は、国際社会の動向を探ることを可能にしての地域からみえる国際社会についまの中の、連合の東方拡大による変化する。 を機で特に世界の注目を浴びることにも、は特にラトヴィヤ)で、なぜ、このようこのような地政学的のままなでは、まる変化する。 としての歴史的、文化的な側面を中心で、前期を受講した上で後期の受講に臨 域の政治や経済的な視点を中心に、現状とも理解を深めるためにできるだけ用い | - | の成成トリックのでとのの成成トリックのでとのでは、 とと国のの代国では、 とのでは、 とのでは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのでは、 とのででは、 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 | 本 入と第二次世界大戦 O 加盟 |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| 資料配布、参考資料 | 斗等適宜紹介 | 出席点、平常点 価 | (小レポート | も含む)、レポートの総合評 |

08~10 律・国・総 ****/国際関係法講読 I / **** 土屋 弘三 担当者 03~07 律・国 ****/国際関係法講読 I 授業計画 講義目的、講義概要 〔講義の目的〕 1. 販売店契約(Distributorship Agreement)とは 物品の国際販売店契約は、英文で作成されることが 2. 販売権の許諾、独占・非独占 多い。 3. 販売店契約と独禁法 この講義の主要な目的は、 4. 販売店の義務 「英文契約書の読み方」の入門と位置付け、英文 5. 代金決済 契約(書)についての基礎的な知識を習得する、 国際取引契約の契約類型である販売店契約を 6. 商標等の知的財産権の取扱い テキストにして、契約の英文を学びながら、国際 7. 表明と保証 (Representation & Warranty) 販売店契約の概要を理解する、 8. 製品の瑕疵担保責任 契約準拠法に英米法が多用される現実に鑑み、 9. 明示の保証、黙示の保証 英米法の法理を理解する、とする。 10. 損害賠償責任 〔講義概要〕 ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布 11. 契約解除とそれに付随する権利・義務 して、簡単な説明を加えていく。 12. 販売店契約と製造物責任 ② 配布する英文講読テキスト「Distributorship 13. 紛争解決手段 Agreement」を用いて毎回講読する。 14. 一般契約条項 ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の 和訳をする。(添削のうえで返却の予定) 講義は実践的なものを目指している。将来企業等で 国際取引業務に携わることを志す方は、春学期と秋学 期を併せて受講されることを希望する。 テキスト、参考文献 評価方法

| 08~10 律・国・総 | ****/国際関係法講読Ⅱ/**** | 扫水李 | 4 景 3 二 |
|-------------|--------------------|------|---------|
| 03~07 律・国 | *****/国際関係法講読Ⅱ | 1534 | 上座 74— |

授業計画

講義目的、講義概要

[講義の目的]

製造技術の高度化、生産拠点の世界的展開、資源国家のモノ・カルチャーからの脱却等を背景として、 大規模な生産設備・施設の建設を対象としてプラント 建設契約が増加している。

参考文献:向 高男著 『英文販売店契約の常識と

(同文舘出版)

プラント建設契約は、契約額が多額であり、建設期間も長期に亘り、またプラントに付随して技術取引をも対象とする特徴を有するリスクの多い取引である。 そのようなプラント建設を対象として、英文の

「Construction Contract」を読解する。

英文講読テキスト及び講義メモを配布する。

リスク』

プラント建設契約の特徴と主要な点を、単純な物品 売買と比較対照しながら検討し、同契約におけるリス クを大きさをもあわせ検討する。

〔講義概要〕

- ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布し、 簡単な説明を加えていく。
- ② 配布する英文講読テキスト「Construction Contract」を用いて毎回講読する。
- ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の和訳をする。(添削のうえで返却の予定) ④ 契約とは、一定条件下でのリスクの引き受けであ
- 契約とは、一定条件下でのリスクの引き受けであるという理解から、契約条項を法的リスク・マネジメントの観点からも検討する。

出席は9回以上を前提に、授業での成績(20%)と期末定 期試験の成績(80%)により評価する。

- プラント建設(Construction Contract)とは
 契約当事者とその構成
- 3. 入札制度と契約締結
- 4. 契約履行保証書・その他の保証書
- 5. 契約代金
- 6. 履行の着手と完成
- 7. 建設工事契約の内容と範囲の特定、変更
- 8. 不可抗力
- 9. 工事の中断
- 10. 性能保証試験および引渡し(検収)
- 11. 予定損害賠償
- 12. 契約解除
- 13. 瑕疵担保責任
- 14. クレームへの対応と紛争予防

テキスト、参考文献

英文講読テキスト及び講義メモを配布する。

参考文献: 花水・三浦・土屋著 『企業取引法の実務』 (商事法務) 出席は9回以上を前提に、授業での成績(20%)と期末定 期試験の成績(80%)により評価する。

評価方法

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/***** *****/ | | 担当者 | **** |
|----------------------|-----------------------|------|-----|------|
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | 大 | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | *****/国際政治講読Ⅱ/***: ****/国際政治講読Ⅱ | * * | 担当者 | 星野 昭吉 |
|----------------------------|--|---|--|---|
| 講義目的、講義概要 | E | 授業計画 | | |
| までの国家中心のいる。新しい枠組みはじめ、国際関係を | レ化した国際関係(世界政治)は、これ 国際関係の枠組みを大きく変容させて みを構成しているグローバリゼーション を動かしている多様な原理および国際関 のテキストを使用して解明していく。 | 2 Globalizati 4 Globalizati 5 Globalizati 6 Globalizati 7 Globalizati 8 Globalizati 9 Globalizati 10 Globalizati 11 Globalizati 12 Globalizati 13 Globalizati | g Framework on and Globe on and Regio on and Regio on and Natio on and Tran on and Tran on and Gove on and Gove on and Globe | onalism — (2) onalism — (1) onalism — (2) snationalism — (1) snationalism — (2) ornance — (1) |
| テキスト、参考文献 | t | 評価方法 | | |
| | Deconstruction of International struction of World Politics 2003) | テスト、発表、 | 出席率で総合 | 評価 |

| 08~10 律・国・総 | , | 特論 | 担当者 | 小口 進一 |
|---|--|---|--|----------------|
| 03~07 律・国 講義目的、講義概要 | | | | |
| 街づくりは、平常では、平常では、平常では、平常では、平常では、平常では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | で時の計画のみならず、震災や風水害とれて・安全な都市空間の創出が求められて、少子高齢化社会の本格化による街や利便性を求めた都心回帰の思考に対には地球環境の温暖化防止に向けての場下緑化、グローバル社会における産業した空港や港湾などの整備が政治の日自治体で実践されている街づくり諸政盟を明確化しつつ明日の「人間環境都のてみたい。 | 4, 市街地再開5, 市民による6, 街並みの保7, 地域生活環 | 環整発防全境条行社一ク政境備の災と指例政会部のの全住状市備と要続街務用化すの事活文をは、づいまでは、おいいののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 体計画 市民 り |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | a mark from |
| 都币計画法、その化 | 1は講義中に必要に応じて紹介 | 期末定期試験と | レボートなど | こよって評価 |

| 08~10 律・国・総 | *****/****/**** | | 担当者 | ale ale ale ale |
|-------------|-----------------|------|-------|-----------------|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | 1431日 | * * * * * |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| , イベド、参与文制 | | 可叫刀石 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | 1 | 1 | |
|-------------|---|------|--------|-------|
| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 *****/******************************* | | 担当者 | **** |
| 03~07 律・国 | | | ,— , , | |
| 講義目的、講義概要 | <u> </u> | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | T | | | |
| 08~10 律・国・総 | *****/****/政策過程論 | | 担当者 | 羽目 正筆 |

| 08~10 律・国・総 | ****/***/政策過程論 | 担当者 | 羽貝 正美 |
|-------------|----------------|--------|--------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | 15 3 4 | 77只 正天 |

(講義目的)

「政策」とは、社会において国民(住民)や地域が必要とする様々な要求(需要)に応え、あるいはこれを制御・抑制し、広い意味での国民福祉の増進をはかる政府の取り組みである。そこにはいわゆるハードとソフトの両面に関わる取り組みが含まれる。

本講義はこうした「政策」に焦点を合わせ、その形成主体と形成過程に関わる諸課題について、またそれらの今後のあり方について理解を深め、政策をみる基本的な視点を獲得することを目的とする。

(講義概要)

はじめに、政策過程という一連の連続する過程について 概観したのち、環境変動や行政官僚制の意思決定との関連 について論ずる。その上で、主として地方自治体を念頭に、 行政計画や条例といった政策の実現手段について、近年の 自治体の取り組みを手がかりに論ずる。最後に、これらの 理解にたって、政策評価のあり方や政策における民意吸収、 住民による統制の手法について検討する。

授業計画

- 1. 講義の概要
- 2. 授業の視点
- 3. 政策過程と政策の構造
- 4. 環境変動と政策立案
- 5. 行政官僚制と意思決定
- 6. 中間のまとめ (1)
- 7. 計画行政と行財政管理
- 8. 総合計画と分野別行政計画
- 9. 事例(1)
- 10. 事例 (2)
- 11. 中間のまとめ (2)
- 12. 政策と民意吸収
- 13. 政策評価と住民参加
- 14. 講義のまとめ

テキスト、参考文献

(参考文献) 真山達志『政策形成の本質』、成文堂、2002.

山谷清志『政策評価の実践とその課題』、萌書房、2006.

評価方法

- 1. 出席 15%
- 2. 中間試験 20%×2 回(計 40%)
- 3. 期末試験 45%

08~10 律・国・総 ****/****/経済政策 a 担当者 阿部 正浩 03~07律・国 ***** 授業計画 講義目的、講義概要 平成14年4月から『行政機関が行う政策の評価に関する 1 この講義の概要(オリエンテーション) 法律』が施行されました。この法律では、行政機関が行う 2 『行政機関が行う政策の評価に関する法律』について 政策評価に関する基本的事項が定められ、客観的で厳格な 3 政策評価と統計(その1) 政策評価の実施を政策当局に求めていると同時に、その評 4 政策評価と統計(その2) 価結果の政策への適切なフィードバックについても求めて 5 政策評価と実証経済学(その1) います。この授業では、このように近年重要になっている 6 政策評価と実証経済学(その2) 政策評価の手法について講義します。 7 政策評価と実証経済学(その3) 8 政策評価と実証経済学(その4) なお、この講義ではエクセルを利用したレポートを課す 9 識別問題 る予定があります。また、授業時間中のPCを持ち込み、 10 因果関係 利用することも歓迎します。 11 ケース・スタディー(その1) 12 ケース・スタディー(その2) 13 ケース・スタディー(その3) 14 ケース・スタディー(その4) テキスト、参考文献 評価方法 テキストはありません。参考文献は授業中に紹介します。 出席、レポート、期末テストで評価します。詳細は第1回 目の授業で説明します。

| 08~10 律・国・総03~07 律・国 | | | 担当者 | 阿部 正浩 |
|--|---|--|---|--|
| 03~07 律・国 | | 授業計画 | | |
| 分析します。 経済対立 と失敗するこうない と失りだ能ので多るのに機いうないして りいとが多いとしなりないといる がよりないとなりないといる で完ない とと、こるとことで とて機能しているところ とこことで とこことに といるところところところところといるところといる。 | 済政策決定の過程を経済学的視点かられるとき、その多くは「市場対政府」なされます。資源配分を市場に任せるく、市場の失敗を正すために政府がある論者がいる一方で、市場は己のは問題が多人々もいます。しかし、現実をみると、も多々あるし、それと同じくらい政府もとも事実です。つまり、市場もした。この対現実です。この講義では、こうな所の関係について、取引費用の観点かます。 | 1 この講義の概要 2 政策分析の基本 3 政策分析の基本 5 政策分析の基本 6 取引費費用分析の 8 取引費用分析の 9 取引費用分析の 10 ケーースス 11 ケーースス 12 ケーースス 13 まとめ | 本的考え方(そ 本的考え方(そ 本的考え方(そ) かお親親みの神組組みの神組 がでくてのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | Ø1) Ø2) Ø3) Ø4) 1) 2) 3) 4) 1) 2) 3) |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| テキストはありませ | ん。参考文献は授業中に紹介します。 | 出席、レポート、 目の授業で説明し | | 評価します。詳細は第1回 |

 08~10 律・国・総
 *****/****/環境政策 a
 担当者
 塩田 尚樹

 03~07 律・国
 *****/******

講義目的、講義概要

地球温暖化問題のしくみと政策現場での議論について 概観し、環境問題の自発的解決の困難さと公的機関による 政策の必要性について経済学的に解説します.

まず代表的な環境問題の一つである地球温暖化を取り上げ、環境問題についての具体的なイメージを深めます. 本年度は京都議定書以降の温暖化対策にも焦点を当てる予定です.

その後,多くの環境問題に共通する構造を抽象化し、非協力ゲーム理論を使って分析します.「われわれ一人ひとりにとって望ましい行動が、社会にとって望ましい行動と一致しないため、自発的解決が期待できず、政策を講じる必要がある」という環境問題の特徴が、よく理解できると思います.

本学で開講されている「ミクロ経済学」、「公共経済学」、「環境経済学」などの科目を合わせて履修すると、相互に理解が深まると思います。強制ではありませんが、履修選択の際の参考にしてください。

なお、「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を 受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考 えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいま す.

授業計画

- 1 授業のねらいと方針
- 2 地球温暖化のメカニズム
- 3 地球環境の歴史
- 4 化石燃料消費の歴史
- 5 温暖化対策の歴史
- 6 気候変動枠組条約
- 7 京都議定書
- 8 京都メカニズム
- 9 第1約束期間以降の環境政策
- 10 環境問題のモデル化
- 11 個人の最適性と社会的最適性
- 12 『共有地の悲劇』
- 13 自発的協力の可能性
- 14 まとめ

参考文献

環境省ホームページの地球環境・国際環境協力の温暖化に あげられている行政資料が有用です.

評価方法

定期試験で評価します. なお, 講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります.

08~10 律・国・総 *****/環境政策 b 担当者 塩田 尚樹 *****/*****

講義目的、講義概要

環境政策の手段の有効性について, ミクロ経済学の立場から考察します.環境問題の具体的なトピックとしては, 主として地球温暖化問題を取り上げます.

環境税や排出量取引制度のような「経済的」手段が、固定的排出量割当などの「非経済的」手段と比べてどう優れているのかが主要論点です。ミクロ経済学で学ぶ「資源配分の効率性」という概念が基礎になります。

まず、経済学で環境問題を取り扱う際に必ず登場する「ピグー税」と呼ばれる課税ルールのしくみとその限界について解説します。その後、実際の環境政策の現場で「経済的」な政策手段が支持される最大の根拠の一つとなっている汚染削減費用の最小化特性について検討します。

本学で開講されている「ミクロ経済学」、「公共経済学」、「環境経済学」などの科目を合わせて履修すると、相互に理解が深まると思います。強制ではありませんが、履修選択の際の参考にしてください。

なお,「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を 受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考 えますので,授業態度のよくない人は退出してもらいま す.

授業計画

- 1授業のねらいと方針
- 2 環境問題の経済学的把握
- 3 利潤とその平均変化率
- 4 企業行動:利潤最大化
- 5 環境汚染の社会的費用とその平均変化率
- 6 市場均衡と社会的最適汚染量
- 7 単位税の企業行動への影響
- 8 ピグー税による社会的最適性の回復
- 9 ピグー税の難点
- 10 汚染削減費用とその最小化
- 11 ボーモル・オーツ税
- 12 排出量取引制度(1)
- 13 排出量取引制度(2)
- 14 まとめ

テキスト

塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」 (講義支援システムにより配布予定)

評価方法

定期試験で評価します. なお, 講義中の私語などの迷惑行 為で減点する場合があります.

| 08~10 律・国・総 | *****/****/都市政策 a | | 担当者 | 倉橋 | | |
|---|--|--|---|---|--|--|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | 1534 | 石1同 22 | | |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | | | |
| 自分の会社のオファ た中心市街地の活性 周りにあふれている 諸問題の最新の状況 用し分析することを 【講義概要】 | ころで交通問題(主に交通渋滞)、土地、 | 1. 講義の記述 ((3 . 次交受出) (4 . 変交受) (4 . 変交受出) (5 . 生) (5 . 生) (7 . 平) (7 . | 道道新か地地地券工融ンンイの建建 のの他性性のののと(学現証ロス設設、決決決・Jそのののムと(学現証ロスをは、まままりのののと(状券ース)のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | リットと費用) (る地価上昇の恩恵はだれが 方) 方、その1) 方、その2) EIT) () 2) | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | | |
| 版(日本評論社)、金 | 参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済学』第2本良嗣『都市経済学』(東洋経済新報社)、倉 「プライム問題の正しい考え方』(中公新書) | 定期試験による | 0 | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/****/都市政策 b | | 担当者 | 倉橋 透 |
|---|--|--|---|--|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | , –, –, | AT IIIN AG |
| 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| 自分の会社のオフィ た中心市街地の活性 周りにあふれている 諸問題の最新の状況 用し分析することを 【講義概要】 | 借りたり住宅を買ったりする、企業がスを証券化する、地方公共団体が寂れた化を図るなど都市に係る話題は我々のである。この講義は、こうした都市をめぐるとを述べるとともに、ミクロ経済学を応い目的とする。 本が象に、その発生、発展、土地利用 | 5. 都市の発展段 6. 都市の発展段 7. 都市の発展段 8. 都市と土地利 9. 都市と土地利 10. 都市と土地 | 問題(都市の原見 関題(都市のの と と と と と と と と と と と と と と と と と と | 成立要因) 失敗と都市問題の発生原因) 遂展段階) マー商店街の現状と対策) スタディ) 立地決定メカニズム) スの立地決定メカニズム) 利用規制とその経済的影響) 上地区画整理事業) |
| テキスト、参考文献 | Č. | 評価方法 | | |
| | 。参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済 論社)、金本良嗣『都市経済学』(東洋 。 | 定期試験による。 | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/****/土地法 | | 担当者 | 小栁 春一郎 |
|---|--|----------------------|--|--|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | , | A MA H WA |
| 講義目的、講義概要 | 講義目的、講義概要 授業計画 | | | |
| 裁判事)は、「土地法」は、「土地法」は(土地会社会社会を表するもの」を表現を作る。 本講教法 土地 上 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 | 田中二郎博士(東大名誉教授、元最高に関する私法(土地私法)と土地に関 ことをあわせ含み、これを総合的に考 でいるが(同『土地法』有斐閣、1994 、現在の土地所有権・土地法秩序に関 のり方を概観する。講義の目標は、抽像のあり方を理解することだが、具体的に は、可能を表しているが、現体的には、である。 には、不動産所有権とりわけ土地所有権 さらに、不動産担保の主流である抵当権の後、借家・借地・マンション法の特徴 「動産業者のせきにんを。」 は、財産権保障の特質を検討した後、 準法、都市再開発法の重要概念を学び、 の総合になり、また、実際の不動産売 重要な宅地建物取引業法を検討する。 | 3 不動産の取引 4 不動産の取引 | ②登記の意記の意記 ③売買の別点の表記買契約の ④契約の別点を ・数の別点を ・数ののでは ・数ののでは ・数ののでは ・数ののでは ・数ののでは ・数のでは ・るでは ・るで ・るで る る る る る る る | の不履行 消し・無効・抵当権 市計画制限 築基準法 約 質確保法等 |
| テキスト、参考文献 評価方法 | | 評価方法 | | |
| |)法律知識・日経文庫(2005年) 必ず第1回前に入手して欲しい。 | 出席をとるが、そ期末試験の比重に | | 20%程度である。 である。 |

| 08~10 律・国・総 *****/****/**** | 国・総 *****/****** | | * * * * |
|-------------------------------|------------------|-----|---------|
| 03~07 律・国 *****/***** | | 担当者 | |
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/****/医療・福祉概論 a | | | 担当者 | 石井 | 加代子 |
|--|--|-------|--------------------------|--------------|---|-----|
| 03~07 律・国 | ~07 律・国 *****/***** | | , , , | 1.71 | 74.1 | |
| 講義目的、講義概要 | 2 | 授業計画 | | | | |
| 社国家"のあり方と で学ぶことを目的と 講義者書の内で、 精義書の内で、 を目れて、 を学期は、 を学期は、 を学期は、 を学期は、 を学期は、 を学期は、 を学りでする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 とを記さまする。 ときまる。 ときる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 と | ずた参考書に沿って進めていきますが、国の状況をもとに書かれているため、必り状況についても紹介していきます。 家の成立過程や、福祉国家を理解するたいでは、概論的な話を中心に進めてい春学期に習得した知識を活用し、諸制気について勉強していきます。 が進み、国の財政が緊迫する中、医療やあり方について地強で大きな関心を集めて、こういった問題について自てもらうことを期待しています。 | 2. | 雷雷社社雷 雷雷生生材材祉社会会社 祉祉活活政政 | (2) (策の現状 | 背景(1) 背景(2) 1) 2) 的解釈(1) 的解釈(2) 的解釈(3) (1) | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | | | |
| 参考文献: Nicholas Barr, <i>Ecc</i> Oxford University | onomics of the Welfare State, Press. | 出席および | 期末 | テストの総合 | 於評価 | |

| 08~10 律・国・総 ******/****/医療・福祉権 03~07 律・国 *****/***** | 担当者 | 石井 加代子 | |
|--|---|--|----------------|
| 講義目的、講義概要 この授業では、医療や介護、年金、貧困対策を提供する"福祉国家"のあり方と必要性を経済学の視点を交えて学ぶことを目的とします。 講義は、下記に挙げた参考書に沿って進めていきますが、参考書の内容は英国の状況をもとに書かれているため、必要に応じて、日本の状況についても紹介していきます。 秋学期は、春学期に習得した知識を活用し、諸制度のあり方や問題点について勉強していきます。履修に際し特に規定は設けませんが、春学期の授業を履修していることが望 | 2. 福祉 3. 保険 4. 保険 5. 保険 6. 消費 7. 消費 8. 貧困 | トロダクション 国家について こついて(1) こついて(3) こついて(3) O平準化〜年金 O平準化〜年金 対策(1) 対策(2) | <u>c</u> ∼ (1) |
| ましいでしょう。 人口の少子高齢化が進み、国の財政が緊迫する中、医療や福祉の保障制度のあり方について昨今大きな関心を集めていますが、この授業を通して、こういった問題について自ら考える力を養ってもらうことを期待しています。 尚、トピックスについては、やむを得ない事情から取捨選択することがあります。 | 10. 医療政策(1) 11. 医療政策(2) 12. 医療政策(3) 13. 子育て政策 14. まとめ | | |
| テキスト、参考文献 参考書: Nicholas Barr, <i>Economics of the Welfare State</i> , Oxford University Press. | 評価方法出席および期末 | テストの総合記 | 平価 |

| 08~10 律・国・総 *****/****/高齢化社会記 | 8~10 律・国・総 *****/****/ 高齢化社会論 a | | 奥山 正司 |
|--|--|--|--|
| 03~07 律・国 *****/***** | 担当者 | 大田 上日 | |
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | |
| この講義では、人口高齢化がもたらす社会的インパクトや老年期における高齢者の社会生活の変化及び老人福祉、老後保障の内容及び動向などについて、理解を深めることを目的とする。 具体的には、日本における人口高齢化、高齢化の地域的偏在、平均寿命、健康寿命、エイジズム、家族、居住形態、ライフ・サイクル、就業など高齢者の客観的な生活の様相について、諸外国との対比をふまえながら講義し、高齢(化)社会の全体像を明らかにする。 | 6. 敬老支配 7. 高齢者と 8. ライフ・ 9. ライフ・ 10. 高齢者と | ト、化グと家ササ生帯社高い動高齢、ジ老ルイイ計の会齢が老ルルび得動生と論化系が現るの経水がある。 | 社会 ging) 平均余命、長寿社会 ム 子の居住形態 家族周期と老年期 過程及び高齢者の生活 済状況 準、所得構造、消費水準 |
| テキスト、参考文献 | 評価方法 | | |
| 授業時に指示する。 | 基礎にして、レン | ポート (10% | こと。筆記試験(70%)を が),授業中での小テスト 加味して総合的に評価する。 |

| 08~10 律・国・総 | ****/****/高齢化社会論 | b | | 担当者 | 奥山 正司 |
|----------------|------------------|----------------------|---------|-----------|---|
| 03~07 律・国 | ****/ | * * * * | | 127.4 | 英 田 正刊 |
| 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | | |
| この講義では、 | 老人福祉法及び介護保険法、老人 | 1. | 老人福祉法 | :、社会福祉 | 上法 |
| 保健法等をふまえ | さ、老人福祉サービスの居宅サービ | 2. | ゴールドフ | プラン、新コ | i ールドプラン |
| ス及び施設サー | ビス、老後保障の動向などについ | 3. | 介護保険法 | <u> </u> | |
| て、理解を深める | ることを目的とする。 | 4. | 在宅福祉サ | ーービス(1) | |
| 具体的には、老 | ど人福祉、老後保障,介護保険など | 5. | 在宅福祉サ | ービス (2) | |
| の法的側面及び | 制度についてと福祉先進国である | 6. 在宅福祉サービス (3) | | | |
| スウェーデン、デ | ンマーク及び自立自助の米国と比 | 7. 施設福祉サービス (1) | | | |
| 較しながら日本の | の高齢者福祉はどのような点に特 | 8. 施設福祉サービス (2) | | | |
| 徴がみられるのか | い、を講義し、高齢(化)社会の全 | 9. 施設福祉サービス (3) | | | |
| 体像を明らかにす | 十る。 | 10. 施設福祉サービス (4) | | | |
| | | 11. 老齡保障(1)社会保障、財政支出 | | | |
| | | 12. 老齢保障(2)年金保険、医療保険 | | | 険、医療保険 |
| | | 13. 諸外国の高齢者福祉 | | | |
| | | 14. 講義のまとめ | | | |
| テキスト、参考文献 | Ċ | 評価 | 5方法 | | |
| 授業時に指示する | 0 | 基礎 | たして, レオ | ドート (10%) | こと。筆記試験(70%)を),授業中での小テスト □味して総合的に評価する。 |

08~10 律・国・総 *****/****/地方財政論 a 担当者 伊藤 為一郎 *****/*****

講義目的、講義概要

地方財政は「行政のデパート」といわれるように、義務 教育、警察、消防、上・下水道、商工政策のような地域振 興政策、まちづくり等多様な公共サービスを供給していま す。

こうした公共サービスは市民が働いて得た所得から支払 われた税金で賄われていますから「受益と負担」について 納税者はもっと関心を寄せることが求められています。

地方公共団体のこのような活動を金銭面からとらえたも のが地方財政です。住民の日常生活と密接に関連している 地方財政の役割を明らかにすることが目標です。

自然条件、地理的要因、産業構造、人口構成等が多様な自 治体がそれぞれの資源を有効に活用して、自立して生きて いくことができるように知恵と工夫を凝らすことをもとめ られています。

授業計画

はじめに 文献紹介 地方財政の現状 地方政府と中央政府 経済の発展と地方財政の機能の拡大 地方財政の国際比較 地方財政の多様性 地方分権の推進・町村合併 機関委任事務の廃止 地方税・財源の改革をめぐる議論 地方財政の課題 持続可能な地域経営

テキスト、参考文献

講義の中で紹介します

評価方法

期末テスト及び中間での小テストの成績により評価しま す

08~10 律・国・総 *****/****/地方財政論 b 担当者 伊藤 為一郎 *****/*****

講義目的、講義概要

地方財政は「行政のデパート」といわれるように、義務 教育、警察、消防、上・下水道、商工政策のような地域振 興政策、まちづくり等多様な公共サービスを供給していま す。

こうした公共サービスは市民が働いて得た所得から支払 われた税金で賄われていますから「受益と負担」について 納税者はもっと関心を寄せることが求められています。

地方公共団体のこのような活動を金銭面からとらえたも のが地方財政です。住民の日常生活と密接に関連している 地方財政の役割を明らかにすることが目標です。

自然条件、地理的要因、産業構造、人口構成等が多様な 自治体がそれぞれの資源を有効に活用して、自立して生き ていくことができるように知恵と工夫を凝らすことをもと められています。

授業計画

はじめに 文献紹介

地方財政の現状 地方政府と中央政府 経済の発展と地方財政の機能の拡大 地方財政の国際比較 地方財政の多様性 地方分権の推進・町村合併 機関委任事務の廃止 地方税・財源の改革をめぐる議論 持続可能な地方財政の課題

テキスト、参考文献

講義の中で紹介します

評価方法

期末テスト及び中間での小テストの成績により評価しま +

| 08~10 律・国・総 | 聿・国・総 ****/****/財政学 a | | 担当者 | 野村 容康 |
|--|--|---|---|--------|
| 03~07 律・国 | *****/ | | 12-10 | 711 AW |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業計画 | | |
| といったわか政国の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の政事の | 数赤字、税制改革、年金改革、公共事業 対政問題を考えていく際の手掛かりとな 基礎的事項について概説する。本講の受 の基礎的な制度とその機能について理解 対問題について自分なりに考える力を身 なと言えば政府の支出活動面に重点を置 機能とわが国財政の現状、公共支出に解説 所収入の中で最も重要な租税に関する議 変、税制改革論等)に焦点を絞って授業 どを通じてできるだけ財政制度改革、税 いてフォローし、わが国の財政に関する ましい。なお、受講のためにはミクロ経 と習得していることが望ましい。 | 1. 財政とというのは、1 対政を学との得得のの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対のの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対ののの理理対のの理理が対象を表示している。 | の調再再理理論論果のと登機配② 状論② 状論・ (2) 状論・ (2) ままる (3) ままる (4) ま | |
| テキスト、参考文献 | <u> </u> | 評価方法 | | |
| | ・八巻節夫『新財政学』文眞堂 ×の財政』、『図説日本の税制』 | 定期試験の成績 出席は考慮しな | | |

| 08~10 律・国・総 | *****/****/財政学b | | 担当者 | 野村 容康 |
|-------------|-----------------|--|-----|-------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | | | |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | |
| (財政学 a 参照) | | 1. 租税ののの 4. 課税のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | | |
| テキスト、参考文献 | ŧ | 評価方法 | | |
| (財政学 a 参照) | | (財政学 a 参照 | | |

 08~10 律・国・総 03~07 律・国
 ******/*****
 担当者
 飯島 一彦

 講義目的、講義概要
 授業計画

 日本は世間一般がぼんやりと信じているような単一民族 国家でもないし単一言語国家でもない。当然そこに見られ る「文化」も決して単純で直線的な、いわば教科書記述的な歴史を持っているわけではない。そしてそれは日本に限
 1 オリエンテーション・導入 2 文化と文明…政治と現実 3 日本文化の歴史的複合重層性

文化とは、「<u>ある特定の人間集団が生活をし、それを維持</u> するために必要と考える心の動きが形として表れたもの」 の総体を指す。決して優れた美術作品や代表的な建築のみ を言うのではない。

「日本」が含む諸地域の持つ文化的特徴を「歴史的複合 重層性」ととらえ、周辺諸地域(朝鮮半島・ユーラシア大 陸・南島諸地域)との文化交流によって複合し、新たな形 態を産み出していく文化のあり方と、ある時代に盛期を迎 えた典型的な文化的特徴が積み重なり、時代を超えて重層 化するあり方が現在の文化を形作っているという立場か ら、海外との交流、国内交流、文字表記、振る舞い、季節 感、信仰、文芸、美術・建築、芸能、思想、東西・都鄙観 などの諸分野を概観し、具体例を示して講義していく。

- 4 日本は閉鎖的な国か?
- 5 「日本」はいつから「日本」か?
- 6 季節感…「四季」の嘘と作られた感受性
- 7 文字の輸入…漢字・片仮名・平仮名
- 8 ものの行き来、人の行き来
- 9 日本人の振る舞い…正直・清潔・契約
- 10 律令の輸入…「天皇」と「国家」
- 11 「鎖国」…開かれていた国「日本」
- 12 明治維新の文化史的意味付け…「和魂洋才」
- 13 「日本人」の暮らしと死生観
- 14 まとめ

テキスト、参考文献

ったあり方でもない。

【参考文献】日本史年表と国語便覧(大学受験程度の内容、 どこの出版社のものでも可、できれば図版を多く載せるも の、世界史との対照ができるもの)

評価方法

学期末試験(論述式)の成績による。

 08~10 律・国・総
 ******/*****/日本文化論 b
 担当者

 03~07 律・国
 ******/*****

飯島 一彦

講義目的、講義概要

「ある特定の人間集団が生活をし、それを維持するために 必要と考える心の動きが形として表れたもの」の総体を「文 化」と言う。決して優れた美術作品や代表的な建築のみを 言うのではない。無意識の行動である日常の振る舞いや、 暗黙の了解の裡に存在する価値観もすべて「文化」である。 その中でも民俗芸能は、民衆生活との結びつきの深さとい う点からは特徴的な「文化」である。

日本の民俗芸能は世界にもまれに見る濃厚さで民衆生活 と結びついてまだ残存している。いわゆる先進国に属する 国としては唯一と言って良い。

そこにはっきりと呈示されている、日本の文化の基盤を 形成する「見えないもの」との対峙の仕方を、年中行事・ 信仰・地域社会・儀礼等との関わり方から分析し、講義し ていく。「神の来訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」「年 齢階梯」という観点から東西日本の様々な民俗芸能を取り 上げ、フィールドワークにもとづく映像資料を用いて視点 を呈示し、概念と「表現」や「型」、「振り(演出)」の実際が どう機能しているかに留意する。

授業計画

- 1 オリエンテーション・導入
- 2 日本文化の複合重層性と「見えないもの」
- 3 神の来訪と芸能①…春日若宮のおん祭
- 4 神の出現と芸能②…八重山の祭と芸能 I
- 5 異人の出現と芸能①…八重山の祭と芸能Ⅱ
- 6 異人の出現と芸能②…岩手県の鹿踊・剣舞
- 7 稲作の習俗と芸能①…中国地方の花田植
- 8 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り I
- 9 稲作の習俗と芸能③…東北の田植踊りⅡ
- 10 稲作の習俗と芸能④…能登のアエノコト
- 11 年齢階梯と芸能①…福島県の成人儀礼「幡祭」
- 12 年齢階梯と芸能②…兵庫県の宮座 I
- 13 年齢階梯と芸能③…兵庫県の宮座Ⅱ
- 14 まとめ

テキスト、参考文献

テキスト『日本の伝統芸能』錦正社、(税込 3,500 円) ISBN4-7646-0109-5 参考文献は随時教室で示す。

評価方法

数回実施する小レポート、学期末試験もしくはレポートの成績

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|---|----------|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 ******/***** 講義目的、講義概要 授業計画 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | 状 | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/***/地域文化 | 担当者 | 林 革一 |
|-------------|---------------|-------|-------|
| 03~07 律・国 | ****/**** | 14374 | / |

現在、特に都会では隣にどのような人がすんでいるのかわからない状況にある。しかし少なくとも江戸時代以降には、地縁的共同体が形成され、それにより個々の生活が支えられていた。

また阪神淡路大震災において、地縁的共同体が相互の助け合いに大きく役立ったという報道がなされている。

しかし都市化やネットの普及で、近隣との縁が薄くなった現実であり、社会が子どもを守り成長を促すということがなくなってしまった。従来の「地域」が崩壊しているといえる。その中での阪神淡路大震災での「地域」の役割は興味深いものがある。

本講義では従来の「地域」がどのようなものであり、どのように機能してきたか、そして現在ではどのように機能しているか、祭りや実際の「地域」構造を例示しつつ説明するものである。本講義により、「地域」とは何か、また崩壊したといわれる地縁性をどのようにすればよいのか、「地域」の再生か、再生せずに別の在り方があるのか考えるきっかけになればと思う。

授業計画

- 1 講義の概要
- 2 地名の成り立ちと地域差の問題
- 3 地域形成と生活構造
- 4 地域の働き (ビデオと解説)
- 5 地域認識の問題(地名と地域の関係)
- 6 地域文化としての祭り
- 7 地域の重層的構成
- 8 重層的地域における祭祀組織
- 9 伝統的祭りの方向性(過疎地域の問題、具体例を通して)
- 10 都市と伝統的祭り(都市地域の問題、具体例を通して)
- 11 地域文化の方向性と伝播の問題
- 12 地域文化とフォークロリズムの問題
- 13 地域文化と新興の祭り(盆踊りと阿波踊り・よさこい祭りなど伝統的「地域」を離れた祭り。ビデオと解説)
- 14 地域とボーダレス社会 (現在にとって地域とは何か、 シャッター商店街、子どもへの目の問題も含めて)、 まとめ

テキスト、参考文献

授業時に適宜指示

評価方法

試験による。ただし欠席回数が4回を超えた者については評価対象とはしない。また授業開始30分を超えた者は遅刻扱いとし、遅刻2回で欠席1回とする。

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|-------------|--------------|----------|------|---------|
| 03~07 律・国 | | | ,, - | |
| 講義目的、講義概要 | 문 | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | -d- | == /= >+ | | |
| テキスト、参考文献 | Х | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 08~10 律・国・総 | ****/***/多文化共生論 | | | 担当者 | 田房 | 由起子 |
|------------------------|-------------------------------------|--|---------|--|---------------|-----------------|
| 03~07 律・国 | *****/**** | | | 1里314 | 四万 | 田起了 |
| 講義目的、講義概要 | Ę | 授業 | 計画 | | | |
| 本講義の目的は、 | 日本社会における外国人の状況を知る | 1. | ガイダンス | ・日本におけ | ける外国人の概 | 況(1) |
| ことにより、国際和 | 多動によって「異文化」の中で生活する | 2. | 日本におけ | る外国人の概 | 光 況(2) | |
| 人々の抱える問題に | こついて理解を深めることである。 | 3. | なぜ人は移 | 動するのか | | |
| まず、かれらのお | 犬況について理解するために、人の国際 | 4. | 人種とエス | ニシティ | | |
| 移動や、人種、エス | スニシティに関する理論について紹介す | 5. | オールドカ | マーとニュー | カマー (1) | |
| る。次に、いくつか | いのエスニック集団を紹介し、特に子ど | 6. オールドカマーとニューカマー (2) | | | | |
| も達が直面する問題 | 夏について取り上げたい。また、受け入 | 7. オールドカマーとニューカマー (3) | | | | |
| れ社会側の人々が、 | 国際移動してきた人々についてどのよ | 8. エスニシティとジェンダー・階層 | | | | |
| うに認識し対応して | ているかといった点についても検討し、 | 9. 子どもたちと教育 | | | | |
| そこから「多文化却 | +生」の可能性を模索したい。 | 10. 子どもたちと教育・アイデンティティ | | | | |
| なお、本講義では | は受講者が講義内容を理解しやすいよう | 11. 差別と「多文化共生」 | | | | |
| に、新聞記事、テレ | ビ番組などの教材を使用する予定であ | 12. 統合と「多文化共生」 | | | | |
| る。 | | 13. | 総括 | | | |
| | | | | | | |
| テキスト、参考文献 | | | 評価方法 | | | |
| テキストは特になし 参考文献は授業時に | ン。必要に応じてプリントを配布する。 こ紹介する。 | 出席状況 (2/3以上の出席が必要条件、20%)、授業内でのレポート (40%)、期末試験 (40%) により評価。 | | | | |
| | -m-/1 / W 0 | | . , (10 | / - / \ / // / / / / / / / / / / / / / / | , (10/0) (0 | · > F.I. Ibrido |

| 08~10 律・国・総 | 08~10 律・国・総 ******/****** 03~07 律・国 民法 I / 民法 I | | 担当者 | 造藤 | 研一郎 |
|---|--|---|--|-------------------------------|----------|
| 03~07 律・国 | | | 担ヨ有 | 逐隊 | 11)1 [3] |
| 講義目的、講義概要 | 5 | 授業計画 | | | |
| に関する諸制度, の導入科目として 目的とする。 なお,授業の具 して最終決定する 問や判例)を素材 | 講】 総則」および「物権(担保物権を除く)」 各条文の理解を深めるとともに、民法 、民法の全体像をも理解させることを 体的な進め方などは、受講者数を考慮 が、いずれにせよ、具体的な事例(設 として、受講者の問題発見能力・分析 を養うことに主眼を置く。 | 1. ガス(2) 3. ス(2) 3. ス(2) 3. ス(3) 4. ス(4) 3. ス(4) 4. ス(4) 3. ス(4) 4. ス(4) 3. | 所債担相自自法意意総代代総法時 権不 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | が 素問題 諸問題 諸問題 話問題 | |
| テキスト、参考文献 | ‡ | 評価方法 | | | |
| 教科書は指定しないと。毎回,プリント | い。各自が選定した基本書を使用するこ 、を配布する。 | 受講者数が比較 行うことを前提 が多い場合には | に, 平常点+ | レポートで評 | |

| 08~10 律・国・総 | | | 担当者 | * * * * |
|---------------------------------------|--|------|-----|---------|
| 03~07 律・国 *****/***** 講義目的、講義概要 | | 授業計画 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| テキスト、参考文献 | | 評価方法 | | |
| | | | | |
| | | | | |

シラバス 法学部

2010年4月1日発行 獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 電 話 048-946-1664



| 学 | 科 | 学年 | Ē | 夭 | 名 |
|---|----|----|---|---|---|
| | 学科 | 年 | | | |